

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日 (木)

(第 1 日 目)

平成27年第6回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成27年第6回荅北町議会定例会は、平成27年12月10日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	宮崎 裕昭	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	荒木 広之
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教育課長	汐崎 正喜	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第6回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、松本良人君、2番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

9月3日上天草市で開催された「平成27年度天草地域国県道整備促進期成会総会」に野崎建設経済常任委員長と出席をしました。

9月12日、第70回熊本県民体育祭熊本市大会において活躍する本町の代表選手の激励を行ってきました。

9月29日、熊本空港で開催された天草エアライン次期導入機ATR42-600の内覧会に出席をいたしました。

10月1日、2日、玉名郡玉東町で開催されました「熊本県町村議会議長会理事会議並びに郡事務局長合同会議」に事務局長とともに出席をしました。又、10月2日午後、県庁土木部を訪ね、9月議会で採択いたしました熊本県管理河川等の整備要望書を県港湾局河川課の村上課長に提出をし、要望を行ってきました。

10月14日から16日にかけて天草広域連合議会先進地視察研修として、別府市藤

ヶ谷清掃センター、都城市高崎一般廃棄物最終処分場、これは屋根をかけてありました。それから、薩摩川内市消防局、これは川内原発に一番近い所の消防局でございますが、訪問し、研修を行ってきました。

10月20日、鹿児島市民文化ホールで開催された森林・林業・林産業活性化九州大会に錦戸副議長が出席をいたしました。

10月27日、益城町文化ホールで開催された「熊本県町村議会議長会」の議員研修に全議員で参加をいたしました。研修は、鳥取県知事や総務大臣を歴任された慶應義塾大学の片山法学部教授を講師として、「地方議会の課題とその活性化策」と題する講演を受講してまいりました。

翌10月28日は、御船町議会の議会活性化の取り組みについて井本御船町議会議長をはじめ、御船町議会総務文教常任委員会の皆さまと意見交換を行い有意義な研修を行いました。

11月2日に開催された苓北町振興計画審議会に出席をいたしました。

11月9日、県で開催された天草地域の国県道路整備促進に関わる要望活動に野崎建設経済常任委員長が出席をいたしました。

11月11日、東京NHKホールで開催された「第59回全国町村議会議長大会」に錦戸副議長が出席をいたしました。

11月19日、熊本県自治会館で開催された県町村議会議長会主催の「議会広報クリニック」に浜口広報委員長をはじめ、広報委員が出席をいたしました。

11月20日、都市再生整備計画評議委員会に出席をいたしました。

同じく11月20日、天草広域連合議会運営委員会に出席をいたしました。

11月29日、東京霞ヶ関東海大学校友会館で開催された「第20回関東ふるさと苓北会総会」に錦戸副議長、山下議員、野崎議員、事務局長が出席し、参加された約200名の皆さん方にふるさとの情報を発信するとともに懇親を深めてまいりました。

11月30日、「苓北交番連絡協議会」に出席をいたしました。

12月2日、天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。内容は、工事請負契約の変更締結と平成27年度一般会計補正予算、平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定等について審議いたしました。全て原案通り可決をいたしております。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。

町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

9月定例会以降、12月前半にかけては、行事、イベントが続きました。

まず、9月27日、坂瀬川と都呂々地区の町民体育祭がございました。

10月4日には、志岐地区、富岡地区の町民体育祭。

10月14日と15日には、各地区の敬老会を実施しました。

10月25日には、志岐集会所において遠くは千葉県をはじめ、県内外から101名のご参加をいただき、吟詠「泊天草洋」全国大会を実施しました。

11月7日には、県内各地から約200名の参加のもと、農村運動広場をスタート・ゴールとした苓北夕やけマラソン大会。

11月8日には、都呂々小学校グラウンドにおいて防災訓練を実施いたしました。

11月29日には、東京都内の東海大学校友会館におきまして「20周年記念関東ふるさと苓北会総会」が開催され、苓北町から私及び錦戸副議長をはじめ7名が出席いたしました。又、来賓の方々も多数ご臨席をいただきました。総会の出席者は約200名で、趣向を凝らした出し物や会員相互の親睦交流等、大いに盛り上がり、ふるさとの話題にも花が咲きました。

12月6日には、志岐集会所他で「第3回天草ジオパーク祭」が開催され、町内外から多数の参加がありました。

次に、諸行事についてのお知らせでございます。

今月28日、役場の仕事納め式が終わりますと、29日から1月3日まで年末年始休暇に入ります。又、28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けまして1月4日は、午前10時30分から志岐集会所におきまして成人式を開催します。なお、今回の対象者は85名となっております。

又、1月10日日曜日は、午前8時40分から農村運動広場におきまして苓北町消防団出初式を開催いたします。

次に1月15日金曜日でございますが、志岐集会所において「町制施行60周年記念式典」を開催いたします。新年早々の行事開催となりますが、議員皆さま方におかれましては、ぜひご出席のほどをお願い申し上げます。

この他、1月17日は、志岐集会所においてニューイヤーコンサート。

1月24日は、農村運動場をスタート・ゴールに「第5回健康づくり駅伝大会」が開催されます。これらの文化・スポーツ行事につきましても、ぜひご観覧ご声援をいただきますようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（山本政人君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告1番、石田みどり、6番議員でございます。

本日は、3点について町長に質問をいたします。

まずはじめに子育て支援として、高校卒業までの医療費を無料にということです。

3月議会でも質問をしました。その時の町長の答弁は、「中学卒業までの窓口負担を無料にしたばかりであり、県の補助対象年齢の上げを求めて総合的に検討したい。予算については200万円あればできる。」ということでした。県への補助対象年齢の上げ要求は、その後されたのでしょうか。

町の予算規模47億円からすると200万円というのはわずかな金額です。町長の公約である子育て支援の項で「経済的支援を今後も推進する」と掲げてあります。少子化の中で苓北町は、子育てがしやすい町として、今ある支援策と併せてアピールできるのではないのでしょうか。

高校進学は、親にとっても負担が大きいです。町も支援をされていますが、ここへ加えてもらって高校卒業までの医療費を無料にするお考えはないかお尋ねします。

2点目でございます。移住定住者へ町としての支援策はありますか。あるとしたら情報発信はどのようになさっておりますか。

苓北町も少子高齢化が急速に進んで毎年毎年人口が減り続けています。苓北町だけではなく全国的な問題であり、消滅都市に挙げられているところが大部分です。議会の質問でも毎回のように取り上げられております。どこの自治体でも人口減には頭を痛めており、あの手この手で対策を考えています。農業を生業としたい移住者に対しては県の補助があることは前回の町長の答弁でわかりましたが、苓北町の平成27年度の事業の中にも移住定住のための支援策を検討するとありましたが、検討されたのでしょうか、お尋ねします。

検討されたとしたらどのような支援策がありますか。町独自の支援策をどのように考えておられますか。またその情報発信はしていらっしゃるのでしょうか。苓北町は町が造成をした財ノ尾に新築する際には助成があることは知っておりますが、ほかにありませんでしょうかお尋ねをします。

3点目でございます。TPPの大筋合意と苓北町の農漁業、又、鳥獣対策についてお尋ねをします。

TPPの大筋合意は、国会決議で聖域とした農産物重要5品目、コメ・麦・牛肉・豚

肉・乳製品・甘味料・甘味資源などです。この5品目の3割の関税を撤廃し、国会決議違反だとの批判が多く出ています。自民党は2012年の総選挙で「嘘つかない、TPP断固反対、ぶれない自民党」と訴えて政権に返り咲きました。大筋合意をした後、共同通信社が、全国知事、市区町村長にアンケートを行ったので、町長も提出されたと思いますが、TPPで一次産業の離職が増え、後継者不足に拍車がかかるといわれており、自治体崩壊や地域経済の衰退につながることにかなりかねません。全品目の98パーセントで最終的に関税が撤廃されます。野菜については関税は全廃です。日本の農林水産業への影響は計り知れません。又、今でも輸入品が急増しているのに食品添加物の基準も緩和され、9割の輸入食品が未検査で食の安全も脅かされます。苓北町の基幹産業である農業を守るため、TPPの大筋合意に対しての町長の見解をお尋ねいたします。

又、TPPも大きな問題ですが、鳥獣被害ももっと深刻です。志岐平野のレタス畑にもイノシシの被害が出ているということもお聞きしました。はるかぜの庭や農協本部にも出てきているということです。現在の捕獲状況はどうなっているのでしょうか。

イノシシも学習をしているようで罠ではかかりにくくなっていると聞きました。町のプランにも鳥獣被害防止対策の強化も掲げてありますが、対策はどのように考えておられますか。

以上の3点について質問をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援の中で医療費を高校卒業まで無料化してはどうかという質問でございました。石田議員から3月議会に引き続き、高校までの医療費無料化のご質問をいただきましたが、議員ご承知のように、これまで中学生につきましては、窓口負担の3分の2を助成しておりましたが、本年から全額助成し、子育て支援を拡充してきたところでございます。どうして3分の2にしたのかということですが、中学生は小学生と違いまして、体も相当丈夫になっております。それで、無料にいたしますと、乱診乱療が増える可能性もあると、ですから一部は負担をしていただいて、そして必要な方たちは、その後の3分の2は町から補助をしていくという考え方でございましたが、やはり子供さん方が非常に少ない。少ない中で大事な中学校時代を具合が悪くなったらちゅうちょせずすぐ病院に行けるような、そういう体制をとっていかうと考えて中学生までを無料化したわけでございます。

で、我が町におきます子育て支援につきましては、保育料、これは医療費だけでみていただくと、そう大したことはないと思いますけれども、保育料、第3子以降につきましては実質全額無料でございます。その他にも、障害児保育や誕生祝い金等独自の制度もあり、これらを総合的にみる必要があると考えております。

子育て医療制度の拡充につきましては本年度改めたばかりでもありますので、市長会や市町村会を通じて国や県に補助対象年齢の引上げを求めているところでございます。ご承知の通り、国も地方創生という大きな課題を掲げながら、我々にバランスの良い人口構成ができるような調整を求めているところでもございます。ぜひ、国のほうにおかれましても、少なくとも小学校に上がるぐらいまでの医療費無料化を実現をして欲しいと。その中で我々は、又、子育て支援に回せる財源というのが出てくるのではないかと考えているところでございます。そういった考え方の中で、確かに高校生まで無料とすると皆さんお喜びになるかと思いますが、もう少し様子を見させていただきたいと考えているところでございます。

その中で、定住者への支援と助成や補助についてのご質問でございました。

現在、移住定住の施策といたしましては、苓北町では町の分譲地に住宅を新築される方について補助金を交付いたしております。交付要件は、町外よりの転入者に20万円、町外問わず4人以上の家族には10万円、住宅の新築時期が1年以内は10万円、2年以内は5万円、町内に住所を有する業者に建設を依頼された場合は20万円、一部を依頼された場合は半額、最高60万円を交付しているところでございます。これに加えまして、これから移住を希望される方への情報発信の取り組みといたしましては、来年度空き家バンクを創設し、ホームページでの公開を予定しております。

又、支援策といたしましては、住民向けの住宅リフォーム補助の創設とともに移住者向けの空き家改修補助の創設を検討しております。補助等につきましては、財政と協議をしながら、来年度から実施できるように検討をしているところでございます。

又、この移住者対策の中に子育て支援というのは大きな力になると思っております。先程申しましたように、医療費ばかりではなく保育料等々につきましても相当充実をさせておりますので、これも含めて町内外に発信をしていきたいと考えているところでございます。

次に、TPPの大筋合意の中で苓北町に対する影響はどうであるかというようなことの主旨の質問をいただきました。共同通信社のアンケートの結果でございますけれども、大筋合意に関しましては反対が36.9パーセント、賛成が23パーセントと反対が多いようでございます。賛否につきましても39.5パーセントがどちらとも言えないと回答をしておられます。このどちらとも言えないをどう見るかの問題は別にいたしまして、全国の自治体でも、あるいは地域によってこの合意で困る方たちが多いところと少ないところが出てくるわけでございます。良いと考えるところがあると思っておられるところは都市部に案外多いのではないかと考えております。農林水産業に多く依存する地方におきましては、これはマイナスの影響が大きいものであると考えております。

今回の合意は苓北町にとりましても、関税交渉等の結果において国会決議がありながら残念な結果であったと考えているところでもございますし、特に農畜産物、水産物につきまして、我が町はやはり外に輸出できるような製品が少のうございます。農畜産物、水産物でも外国に輸出できるような物を持っておられる地方においては、これはチャンスと捉えておられると思いますので、その辺のところは我が町の状況とは違うところではないかなと考えているところでございます。

今後は、国もこれで困っておられる方たちに対する対応策をしっかりと来年の秋までには具体化するとおっしゃっておられますので、その具体案が出てきた中で私共もその対応策を十分に生かしながら、苓北町も独自に上乘せなり新たな支援を考えていきたいと考えているところでございます。

次に、鳥獣対策についてでございます。

これは、ご指摘の通り、この苓北町は特にイノシシでございますが、イノシシが捕っても捕ってもどんどん出てきます。今年も、大体例年の500頭、年間で500頭ぐらいなんですけど、今年ももう既に530頭を超えております。志岐平野の中にもイノシシ対策について、ほ場に隣接する山林や畑において箱罠による一定の捕獲はしておりますが、十分な成果に至っておりません。対策につきましては、農協とも協議をいたしまして、天草猟友会による猟銃や猟犬による駆除の実施を決めております。しかし、これにも大きな問題がございます。現在駆除の区域が人家やほ場に近ことから、住民の安全確保や作物への影響がないかなど、猟友会と協議中でございます。

今後更に、成獣、イノシシの大人の捕獲のための箱穴の技術講習会や、ほ場近くにイノシシを呼び寄せるような餌場をなくす取り組みを農家や関係機関と進めてまいります。なかなか、ただ捕獲するだけではこのままでは追いつかないような状況になってきていると思います。国も一定の財政支援はしていただいておりますが、昨今、やはり県のほうも腰を上げられまして、それぞれの地域で一緒になって鳥獣対策をやっていこうというような状況でございます。

何か良い特効薬があれば良いかと思いますが、ここは今の状況では、とにかく捕獲できるだけやっていこうと、とにかく頑張っていこうと考えているところでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君）　ここで、皆さん方をお願いいたします。

質問者であっても答弁者であっても、自席での発言をされる場合はマイクが良く入るようなことをお願いをいたしたいと思います。

石田君。

○6番（石田みどり君）　今、町長から答弁をいただきました。

高校までの医療費無料化についてなんですけども、県下45自治体の中で既に9自治

体、山鹿市、芦北町、和水町、山都町、玉東町、五木村、産山村、南阿蘇村、球磨村で高校まで無料にしています。昨年より5つの自治体が増えています。全国的にも対象年齢を上げて助成をし、子育て支援を行っている自治体も増えているのが現状でございます。

町長は、中学までの完全無料をしたのでということもおっしゃいました。高校生になれば、先程町長も言われたように体も丈夫になってきます。あまり医者にかかるということも少なくなると思います。だから、予算も200万円で済むのじゃないかというふうに思いますが、熊本県は47都道府県の中でも医療費の無料については下のほうでございます。大阪と並んで7つの中に入ってます。ワースト7県の中の1つです。

県として高校卒業まで助成しているところもあります。来年3月には県知事選挙もあります。対象年齢の引上げを強く要望していただいて、苓北町でも子育て支援の1つとして、ぜひ高校卒業までの医療費を無料にしていきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 要望の主旨はわかりましたので、要望を承っておきます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） じゃあ2つ目の質問の移住定住策についてでございますけども、町長は町の造成のところには助成をしているというふうに答弁をされました。

各地の自治体では、子ども達を対象にした民泊や体験型の修学旅行などの受け入れて町が活気づいて住民も元気になっていて、徐々に移住者も増えているところもテレビ放映でもされておりました。

苓北町にも木場の杜という立派な施設もあります。体験型の修学旅行なども受け入れるようなことは考えられませんかでしょうか。

木場には若い2所帯が移住をしてきています。子どもも幼児が1人ずつおります。そして、いろいろな行事にも積極的に参加をして、地域にとっても大事な存在になりつつあります。その人たちの意見や感想なども取り入れた情報発信も必要ではないでしょうか。

今、若い人たちの間で暮らしを見つめ直すという価値観の変化もあるようなので、そんなところへ目を向けることも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

県下の自治体の中には、移住者定住者に対して手厚く助成や補助をしているところもいくつかあります。例えば、定住転入者引越奨励金を出しているところ、中古住宅を購入した人への補助金、新築した人への補助金、Uターン・Iターン補助金、定住促進奨励金、子育て定住者への補助金、町が中古住宅を借り上げて改修をして安くUターン・Iターン者に貸し出す。又、県外での取り組みとしては、お試し暮らし事業もやっている自治体もあります。町長も答弁されましたが、住宅リフォーム制度の新設もして

いただくということでございまして、リフォームした場合にも移住者には補助を出すということを答弁をさせていただきました。人口減少で悩む自治体がいろいろと施策を考えて実行しています。苓北町は交通の便からみても地理的にも恵まれているとは言い難いです。山あり海あり、新鮮な魚、野菜、人情、そして住みやすい町でございます。

こんな自慢できる天草であり苓北町です。ネットで調べて苓北町が良いということで移り住んだ人もおられます。1人でも多くの人を苓北町に呼び込もうではありませんか、町長。

町長も、関西ふるさと苓北会のあいさつの中でも「定年になったら帰ってきてください。」といつも言うておられます。ふるさとへ帰りたくなる町、帰りやすい町、住みたくなる町苓北にしていくためにも、また若者たちが行って生活してみたいと思うような町としてアピールできる施策として、定住移住者への思い切った助成や補助を考えてみてください。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 素晴らしいご意見をいただきました。

只、私が考えてるのは、やはり若い人たちがここに来るのに仕事をどうするのかという、そのはっきりした目的があられるかどうかというのが大変な問題です。

で、そこで国も県も町も農業従事者になろうという人、水産業をやろうという人には、もろもろの一定期間、技術習得の期間、2年から3年、国は年間150万円、町も5万円ほどの就業補助金を出しております。これは、2年、3年すれば自立できる技術が身に付かれるのではないかとということでやっているわけでございますが、私が関西ふるさと会でもよそのふるさと会でも申し上げる「定年したら」というのは、定年したら年金がおありになるので、そこで生活ができると。我々は無責任に苓北町に来てくださいと若い人には言えません。苓北町でやるならこういう仕事がありますよと紹介はします、当然。その中で、はまっていただけの方には、今申し上げたような支援策がございます。その他、私がいつも担当者に聞くのは、苓北町に若い人が来られて、どういう形で生業、いわゆる生活をなさるのか、これをよく聞けと。むやみやたらに来てください来てくださいじゃあ、そのあとが困る。又、一時移住金支援策をしても、それは一時的なことでございます。

だから、全体的にいえば我々の、今住んでいらっしゃる方たちも含めて、やはり安定した職場が少ない。これは私たちの責任でもあるわけですし、今石田議員がおっしゃったように、要するにここに企業進出するだけの魅力が少し足りないんじゃないかということもあります。しかし、そこを我々はどうかして安定した職場を少しでも5人でも10人でも雇っていただけるような企業を誘致しようと考えておりますし、苓北町はご承知の通り、平たんな部分はほとんど農地です。農地のほかに、例えば工場が来た場合

に、用地というのはなかなか見つからないわけですね。そして十分な水もございません。そして非常に交通インフラが整っていない。

ま、そこはしかし、今度は逆に今国際的な制限が厳しくなっているマグロの養殖であれば、海は十分にあります。そして、今までは大西洋で捕ったマグロですから、交通インフラは余り問題ではない。そして、多くの水もそう使いませんので、今そこをターゲットにしているわけです、大きなところではですね。

ところが制限が制限を呼んで、今養殖についてのいかだを水産庁が制限しております。

これは、卵からふ化したマグロではないと養殖のいかだを許可しないということでございまして、今たまたま新聞に養殖マグロが大きく載っておることがございますが、調べてみますと、まだ小さい魚から大きくなる、4～50kgになるまでの率が二桁に乗っていないと。つまり商業ベースにまだ乗らないと。で、国も必至でございますし、企業も必至でございます。相当研究も深めておりますので、近々これを商業ベースに乗るような成果がですね出てくるという話も聞いておりますので、期待をしているところでございます。

とにかく、仕事を我々はつくりだす、あるいは昨日のテレビでもやっておりましたけれども、自分で仕事を持ってくる、今インターネットでも仕事ができますので、そういう方もいらっしゃいます。そういう方を含めて苓北町に来ていただけるような、やはり発信は更に盛んにやっていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 仕事ということで、町長もおっしゃいました。

それもそうだと思います。仕事がなくではなかなかということでございます。

町の主導で各業界の若い人たちとか、Iターンした人たちで移住定住のプロジェクトチームとか、そういうのをつくっていただいて目線を変えて知恵を絞っていただけるようなことは考えられないでしょうか。

先日のジオパーク祭で講師の人の話を感動しながら私も聞かせていただきましたが、アイデア次第で町の活性化にも結び付く話もありました。そんなことも視野に入れていただき、思い切った施策を希望いたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私もジオパーク祭でインストラクターの方の話を聞きました。

只、聞いてみますと、あの方が嫁がれたところは関西の奥座敷です。誰でもが今は行って民宿なんかを開けば結構盛んになるわけですから、ここと立地が違うと思います。

しかし、その他に、やはり若い人たちが仕事をしていくということ、やはり苓北町では農業と漁業は後継者不足なんですから、ぜひそういう方たちを中心に呼び込んでいけ

ればと考えております。

そしてまた、荅北町は全国に誇る介護と福祉の施設があるわけでございます。

また、経営者の方々もそれぞれが十分な経験を持った方たちでいらっしゃるわけです。前から言っておりますように、地域に足りないのが若者の働き場所、大都会に足りないものが高齢者の介護施設でありまして、この前も新聞に載ってて、通算50万人ぐらい希望なさる方が介護施設に入れなくていらっしゃる。このことについては、我々も今、総合戦略の中で、ぜひ県にも国にも法律を少し変えて我々のところに入ってきやすいような状況をつくっていただけるようお願いをしているところでございます。

こういうことも、若い方の職場づくりには大いに貢献してくれるのではないかと期待をしているところでもございますので、今おっしゃったことも総合的には私も同じ意見でございます。只、個々に、やはり若くて、じゃあその方に対して我々は責任を持たなきゃいけませんので、仕事を探して差し上げる、そのことがないとなかなか難しいことも多いのではないかと考えますので、この点をどう解消するかが大きな課題だと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ということで町長の答弁いただきましたが、今後も若者の仕事の点とかいうことで努力をされるよう期待をしております。

T P Pの問題でございますけども、T P Pで政府はコメについては備蓄米として買い取るとか補助を出すとか言っておりますが、国も今、借金大国でございまして、それには限度があるんじゃないかなというふうに思います。ずっと続くというふうにはなかなかいかないんじゃないか。今までだって国の施策はそうでありました。減反政策についてもそうであったのではないですか。

T P P問題では、第一人者である東京大学大学院教授である鈴木宣弘さんの講演の中でもいわれました。アベノミクスの成果が一般国民の生活に実感されないのを覆い隠すため、T P P合意発表で明るい未来があるかのように見せかけようとした側面があるということも言われました。グローバル企業の利益拡大にはプラスである。しかし、農業・林業・水産業、医療や保健、雇用環境にはマイナスなのがT P Pであるということでした。

先生が言われる通り、あらゆる分野で地域経済に重大な影響を及ぼします。

日本の食糧自給率は39パーセントです。穀物にいたっては、自給率27パーセントです。T P Pでなお一層、食糧自給率が低下するのはわかりきっています。荅北町のように家族的な農業経営こそ持続可能であり、世界の飢餓を解決し環境にも優しいんだと国連も推奨しています。

町長、自治体として基幹産業を守るためにもT P Pの大筋合意に反対の意思表示をし

てください。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程も申し上げましたように、大筋の、苓北町は要するに損をする地域に入ると思いますので、当然反対なんです、そこは今後国会の同意を得なきゃいけません。

我々ができるのは、国会議員に働きかけをすることだと思いますので、これは大いにやっていきたいと思います。

それと、改めて弱くなる作物等についてを生産している地域に対して国がどんな具体策を持って来るか、これは大いに興味があることでございます。しっかりした具体策を持って来ていただきたいと考えておりますし、その教授の先生が権威かどうか知りません。只、その方のおっしゃるのは矛盾していると思います。今までアベノミクスが行き渡らないのは地方なんです、こういって。それなのにTPPで覆い隠すなんて、TPPも地方に大きな影響があるんですから、覆い隠せるわけがないんですから。

そういった意味では、ちょっとその先生の言い分というのは私はちょっと理解できない。要するに、TPPでも地方が困る、そしてアベノミクスでも地方があんまりうまくいっていない。両方ともうまくいってないんですから、TPPで隠せるわけがないと私は思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） いろいろな考えがあるということでございますけれども、一応町長の答弁をお聞きいたしました。私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告2番、松本良人でございます。1番議員でございます。

先に出しました通告書に基づきまして、ご質問をさせていただきます。

まず、第1番に平成28年度の予算編成の要旨について町長にお尋ねをいたします。

平成28年度の予算編成時期に入りました。これまでに大型工事が着々と進められ、多額の費用が使われ、町民の間でも賛否両論、苓北町を不安視する声が多く聞かれております。国では、行政の無駄遣いをなくす目的で有識者による公開点検、俗に秋のレビューと言われておりますが、それが実施されて1,000兆円を超す国の借金に対応するための施策が進められております。

先に熊日新聞報道によると、2013年県内の財政事情での借入額が県内の市町村で一番多いのは苓北町だという報道がありました。当時、町民1人当たりの借入金が70万2,000円であるということでした。

こういった財政事情の中で、我が苓北町において次の点についてお伺いをいたしま

す。

まず第1点目、ここ数年、かなりの大型事業が実施され財政的にもかなりの額が投入されております。しかしながら、大きな予算が毎年使われているわりには住民サービスの低下が起きているように感じます。町としてどう分析しているかお尋ねをします。

又ここ数年、必要以上とも取れる大型事業が実施されてきておりましたが、その事業効果について町としてどのくらいの評価をされているか、お尋ねをいたします。

第2点目でございます。

新年の予算編成にあたり、新年度の経済の見通しはどうなっているか。又、大型公共事業があったら教えていただきたい。

ここ数年、大型工事の中に中身が不透明な事業が多くなってきております。数々の事業が計画実行されてきた当時、私も一町民でございました。公費でこのようなものができるものだろうかと疑問視を持っていた工事もありました。それは無理に理屈づけられたものと思われるACⅡ、これは石炭灰の加工物質でございますけれども、利用した工事です。正規に議会の議決を得て実施された事業でありますので、過去の事業については何も言えませんが、かなりの批判があるのは事実でございます。

これまでのようなACⅡの使用体系を取り続けると、せっかく誘致した企業や関係企業、又その会社や関連企業で仕事をされておられる従業員の方々まで肩身の狭い思いをなさるのではないかと感じております。

新年度の事業として同じような事業計画があるか、併せてお尋ねをいたします。

3点目でございます。これまで町議会の一般質問や予算決算委員会等において数々の要望事項がっております。新年度予算や事業実施計画にどう対応されるか。又、各行政区からの行政通信による要望事項をはじめ町民の身近な問題が山積しております。

陳情等も併せまして、新年度の予算にどう反映されるかお尋ねをいたします。

続きましての質問ですが、建設工事等の工事請負、委託事業費、事業等における審査、管理監督についてお尋ねをいたします。

大手建設工事請負会社の不正工事問題が横浜市のマンションの傾きから問題視され、基礎工事のデータ流用処理や監督責任が問われております。この件については、基礎工事のみの話題が集中しておりますけれども、他にいろいろな工種にもあるのではないかと考えられます。請負工事、設計委託等、外部発注には数々の業種がありますが、本町においてはどのように内容のチェック、監督、検査等が行われているか、お尋ねをいたします。答弁の内容次第では自席でご質問をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 松本良人議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、予算編成の要旨についてと昨今の大型事業についてというご質問がございまし

た。

この大型工事は国の経済対策事業にしっかりと乗った事業だと思っております。この大型事業というのは、どれとどれが大型事業かわかりませんが、今までやってきた事業の中で、やりたくてもどうしても財政的に届かないのでやれなかった事業が主な事業でございます。それと主に補助率が非常に低くて町の財政負担が大きいもの、これについて国の経済対策によってそれを解消できるものについて積極的に進めてまいりました。

例えば光ファイバー、光回線、これは10億円近くかかるということで補助率が3分の1、あとは起債と自主財源ということになってきますと、町がこれを負担するのはなかなか難しい。ただ光回線がありますと、今使っておりますようにご家庭まで町のニュースが入っていける、防災対策、あるいはいろんな情報が町民の皆さま等に行けるということでやりたかったんです、もう10年も15年も前から。

ところが、今度は民間業者が本渡市内ではやってくれるんだけど、苓北町までは採算が合わないから来ないということで、とうとうやっぱり自分たちでやるしかないかと思ったんですが、先程の理由でできませんでした。ところが、平成22年度の経済対策で、これは大変ありがたい施策でございまして、元気交付金と補助金を併せて90パーセント埋めてくれると、国が。で、あとの10パーセントは、通常起債は起債をする金額の90パーセントしか認めておりませんが、そのときには100パーセント認めてくれまして、残りの10パーセントは起債しました。その起債は補正予算債でありますので交付税の補てん額50パーセントでございます。要するに、なべて言えば5パーセントでできるということでございましたので、前々から町民の皆さんの一部から要望もあって、インターネット、それと今、防災無線等に使えることであつたので、思い切ってやりました。これは、希望したからやれるというわけではございませんで、早く情報を取って職員がしっかりした基礎をつくっていただいたわけでございます。

又、笹尾の上水道は4億円以上かかるということで、もう既に耐用年数が過ぎておつたのを補修補修でずっと延ばしておりました。といたしますのも、これも補助率が非常に低い。4分の1ですね。うちは財政力が高いので4分の1です。ですから、あとは全部自前ですね、起債するにしても。で、できなかったのを、これも今の光ファイバーと同じように、約2億円近く町の出し分がいらなくて、これは借金でも何でもなく国が出してくれたわけですから、そういうことでやらせていただきました。

志岐小学校の体育館も同じような状況でございます。

そして、富岡城の周辺の整備も都市再生整備事業に「がんばる交付金」というのをいただきましたので、それを併せてやらせていただきました。これも起債も補正予算債でございますので、上げました。又、これの良いのは、その元気交付金が平成22年度の補正予算で付いてきたわけでございますが、これ、余ったら使っても良いんです。で、

温泉センターが15年たちましたので、これを変えるのに全額それでできましたので、町の持ち出しはゼロだったわけですね。改修にはですね、8,000万円以上かかりましたけれど。

まあ、そういう状況で国の財政施策をよく見ながらしっかりと必要なものやってきたということでございますので、これは職員はじめ、みんな頑張ってきた、むしろ褒めていただいて良いのではないかと。全て町民のために役立っているものばかりでございます。

それと併せまして、今、ACⅡのことをおっしゃいました。ACⅡは、もちろん石炭灰ですから、セメントの原料ですね、フライアッシュは。それを特許の中で固める技術を出しまして、非常に今、効果を上げている部分が多ございます。

そういった面で来年度のなんかこれを使った事業があるのかということですが、これを使うための事業というのは、通常いつでも考えておりません。たまたまこれを使ったほうが全体的な工事の中で、安く、しかも強くできるという判断をしたときに一部材料に使うことがあるかと思っておりますので、その点のところをご理解をいただければと思っております。

また、起債額は増加したんです、確かに、おっしゃってる通りですね。

ただし、例えばその避難地をつくった事業につきましては、緊急防災対策債と新たに我々も要望をしました。というのは、1つには、今までの防災対策債は30パーセントでございました。交付税補てん率がですね。緊急防災対策債は、主に東日本地域、そして、この後大きな地震とか災害が起こるであろうところに適用されていたわけですが、我々も南海トラフの大きな地震が必ず来ると。そのときに、少なからず被害を与えられるわけですから、我々の地域もやっぱりそれは対象にしていだけないと、しっかりした防災対策ができないということを申し上げた中で、地域に緊急防災対策債を適用できる地域に入れていただいたところでございました。これは、借りた額の7割を交付税補てんをしていただけたところでございます。

そういう意味合いで資料もございますが、とにかく起債額の半分以上は国がみってくると。一番大きいのは臨時財政対策債です。これは、交付税を本来ならばいただかなければならないのですが、しかし国に交付税予算がないので、一時借りとってください。これは全国共通のことですけれども、一時借りとってください、これは100パーセント国が保証するということですから、これが大きな借金の元にもなっております。

我々の予算の編成の中での一番気に掛けるところは、起債残高を減らしていく。つまり、借りる金よりも返す金を多くしていこうというのが基本でございます。

じゃあ借りる金よりも多いのが、何で借りた額よりも返す金が多いなら何で借りるのかという話ですが、やはり今説明したように起債をいたしますと30パーセントとか5

0パーセントとか70パーセントとか、その条件によって国が元利ともに肩代わりをしてくれます。そういう状況をみながら起債をしているところでございます。

そういう意味の中で決算の中でみますと、確かにいろんな数字に、ちょっとこのまま頑張らなきゃいけないなというところがありますが、全てゆっくりとした、しっかりと数字の中で、国が定める基準をクリアをしているところでございます。

で、この後は早急に取り組む課題については、国県の施策について常に情報を収集し、有益な補助、交付金、起債制度の活用を積極的に行うことで一般財源の縮減に努めていくというのが平成28年度の基本的な考え方でございます。

又、松本議員ご指摘の住民サービスが低下をしていると感じておられるということでございますが、具体的にどういうところが低下しているのか、今までよりもですね。それを具体的にまたあとでも良いですから、教えてください。

そういうところが実際あったら検討したいと思いますが。私は年々、むしろ良くなっているという判断をしているところでございますので、やはり具体的に教えていただいたほうが良いのではないかなと思っております。

新年度の予算は、見通し、非常に厳しいものがございます。

というのは、1つは固定資産税のやはり減額、あと、地方消費税交付金の増額は見込んでおりますが、本年度実施されました国勢調査、人口が減っております。大体人口は1人あたり交付金が基本的には来るわけでございますので、やはり1億円ぐらいの減額になるのではないかと考えているところでございます。

又、歳出におきましては、社会保障費の増額も予想され継続中の事業もございまして、効果的に執行できるように取りまとめを図っていくようにしております。なお、継続事業といたしましては、都市再生整備事業、志岐臨港道路整備事業、富岡港改修事業負担金等がございまして。

続きまして、議会、そして行政区からのもろもろの要望陳情にどう対応しているかというようなことでございます。

議会での一般質問や各委員会での要望事項につきましては、それぞれ答弁に沿って鋭意対応をしているところでございます。早急に対応が可能な事項につきましては、早期に対応いたしましておりますが、事業規模によりましては多額の財源の確保が必要な場合がございますので、国の補正予算や有利な補助金、起債を見つけながら振興計画の見直しを行い、年次計画で事業を推進しているところでございます。又、行政区から提出された行政通信による要望事項等につきましては、総務課で受付を行い、各担当課において現場確認、検討を行った上で、その対応の有無を含めまして回答をしているところでございます。

回答にあたりましては、早急に対応できる事項につきましては、その処理期限を明記

して回答することといたしており、又、予算面や別途計画している事業等と併せて対応する場合等、施行するまでにしばらく期間を要する場合には、その旨記入をした上で回答させていただいているところでございます。

以上のことから、次年度で対応する旨の回答を行っている事項につきましては、新年度予算に反映していく計画でございます。

又、建築工事等工事請負をした委託事業等における審査・管理等について、ご指摘をいただいたわけでございます。

建築工事等の工事請負、委託事業等における審査、管理監督についてのご質問でございますが、建築工事の施工におきましては管理業務の委託を発注し、受託した管理者と町担当者及び施工業者で定期的に工程会議を実施して、工事の監督を行っております。又、一般土木工事におきましては、関係規定に基づき町担当者が工事の進捗に併せ、受注業者から提出される必要書類の確認と工事現場の確認を行います。建築、土木工事ともに、材料や部材の制作物は、納入時や据付け前に検査をし、構造物の基礎の部分など完成後に確認や検査ができないものにつきましては、随時、中間検査をしております。設計業務委託につきましては、成果品の納入時に数量計算書や図面等の成果書類のチェックを行い、受領をしているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ご丁寧なご回答ありがとうございました。2、3質問をさせていただきますが。

まず第1点目、この事業の効果とか必要以上の維持費、経費、その点について再度説明をさせていただきます。

たまたま、町長の今の答弁の中で温泉センターの件が出てまいりました。それについて、ちょっと私も意見を言わせてもらいますけれども。

実は温泉センターが、今、6、7年ですかね、建設されてから。その中で昨年、ああ10年なっとなつてですかね、すいません。

昨年大改修が行われまして、8,000万円ぐらいの金が使われております。

毎年修繕料等が100万円から200万円かかっておるわけですね。かなりの、これは一般会計から出るわけですから、かなりの負担になると思います。そして、この件につきましては、特に当時の設計の問題、今8,000万円くらいかかった、これは元気基金とか、あるいは有利な起債でされたということで、今、たまたま本年度はそれで良かったかなというような気がしますが、大きな工事がたまたま8,000万円ぐらいの工事を、今度は単独で修繕をやるとなれば大変なことじゃなかろうかなと思っております。

これは、当時はテントを張ってあったわけですからね。当時建築自体、建設当時も相
当なやっぱり批判がありました。やはりこれは、こういったことは建設当時から入念
な、やはり意匠、デザインとか何かについて金のかからない、そういったものをやっぱ
り取り組むべきじゃなかろうかなと私は考えます。そういった点で、ぜひともこういっ
た経費のかからない施設にしていかなければならんとじゃなかろうかなと思います。

それと、個々にいたしたいと思いますが、この前、志岐の避難所の変更で遊水池の問
題が出てまいりましたけれども、そのときに志岐川から松原川、小路川、深江川、ある
いはいっぱい氾濫した経緯がございますが、そのとき、当時、説明の中では三会川が氾
濫するから大きな遊水池をつくりますよというような説明で、だいぶんすったもんだし
た経緯がございますが、あの大きな今年の4月の豪雨のときに、どの程度の雨量、排水
が三会川に注いで白木尾一帯の河川の状況等がどうであったか確認はされております
か、ご質問をします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今の三会川の、今年の6月11日の豪雨の際の状況
はどうだったかということでのご質問でございますが、私が確認をした範囲では写真を
撮って、うちのほうにも報告が上がってまいりましたけれども、白木尾のクロネコヤマト
の前あたりから下流域の一部河川が氾濫をいたしまして、冠水をした水田があったとい
うことは事実でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） あれだけ、私もちょうどその当時、見に行っただけですが、私が
来たときには都呂々がちょっと時間がかかりましたので、ちょっとできんじやっただけ
です。もうピークではございませんでしたけれども、志岐川、あるいは小路川等があれだ
け氾濫しとつとに、そう大した影響はなかったように感じました。

これは2分の1が補てんをされるんだなというような起債を借りておられるというこ
とで、強く言っておられましたけれども、やはり設計の無駄な金は、どうせ国の金です
ので、我々の税金ですので、そこら辺、地域で本当にいるのかいないのか、あるいは
温泉センターの話が出ましたけれども、果たしてその屋根の形態がこれで良いのか。今
後は、そういった維持管理に金がかからないのか、なんか十分に検討していただいて、
大きな事業に取り掛かっていただきたい、そう思っております。

何か、ご答弁ありますか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 維持管理につきましては、建物、施設をつくりますと、必ず伴
ってまいります。

そういうことは計算の中に入れながら、やっていくべきだと考えておられて、今も

それぞれの案件で長寿命化計画をつくって、その中でなるべく長くその施設を使っていきたいということで計画ができたもの、そして今作っているものがございます。

又、先程温泉センター、5、6年とおっしゃいましたが、もう既に16年。1999年にできましたからもう16年目を過ぎようとしております。そこで改修をしなければならないんですが、あれは全額、町の自主財源でやらなければなりません。

それで先程申し上げましたように、元気交付金というのをいただいておりますので、これは全額国からいただくお金です。それで全額やりました。

それで国の金だからということで、我々は、何でもかんでも使っていていいという感覚ではございません。温泉センターは、特に町民の健康、いこいの場、健康づくりの場として必要だと認識をしております。もっとたくさんの方に利用していただければ、経営的には、なお良くなるわけですが、ぜひ必要だということで、その中でそういうお金が、国からのお金があったので、町の財源を出すことなく出来上がったわけでございます。

そういった意味では、1つ1つ必要なものについて我々は吟味をしながらやっております。

で、避難地につきましては、これは直接、今のところ被害があるという件につきましては南海トラフの大地震は必ず30年内に来ると国が言っております。そして、荅北町も対策推進地域にこれは指定をされております。というのは、南海トラフのときには、大体3.5m前後の津波がくるだろうと。ただし20数時間後に来るので、避難はできます。避難はできますが、3.5mの津波が来ますと、やはり破壊される家、住めなくなる家がだいぶ出てきますので、そういった意味においては、やはり仮設住宅が必要になってきます。仮設住宅をどこにつくるかと。まあ来たから農地を潰してというわけにもいきませんので、従来あったところを土台にしてつくったわけでございます。

そしてこれは、緊急防災対策債は充当率が50パーセントでありません。70パーセントです、交付税はですね。ですから、そういう使い勝手の、やはり防災対策には国も気を遣ってくれておまして、それを使わせていただいたところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひとも、今、たまたま私が言うのは、臨時財政対策債とか元気臨時交付金なんか来たから今年度は良かったんじゃないかと。それで8,000万円の金が出されたんじゃないかとということですよ。

もしそういったことがなくて国も金がないわけですから、そういったことが打ち切られたときに、今後の維持管理として大変だから考えてやってくださいということを申し上げたつもりでございます。

そこら辺、町長と意見が変わったかなということでございますのでですね。

それからぜひ、例えば今、温泉センターは健康うんぬんで温泉センターがあるんだ

と。確かですよ。良いんです。私は良いと思います。

例えばプールにしても、今プールの使用者が少ないんじゃないかなと、私、プールの件も調べて、ちょっと計算をしてみたんですが、今、委託料の関係と入場をされた方のを、おおよそ苓北町はこの程度ではなかったかということで、私なりに計算をして割り戻したあたりがですね、1人あたりが2,200円くらいの金を費やしておるんじゃないかなと。ただ、これが倍の利用者の利用になりますと1,000円ぐらい、あるいは3倍になりますと700円ぐらいということで、相当施設が浮き上がって良いほうに解釈されてくるわけですけども、今のところ、その町内の方の使用はこのくらいじゃないかなと。

ぜひそういったことで、これはお願いになります。

もう時間が、私26分しかございませんので、お願いとしておりますけれども、この件についても、例えば富岡航路、船、これも、まあ利用者が1万4,000人程度ということで、その町の利用している方がその内の24パーセントぐらいだということで1人あたりの分を計算をしてみましたけども、1人あたり7,000円ぐらいです。町の補助金を割り戻して、去年の補助金で割ったわけですが。

ぜひこれも今まで申し上げましたように、利用客の増大とか、そこら辺を十分に加味して検討していただきたいと思います。これは要望としてですので、この件については終わらせていただきます。

次に2点目でございます。実はACⅡは有効に使っておるんだということでございました。

それで、ぜひ透明性のある使い方をしていただきたい。それから、前に先輩議員の一般質問の中でACⅡにつきましては、苓北町でどのくらい1年に使ってくださいというような、そういった希望なんかはあっておりますか。

その件、簡単に、時間がないのでようけいりませんので、その点あるか無いかということをお願いします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 年間の使用料等の制限はありません。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） もしそういったことがあったならば、あるいは、町長の顔で、ぜひ使わんばいくらかにならんじゃっかというようなこともあろうかと思いますが。

すいません、無かなら無かでよかったです。

只、誘致企業でございますので、誘致企業に仕事がなくなった場合は企業としても、また従業員としても大変だと思います。それは私もわかります。

もし、その、もうどうもこうも置場の無かけんかどかんかならんどかいと言うてきた

ときには、ぜひ住民に納得していくような、そして使い方を、知恵を出し合って、余り経費の伴わないような使い方、開かれたやり方でぜひ使っていただきたい、そう思っております。これもお願いです。

ちょっと時間が23分しかございませんので。この前、だいぶんやられました。途中でやめましたのでですね。

それで、3番目に、いろいろな要望が出されております。町民の方々、あるいは行政区、あるいは我々の議会。その中で、やはりやりますよとかやりたいとかいうことで、あるいは検討するというので、言われたまんまで、特にこの議会においてはそういった答弁があるわけですが、出来てない事業がかなりあります。

来年度、どういったことで取り組まれるかということ再度質問をしたいのですが。

これは、今年の6月11日の建設経済委員からの要望でございます。

まず、6点の要望があっております。それは、町道多田羅線の改良、県道都呂々宮地岳線の拡幅改良、これについては、私は地元でございましたので、県のほうに確認いたしましたところ、町長さん、部長のところまでおいでになって、お願いしていただいたので、来年度調査費でもつけてやりますということでございました。ありがとうございました。

それから3番目の町内の県、町管理を問わず、すべての河川管理の災害の点検をしますよと。ぜひ、これはたぶん点検して危ないところはやりますよという意味だと思いますけれども。

それから、都呂々、木場の教職員の住宅の件、それから町道八久保線の舗装の件、それから町営衝錠団地周辺整備の件、それから、これが建設経済委員からの要望でございましたけれども、企画政策課長にお願いしますが、ここら辺予算にはどういった対応をさせていただいておるか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 今、予算の編成中でございます。

担当課からまだ具体的に出てきておりませんので、その辺はまた出てくると思いますので、その中で検討をさせていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この件については、たぶん議長あたりからの、この議会ですらいろいろ質疑なされた上でのお願いがいつとると思いますので、入念な計画を立てていただきたい。そう思っております。

それから、これも3月議会の予算特別委員会からの要望事項があっております。

これはだぶっておりますね。それから、町内の地域情報通信基盤整備、先程ちょっと出ましたけれども、接続の加入の促進をなさいよというようなことで、町の考え方

は、加入促進を図るということがここに掲げてあります。これは、ぜひそういった形でなんか予算措置があったらさせていただかんと、これも予算審査特別委員会の中での要望でございますので、予算にぜひ反映させていただきたい。

それから、これは監査委員さん、あるいは、ここではたびたび予算審議の中とか何かでもあると思いますが、測量設計等研修を受けさせ、職員の資質向上に努めなさいということで検討していくというような件がございましたけれども、この件についても予算をしてあるのかどうか。

それから、ごみの問題。ごみの不法投棄の現状はということで、現状を確認をして対応をするというようなことがありました。このごみ問題については、一般質問でも先輩議員の方からあっております。例えばモラルの問題ですけれども、これは。ポイ捨てとか、温泉センターの中の風呂の入り方なんかも、いきなり入ったりどうのこうの。

これは、社会教育関係の問題も併せて、人間教育も併せてどう対応させるのか、そこら辺も検討していただきたいと思います。

それから、オリーブの栽培の取り組みの現状はということで、出荷は1名程度、今後支援策を考えていきたい。これにも、一般質問の中でも取り上げられて、この時は雨量とか多いので向かんのではなかろうかなと、専門家に聞いて対応していきたいというような町長のご答弁であったんじゃないかなということでございます。そこら辺、どう予算に反映されていくか。

それから、やまびこ活動費の増額をということでもお願いがっております。

それから、町道の濁り線の未舗装部の舗装はできないかということで、未計画を含めて検討するというところでございます。この件につきましては、議会でも、私もほうも、要するに学校の統合の関係のときも、元気な道はあそこしかないんだということで再三お願いしておりましたけれども、これは数年にわたってお願いをしておりますが、これも一応取り上げてありますので、この件についての予算措置はどうかと思います。

○議長（山本政人君） 質問の途中ですが、一問一答方式ということに申請が出てますね。したがって、何項目も出てますんで区切って質問してください。

○1番（松本良人君） そうですか。

まとめていっぺんに聞こうかなと思ひまして、企画のほうですのどと思ってから。

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） 企画のほうに一発で付けていいんじゃないかなと、予算の問題ですから、これは。

すいません、時間が、あと15分までしか無かもんですから。

それから河川の問題、これも先輩議員等から相当な一般質問も。ある先輩議員は、ここ5年ぐらいの間に3回なさっております。例えば志岐川の問題、志岐川の葎竹伐採問

題、ずっと念を置いてしておりますけれども、余り進展がない。

もし志岐川の葎竹、あるいは竹、木竹等がきれいに整備されておったら、今度の志岐川の氾濫はなかったんじゃないかなろうかというような感じで、あるいは、坂瀬川もそういった感じを受けますけれども、そこら辺の問題をどう予算にしてもらうかどうかな。

それから、巡回バスのスクールバスを組み合わせでの運行の計画はできないかということで、これはいくらか状況を見てから今後検討をさせていただきますということでございますので、そこら辺の検討をどうなさるのか。新年度予算でどう対応されるかということを一括して企画政策課あたりにお聞きをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 先程各種要望とか指摘事項とかを具体的に示していただきまして、町のほうからも回答を出している部分については、各担当課から来年度予算で具体的に出てくると思います。

例えば、一番最初の研修とかというところでは、毎年建設技術センター等の研修等の旅費は組んでおりますし、あと具体的には、県の河川等の要望関係については県のほうにお願いするということになってくると思います。

あと、スクールバス、巡回バスについては、時間等の検討も行っております。

そういうことで、具体的には、まだ作業が各課で積み上げている状況でございますので、出てきた段階で検討を進めていくということになると思います。

○議長（山本政人君） 今までの要望事項については、各課から具体的に上がった段階で予算措置をしていくと、こういうことでよろしいんですね、課長。

○企画政策課長（荒木広之君） はい。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それでは各課と検討をしていただいて、公約をやろうと、検討したいということであるなら、そういったことでぜひやっていただきたい。

それから町長さん、個々についてはまた別に相談をして良いということで、先程お示しがございましたので、今日言い残したことは直接企画政策課長あたりをお願いをすることにします。

特に1つだけ、河川災害、農道小災害については、ぜひこれは調査してもらいたい。

今、国道の保全とか何かの関係でも出てきます。小さい河川あたりは、壊れたままなんです。多分町あたりは、町民の財産の保全等については、やはり町が責任を持ってやらねばならんんじゃないかなろうかと思っておりますので、やっぱり人命も併せてもってそこら辺をぜひ検討していただきたい。放置されているところがかなりございますので、そこら辺予算措置も十分与えていただいて、企画課長をお願いをしますので、ぜひお願いしま

す。

それから、工事請負関係の最後の問題でございますが、今、いろんな形でチェックすると。これは当然与えられた、それだけしなければならぬというような感じじゃなかろうかなと思います。

先程も温泉センターの関係で仮に設計段階で十分に考えていかなければ、将来的に相当金のいるような設計があつとじゃなかろうかなということです。

よかですか、例えば志岐集会所につきましては、建てた翌月ぐらいから修理や修繕なんですよ。これは、設計者と町がどう対応して、どういった形で検討をなされているのか。この件については、皆さんわかっておられるので言わんでいいと思いますけれども、ずうっとですよ、建ててから。もう毎年んごて。もうどこが悪か、どこが悪か。もう甚だしかときには3年目ぐらいには、外壁の工事とかですね。そこら辺をしてある。ちょっと考えられんですね。

そして、平成18年度ぐらいからですかね、まだならんうちからずうっと修繕料が、もう200万円、それから、平成17年度ぐらいに建ったつですかね。平成20年、3年もたたんうちに800万円ぐらいいつとるとか。併せて4,000万円ぐらいいつとつですね。

これは、その設計が間違つとるか、こちらがそういった型にしてくださいというのは、設計の意匠ともいうと思うんですが、デザインですね。そこ辺が悪かったのかというのを十分に今後加味していただいて、やはり良い設計者がつくったから良いんだというようなことじゃなくでですね、やっぱり真剣に考えていただきたいと思います。

やはり、私たち小さい町は、今、町長あたりは相当力が今んところ上部に力がありますので、有利な起債等を取っていただいたり、有利な補助金等で取っていただいて、一所懸命頑張ってもらっておりますけれども、これが通常の町村ならば、持ち切らんですよ、はっきり言って。この修繕代とかなんかで。そして、それが原因で住民サービスが全て低下してくる。いろいろ子育て支援等もいろいろ問題がでてきます。金があつたらでくつと思うんですけども、やっぱりそういったことで、町民自体にジャンジャンしわ寄せがくるんじゃなかろうかなと思っております。

それから、今までいろんな設計補正予算とか、あるいはいろんな形で出てまいりました。その中で一番もめるとが、やはりなんでこれをせんば、今頃出さんばんとか。違算の問題、金の違算の問題ですね。設計額の違算の問題。それから、ぎゃんとかいっとかというような問題。これは、管理監督もですけども、当初の積算の問題。それから今委託設計に、全て委託になつとると思うんですが、やはり町の職員は、委託した後にその委託した成果品が出てきた後に、それをチェックする能力がなからにやいかんとじゃなかろうかと思っておりますけれども。それは十分にありますかね。

そこら辺、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 今の質問に対して、どなたが。

土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今の松本議員のほうから、町が工事を発注する際におきまして、ほとんどが委託の業者さんに丸投げをしているというようなことで、上がってきた設計の内容、それから工事のその方針を含めた中で、どの程度確認ができてるかということのご指摘でございますが、なかなかやはり専門的知見がないというのは事実であるというふうに認識をいたしております。

そういう中で、先程も企画課長のほうから答弁をいたしましたように、建設技術センター等が主催をいたします研修会には、積極的に参加をさせておるわけですが、全ての分野まで確認ができてるかということにつきましては、なかなか難しい面もあるという認識でいるところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今までトラブルが多すぎるような感じがするわけですね。

というのが、入札後の、私まだ議員になって1年なりませんので、いろいろ前の記事等見させてもらいますと、入札後にいろんなトラブルが起きとる。これはやはり設計者の責任も相当あつとじゃなかるうかと。そこの明神山ですかね、の仮設費の問題、あるいは特許。これは堆肥センターで失敗しとつですもんね。堆肥センターでバンクリーナーかなハザカの関係で失敗しとると思うとですが、その後また同じような失敗が繰り返されている。

これは設計屋の、やっぱりどうして設計屋さんをどういった形で指名するか、お頼みするかの問題だと思いますけれども。

やはりなんか金があるけん、ここに群がって来らつとかわからんですけれども、悪い言い方ですとですね。ぜひ、やっぱり私たちは、議会の立場では、やっば最小の予算で最大の効果、それを求めるわけですよ。町民の皆さんも一緒だと思いますけれども。

今、ボロボロ金がたって、なんか荅北町には金があつとじゃつかつとというような感じで、ボロボロ引き出されるんじゃなかるうかというような印象を受けます。

そこら辺、ぜひ考慮して考えていただきたい。

○議長（山本政人君） 松本議員、質問の途中でありますが、あと3分。

そして、この工期等のことについてお尋ね、それは何をお聞きしたいのか、そこを。

○1番（松本良人君） これは、委託の関係です。

○議長（山本政人君） 委託の関係であっても何を聞きたいのか。

○1番（松本良人君） ぜひ委託した場合の問題、あるいは、委託後でも施工中でもよ

かですけど、現場監督とのコンタクトの取り方、それが本当に役場と業者さんの間で行なわれているのかどうか。それをお願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 現在仕事を発注いたしますと、町のほうでその担当者を監督員ということで任命をいたします。そういう中で、業者のほうでは現場代理人ということで業者の代表の方を届けていただきます。

そういう中で業者と町で協議をしながら必要に応じて当然現場のほうに出向きまして、立ち合いをしてやっているところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君、1分。

○1番（松本良人君） あと1分でございますので。

今年、新規の採用があったと思います。監査委員さんあたりから技術者の養成をなさいますとか、あるいは勉強させなさいとかいうことでございましたが、それは要請で、1年間ぐらい、例えば土木事務所にやるとかなんかとなれば慣れてきますけれども、到底できんわけですが。

新しく採用される方に技術職能を明記した職員さんの対応あたりがなされたかどうか。当然そこまでなされるのが、今までもう何年もずっとその技術者のうんぬんで多額の、私から言えばいらん金が相当流れよっとじゃなかろうかと思えます。

それが、できたのかどうか。

そしてまた、それができんとすれば、ここは特に決裁権者、上には総務課長、副町長、町長なんかがおられますので、そこら辺のチェック体制は今後強固にできるかどうか。それから、もし、私たちも議会としては最後にあんたたちが可決した、了解したっじゃなかろうかということでございますが、そういった形で町民の方々に不利益になったとしたならば、今後私たちも町民の方々に不利益をした分、我々も不利益にならんばいかんと思えます。

そこら辺で給料のカットとか価格を下げるとか、あるいは町長あたりの給料も下げるか。そういった自治体がかなり今出てきております。

そこら辺が可能かどうかお尋ねをします。以上です。

○議長（山本政人君） どなたか答弁しますか。

○8番（浜口雅英君） もう無かでしょうもん。

けじめ付けんば、ちゃんと。ズルズルしとっちゃつまらんぞ。

○議長（山本政人君） 簡明な答弁ありますか。ありませんか。

それでは、これで松本良人君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時30分まで。

-----○-----

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 29 分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

通告 3 番、浜口雅英君。

○8 番（浜口雅英君） 通告 3 番、8 番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問方式、一問一答。

質問事項 1、平成 28 年度予算の策定にあたって。

本定例会が開催される 12 月は、新年度予算策定の終盤であろうかと考えます。よって、特に消防防災関連施設の現状と今後、道路行政の充実、危険個所の把握とその対処について、平成 28 年度予算でどのように対応されるか具体策をお尋ねします。

質問要旨（1）消防防災関連施設の現状と今後。

①消防施設関連。苓北町における町民の生命と財産を守るための消防力は、平成 25 年 12 月 31 日現在の町政年報によれば 18 班、消防団員数 313 人の体制であり、これまでの消防団の活動には頭の下がる思いがし、感謝の念を忘れることはできません。

最近では、6 月 11 日の大規模なゲリラ豪雨による災害における消防団の活動では、団員の命がけの行動が報告されております。団員の皆さんに重ねて感謝申し上げます。

消防ポンプ等消防施設機械は、平成 25 年 12 月 31 日現在のポンプ数は 18 台、防火水槽 151 基、消火栓 261 個となっております。先般 11 月 8 日午後、消防委員の 1 人として消防倉庫資機材整備点検状況審査に参加しました。18 の班の消防倉庫を全部見せてもらうことができました。各班におかれては、班独自で作成された地域の水利の位置図、トビヤスコップの柄を色分けをして管理がし易いようにしてあるなど、各班の皆さんの工夫が随所に見て取れました。

ところが、この各班の消防倉庫の設置状況で建物が土地をはみ出し、建物の基礎が溝にかぶさっている消防倉庫、ポンプ積載車の入り口、山手側の上部がいつがけ崩れがあってもおかしくない消防倉庫、詰所の施設がなくて近くの公共集会所を使っている消防倉庫がありました。

町長は、これらの実態を承知しておられるのか。これらの状況解決のために平成 28 年度予算で早急に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、先般の住家火災の折、水利の確保に苦慮した旨の反省が出されておりました。

私は、議会の中で中山間地におけるため池の整備により消防水利の確保と地域の防災の一石二鳥の案を提案した経緯があります。が、このこととは別に町政年報によれば、防火水槽の設置水槽は平成 22 年 151 基から平成 25 年までの 4 年間、防火水槽の新

設は無く、151基のままです。これまでの被災状況を精査しながら、平成28年度予算で新設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

②津波防災施設。本町では津波対策として、紺屋町、明神山、そして富岡中央に住民の要望に基づくという町の説明により、高さ12mの一時避難所とやらが建設されています。これらの附帯施設として避難者用トイレ等の設置を訴えてきましたが、住民との協議により対応するとのことでした。これらのことについて地元と話し合い等行われたのか。話し合いの結果を教えてください。

又、このことについて平成28年度予算でどのような具体的な取り組み、整備をしていかれるのかお尋ねします。

質問要旨（2）道路行政の充実。

①国道。国道389号線の都呂々竹の迫地区は、片側通行止めの規制がかかったまま長期間の片側交互交通の状況が続いています。本箇所は、単なる東側山手のがけ崩れによる交通止めというよりも、当該地域全体をがけ崩れ危険区域として捉え、根本的な対策により通学する生徒や車両等通行者の安全を確保すべきです。

その対策としては、九州電力苓北火力発電所の灰捨場用地を買収し、道路敷きを1本分もしくは2本分西側に移動させることによって、このことが可能になると考えます。もちろん、本線は国道であり、国が管理しなければならないことは十分理解していますが、利用者は苓北町の住民が大多数であることから町も積極的に関与すべきと考えますが、いかがでしょうか。

②町道。ここ数年苓北町の一部地域で住居傾向が変化している集落があります。

これの要因は、子育てが容易なこと、医療介護施設が多く就業が容易なこと等が考えられ、町の施策が住民生活に生かされていることを証明するもので、誠に喜ばしいことと心から敬意を表します。

ところが、このような状況の中でこの集落の皆さんは町道上鳥越線と城山五反田線を利用されていますが、上鳥越線は基点側の一部、城山五反田線は全長のうち拠点避難地造成事業個所の右側の道路幅員がそれぞれ狭小で車の離合が困難等、車の通行、児童生徒の通学等に支障をきたしています。道路の付け替えと拡幅改修に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

又、行政として町の産業を興し、町民の生活、生命、財産を守るためには、複数の施策が考えられますが、道路の維持管理は特に重要であることを認識すべきです。

このような中で町内の集落に近い個所に未舗装区間があります。このことについては、これまでの議会の中で舗装の補修、あるいは未舗装部の完全舗装の必要性を複数回問題提起してきました。又、地元からも数年前から舗装化の要望が何回も出されているとのことです。

道路の拡幅改良、舗装の実施は、地域住民の要望に応えるということだけでなく、町民、地域住民の生活を守るための行政の責務であることを認識し、行政が自ら現地確認し、本事業の実現のため先導を図るべきです。

町長が掲げておられる平成26年度から第12期基本計画の「安心して住めるれいほく、いきいきと暮らせるれいほく、ふるさとと呼べるれいほく」に基づき、平成28年度予算で対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（3）危険個所の把握とその対処。

荅北町防災マップによれば、危険個所、危険区域には土石流危険区域、土石流危険溪流、地滑り危険個所、急傾斜地崩壊危険個所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が町内のいたるところに指定されています。又、洪水防災マップには、津波防災マップとして津波浸水想定区域とその浸水の深さが2.0m以上5.0m未満で富岡の轟新地一帯が区域指定されています。これらに対する保全事業のハード部分での万全の対策は、その事業費が巨額になり財源的に不可能であるということが、これまで県等の説明であり、これを補完するという立場の中でソフト事業としていち早く避難することが大事である旨の指導がっております。

今回私は、このような危険個所区域での対応でなく、例えば子ども達の遊び場として、あるいは通学路の中に普段気にならない、どこにでもある危険個所、例えば地域の遊技場の遊具の点検不備、海岸線の波打ち際の危険防止、水路の防止柵、道路の横断歩道新設等の必要な箇所はないのかお尋ねします。

質問事項2、産業振興のために。

町の人口減少に歯止めをかけ人口を増やすことは、不可能に近い厳しい状況であることが想像されます。しかし、消滅自治体にならないために、行政、住民、議会がしっかりと手を握り、これの施策執行に努めるべきと考えます。

質問要旨（1）TPPと荅北町の農業。

荒廃農地や遊休農地の拡大、従事者の高齢化と後継者の不足、イノシシ、タヌキ等による被害、加えて農産物の生産量、販売価格は天候に大きく左右される等、農業を取り巻く状況は厳しいものがあります。そして、これらの問題解決のために、国、県、町がいろんな施策を立案し実行されておりますが、顕著な成果、効果が出ていない感じがします。

このような中、10月上旬環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意されました。

この協定には、全ての日本の産業界の意見としてそれぞれのメリット、デメリットの予測が論じられ、今もその対応に政府は右往左往している感が拭えません。

政府は25日、これの国内対応策として「総合的なTPP関連政策大綱」を決定しました。この中には、生産農家の経営支援策も盛り込まれているようです。町は、この

「総合的なT P P 関連政策大綱」の内容を熟知され関係者へ確実に伝え、茶北農業の振興に逆行しない取り組みをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）企業の誘致。

若者を町内に引き留め、活力ある茶北町づくりのためには、企業の誘致が非常に有効な施策の一つであることは誰もが認めることです。

私は、企業の誘致だけではなく町内の国立大学関係施設、研究生、大学生、そして高校生等がなお一層頑張れる環境づくりを、国、県、町が共同して整備することによって新たな教育環境が作り出され、若者の流出防止、入込者の増を図ることはできないかと考え、これまで議会の中で提案してきました。又、町が全国に先駆けて取り組んだ光ファイバーの整備から、これまでの議会の中で徳島県におけるI T 関係の企業誘致も参考にしてきたらどうかと提起してきました。

ところで、町は志岐漁港を中心にしたマグロの養殖を企業誘致として位置づけておられるようです。これがどのような規模なのか、事業費、形態、設置予定箇所、従業者数等、現在まで一切議会への報告はありません。どのようにして進めていくのか。このことの詳細を町民へ議会へ報告すべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項 3、マイナンバー制度の周知の必要性。

来年1月から本制度がスタートします。この制度はカードの申請等曖昧な部分が多く、なかなか理解し難い状況にあります。本制度を高年齢社会が進んでいる本町において、お年寄りを狙った犯罪を防止する意味からも町民へ徹底させる考えはないか。今後の取り組み予定をお尋ねします。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、消防防災関連施設についてのご質問でございます。

各班の消防倉庫の状況につきましては、年2回の消防倉庫資機材整備点検状況審査を行う際も現地確認をしており、承知をしているところでございます。消防倉庫の改修につきましては、ご指摘のありました地域はご承知の通り、消防団員が相当少なくなっております。この後、班の編成についてももろもろ今協議をさせていただいているところでございます。今後の改修等の計画を立てていく上でも、この辺の結論が出ましてから予算に反映をさせたいと考えているところでございます。

なお、本年発生した豪雨により倉庫入口付近の山手側、山林法面の一部が崩れているところの消防倉庫につきましては、対象山林が町所有となっておりますので、隣地崩壊対策事業等での対応ができないか関係課と打合せを行っている状況でございます。

又、防火水槽の設置につきましては、水利調査の状況を踏まえた中で志岐地区の志岐山区と都呂々木場地区において新たな水利施設としての防火水槽の整備が必要であると

考えますので、平成28年度予算に反映させていく計画でございます。

次に、一時避難所への避難者用トイレ等の設置についてのご質問でございます。

町の指定緊急避難場所である紺屋町地区避難場所、明神山地区避難場所、富岡地区避難地の整備にあたりましては、常設のトイレの設置につきましては、紺屋町区民におかれましては、事業費や日常の管理等について志岐地区住民の皆さまに説明をさせていただきました。トイレは設置をしないということで結論が出ております。

又、他の明神山地区避難所、富岡地区避難地につきましては、それぞれ隣に消防倉庫のトイレ、富岡公民館のトイレがございますので、そこを利用させていただくことが可能でございます。しかし、そうは申しましても臨時的な対応とはいいましてもトイレは必要でございますので、各指定緊急避難場所で使用できるテント設備を備えた簡易組み立てトイレを各箇所につき2個ずつ配備いたしております。

指定緊急避難場所につきましては、あくまでも災害から身を守るための一時的な避難場所として位置づけをしております。長時間そこに避難する想定ではございませんので、その後緊急避難場所から移動して避難をしていただきます災害時の拠点施設としての位置付けである町の指定避難所につきましては、長時間の避難に対応できるようトイレや宿泊可能なスペースがございます公共施設を指定させていただいております。

次に、国道389号線の根本的な対応についてのお考えを聞いておられます。

議員ご指摘の通り国道389号線の都呂々竹の迫地区におきましては、本年6月11日に発生をいたしましたけ崩れによりまして、長時間片側通行止めの規制がかかったままとなっております。

県にお尋ねをいたしましたところ、ようやく復旧工事発注の目途がついたとのご報告でございます。この地区では毎年のように、しかも同じ個所にけ崩れによる災害が発生をいたしております。私も、まさにこの地域全体が災害の常習地帯であり、危険地帯であると考えているところでございます。ここを通過して通学される生徒さんをはじめ、通行者の安全を確保すべきであると、しっかり認識をしております。

そのようなことから、本年7月に県に対し国道389号線の抜本的な防災事業に取り組んでいただくよう要望をしたところでございます。

しかし、熊本県が考えておられる抜本的な対応策は、法面の崩落防止対策工事によって道路を守るという考え方でございまして、私の考え方とはかけ離れていると認識をいたしております。これには、県の考えでは多額の費用と時間がかかると考えられておられるようでございます。しかしながら、私もこの竹の迫地区につきましては、只今議員ご提案の通り苓北火力発電所の灰捨場用地の一部を買収して路線の法線を大きく西側に移動させるのも1つの方法であると考えておりますので、県にもそのことはご相談をし

ております。この後は、そのことにつきましても正式に県に要望書を持ってお願いをしていきたいと考えているところでございます。

本来であれば、抜本的にあの法面を全部やり替えてしていただくと、今まで通りになるんですが、結局県の考えでは金が足りない、出てこないというようなことでございました。

次に、町道の件でございます。町道上鳥越線、城山五反田線のそれぞれ改良工事についての質問にお答えをいたします。

まず、道路が地域の皆さま方にとりまして、どれだけ重要な施設であるかについては、当然のことで私も理解をしているところでございます。社会資本整備交付金事業という国の交付金事業に採択をいただきまして、道路改良事業や舗装事業、橋梁の点検改修事業に取り組んでいるところでございます。

道路改良事業でございますが、町の振興計画に沿いまして主に災害発生時にう回路として利用いたします路線の改良を実施しております。しかしながら、国の予算枠の関係で計画通りに進んでいないのが現状でございます。

ご指摘の路線につきましては、これまでも道路拡幅等の提案がっておりますので、現地の状況は把握をしております。

上鳥越線の起点部が狭いことによります道路の付け替えの件でございます。用地につきましては、苓北町の所有地となっておりますが、一部が山林で斜面の状況にありますので、今後詳しい調査をいたしまして、このことを検討していきたいと考えているところでございます。

次に、城山五反田線でございますが、ご指摘の改良拡幅間のほとんどが河川と農地に挟まれた区間でございます。用地の協力がないと道路の拡幅はできません。当面の措置といたしまして、離合個所設置につきまして検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、未舗装への対応についてでございます。この件につきましては、以前から問題提起がっておりますので、現地の状況は把握をいたしておりますが、当時起点側からの道路拡幅の改良と併せて舗装工事が実施されましたが、地権者の方の同意等の話がつかずにそのままの状態にあることについて、これまで説明をいたしております。

町道の改良等にありましては、必要性はもちろんでございますが、地域の方々の思いと地権者の方々のご同意がいただけることが基本であると考えます。なお、現在町が取り組んでおります舗装工事につきましては、舗装面の路面性状調査の結果に基づきまして傷みがひどい路線から順番に計画的に改修していくという考え方でございます。

現在、未舗装の路線を新たに舗装する場合、国庫補助の対象になりません。又、起債の対象となる事業もございませんので、新たに舗装する場合、全て町の単独費で事業に

取り組むことになっております。必要なところは単独にでも必ずやらなければならないわけですが、あえて申し上げますが、地域の皆さま方、そして又、周辺の地権者の方々の理解、承諾が得られないことには、あえて単独費で全部でやるわけでございますので、その辺のところを地域の方々、地権者の方々がご理解をしていただければ、必要な予算を確保いたしまして舗装事業の実施を検討したいと考えているところでございます。

次に、危険個所の把握とその対応について。

通学路の危険個所への対応について、お答えをさせていただきます。

町内の通学路等の危険個所につきましては、平成24年度より天草警察署と役場総務課、土木管理課、教育委員会との合同による危険個所の点検を実施をしているところでございます。

点検の結果につきましては、県への要望が必要な事項は、県へ要望を行うとともに警察公安委員会で対応する事項、町で対応する事項については、それぞれ対策を検討し年次的に改善を図っていくところでございます。来年度以降につきましても関係機関の連携を更に図るため、通学路安全推進会議を設置して合同点検を継続するとともに対策の実施、対策実施後の効果把握を行い、改善、充実を図っていく予定にしております。

次に、産業振興、特にT P Pと苓北町の農業についてのご質問、ご指摘でありました。

政府が11月25日に決定いたしました「総合的なT P P関連政策大綱」を熟知し、関係者へ周知の上、農業振興に取り組むべきとのご意見でございます。

対策につきましては、関係者に周知の上、しっかりと農業振興に取り組むべきだと考えております。政府が決定した大綱につきましては、T P Pの効果を経済再生地方創生の機会と捉え「新輸出大国」を目指す、そのための後押しを総合的にしていくことといたしております。

農業分野の主要施策の取り組みについては、石田議員にお答えをした通りでございますが、いろいろな国の施策が出てまいりましてから、これに呼応しまして対応策を実施していきたいと考えております。いわゆる来年秋口までに具体的な施策を国は出すと言っておりますので、その件については今お答えした通りに、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

今後、各省庁の施策や対策事業の内容等、関係機関の動向をしっかりと確認をしながら、各団体や農業経営者に情報提供の上、着実に取り組んでいきたいと考えておりますが、先程もお答えしましたように、苓北町の農畜産物、まあ繁殖業は割りと今、様子が良いようでございますが、あと苓北町が輸出で勝負できるようなやつ、これは考えれば果樹関係しかございませんので、これに力を入れて輸出をして伸ばしていく。現在畑地

作物、そして稲作等もしっかりと国の保護政策を引き出しながら、苓北町独自の、今までやってきた以上に支援策を考えていって、とにかく一次産業、農業、漁業、林業、この件がしっかりとして落ち着くことによって後継者も育ってくる。あるいは、新規に町外からの若い人たちがこの件についてしっかりと担っていこうということがあれば、なお素晴らしいことだと思いますので、しっかりと考えていきたいと思っているところでございます。

企業の誘致につきましては、マグロの養殖を企業誘致として位置づけているということでございます。私もこれは先程も言いましたように、土地も水もそうたくさんいらないと、水面は三方は海でございますので、しかも、この件につきましては、4年前に赤潮が大発生をいたしまして八代海側の養殖事業者が全滅をいたしました。大変な損害を受けられております。これは、鹿児島県の長島も同様でございます、あの辺は赤潮の常習地帯でございます。

その関係で、その折にマグロ養殖業者がこの苓北町の沖でやりたいということでご提案がありました。そのときには、漁協にもご相談申し上げてご理解をいただいて調査をした経緯がございます。調査の結果は、十分に対応できる場所であるという結果が出ております。

しかし、その後、皆さまも御承知のようにクロマグロの国際的な漁獲制限が出てまいりまして、相当な制限がそれぞれの地域で行われております。その後、もっと大変なことが起こりまして、要するに養殖事業につきましても卵からふ化したやつを育て上げた養殖にしか、いけすの許可を出さないという日本国水産庁の決定がございまして、今、これに沿って、その条件を満たすようにその業者さんも努力をしておられます。

相当広範囲に考えておられるようで、長さが3kmくらいだと聞いております。そこに相当多数の生けすを置いて、大体雇用者数は7、80名と、これは段階的になるかもしれませんが、そういうふうな概要でございます。

又、これも先程申し上げましたように、卵からヨコワに育て、ヨコワからマグロまでいくという技術が、まだ確立していません。ただしこれは、我が町にとっても立地条件として、しっかりした立地条件になりつつありますので、ぜひ誘致をしていきたいと考えております。

ぜひ1日も早く商業ベースに乗るような研究成果が出てくることを祈っておりますし、常々水産庁、そして会社のほうにもお立ち寄りを申し上げまして早くそういった成果を出していただけるようお願いをしているところでございます。

次に、マイナンバー制度の件のご質問がありました。

マイナンバー制度につきましては、番号法が平成25年5月31日に交付され、本年10月5日から施行されました。これにより、現在は個人番号通知カードの配布が行わ

れており、平成28年1月1日からは申請された方々への顔写真入りの個人番号カードの交付が始まることになっております。

マイナンバー制度による地方公共団体の情報連携開始は、平成29年7月以降の予定でございますが、現在はこれに向けた規定の整備やシステムの改修等の作業を進めているところでございます。

このような中で、この制度に対する国民の理解はいまだ乏しく、特に個人情報の保護、制度のメリットや利便性がわからない等、周知と懸念払しょくが不十分な状況であり、この私もまだまだ十分に理解しているとは言い難い状況でございます。

その中で、苓北町におきましては、本年6月、9月、10月の広報れいほくと9月、12月のお知らせ版に内容を掲載し、マイナンバー制度の概要、個人番号通知カード配布の周知、顔写真入りの個人番号カードの申請と交付の方法等についてお知らせをしてきたところでございます。

今後も随時広報等により情報提供を行うとともにマイナンバー制度に関する説明会についても開催をし、計画をしたいと考えております。又、関係団体からの要請には積極的に出向いて制度の概要や情報管理の在り方等について説明させていただくことにしております。

政府も3,000億円以上の投資をなさって毎年それなりに管理費もいることであるわけでございますが、ご指摘のようにその効果等々については、まだ私も把握できません。疑心暗鬼の中で、しかし法律で決まったわけでございますので、これをやはり粛々と運営していく。これは当然のことでございますが、もう少し政府にも関係各方面に問合せをしまして、このマイナンバー制度をやるメリット、そしてそのことを町民にしっかりお伝えをする。お伝えをした中で、これが有意義な中で進めていけるように頑張っ

てまいりたいと思っているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 現在、浜口君の質問の途中でありますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

途中でありました。浜口議員どうぞ。

○8番（浜口雅英君） マイナンバー制度の周知の必要性についてですが、このことについて、先程町長の答弁の中でもあったように、なかなかわかりにくい部分が現在の状

況ではありません。

それで、苓北町は新聞報道等によれば情報開示をしない自治体として非常に有名ですが、このマイナンバー制度施行については、もし町民の皆さんが直接、あるいは間接的に尋ねになられた場合には丁寧に相談にのれる職場の雰囲気づくりをつくってください。いろいろ町民の皆さんからは、「どうも役場の職員の対応が悪い。」ということがよく聞きます。「対応が悪いってどういうことですか。」と言えば、「パソコンば見て、いっちょん返事もしはたさん。」ということも言われますので、そのようなことがないように、気安く相談に行けるような職場環境づくりをしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） マイナンバー制度の周知につきましては、現在も電話連絡等が度々あっておりまして、その対応をいたしております。

引き続き、町民の方々からのそういった質問等につきましては、適宜対応してまいりたいと思っております。詳しく説明をしながら理解をしていただくよう対応していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、総務課長のお話では、このマイナンバー制度についての対応もありましたが、私は併せて職場環境を良くしていただきたい。

このことは、今日もちょっと一般質問の中で出ておりましたし、先の議会の中で監査委員さんからいろんな役場職員の態度のあり方、職場の雰囲気が悪いということではありませんでしたが、似たようなもんだと思います。そういう指摘もあっております。

で、私が思いますに、接客を主とする職場、例えばシープルとかAコープとか、そういったところに2、3日研修に出向く。ああいうところは、あいさつが一番ですので、接客が一番ですので、そういうところで研修をされてはどうかと思います。

ずっと決算の中でも結果的に研修に励めというふうなことは、議会からの指摘事項ではなかったかと思えます。そういう意味ではいかがですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今の件につきましては、当然接客に対する研修等もございまして、積極的に参加をさせるようにしております。

又、新人職員の研修につきましても接客も含めた研修を行わせておりますので、引き続きそういった研修に参加をさせていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 平成28年度の予算の中で消防施設の整備についてですが、先程の町長の答弁の中では、これは富岡の部分で消防倉庫の入り口が崩れそうになってい

ると。そこは幸い町有地なので、私の聞き間違いかどうかわかりませんが、林地崩壊対策事業で検討するということであったのか、それともそれでやるということだったのか、どっちだったのか、確認させてください。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今の箇所は富岡の3-1の分団の消防倉庫でございます。山林でございますので、林地崩壊対策事業でできないかということで関係課と協議をしておりますけれども、現在の状況ではなかなか厳しいというような状況でございます。その他の事業の関係でできないか、その対応を検討しているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） なかなか先程の一般質問の中でも、そういう検討するとかそういうことで具体的な返事がなかやっかということでした。

これは行って現場を見てもらえばわかるように、消防倉庫の出入口にも岩が丸見えになつるとですね。あれが落ちてきそうな感じなんです。で、あれが落ちてきてしまえば、本来ならば消火に行かんばん消防車は出られんわけです。場合によっては、中で作業をされている、整備をされている消防団員の方と一緒に埋め込む可能性もあります。やはりこれは、単独事業であってもぜひ取り組むべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） できれば、そういった先程言いました林地崩壊対策事業等の補助事業でできないか検討しているところでございますけれども、そういったことがどうしても厳しい状況であるならば、やはり必要な消防の設備でございますので、町単独でも修繕といいますか、山林のそういった崩壊対策を行う必要があると考えておりますので、補助事業等でできない場合は単独で対応していくということになるかと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それから併せて、富岡5丁目の消防倉庫ですかね、何班になるのかよくわかりませんが、あそこは機械器具が入るだけの倉庫になっています。

で、「打合せは、どがんすつとですか。」と言うところが、近くに富岡公民館のことだろうと思いますが、「近くに集会所があるので、そこを使います。」ということでした。で、なんといいいますか、緊急な打合せ、そういうことがない場合はそれで構いませんが、出動するぞとかそういう打ち合わせのときは、やはり機械器具を見ながら、又、苓北町の場合は1階が倉庫で2階が詰所になっている消防倉庫が主だと思いますが、やっぱり同じような形にすべきではないかというふうに思います。

特に富岡は低地にあつて津波の場合、それから富岡はあれもあつですね、海難防止で

すかね。なんか消防団が兼務されておるといようなことでした。それは2丁目のほうだったと思いますけども。

やはりそういう感じで海難事故とか何とかそういう部分も富岡はあるわけですので、詰所はつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今、議員がおっしゃったように、詰所がない分団が3班ございます。そういった状況ではございますけども、先程の町長の答弁でも答えましたように消防団の班の編成の在り方等も含めた中で、現在消防団のそれぞれ役員会の中で協議を行っておりますので、それを踏まえた上で今後改修を行うのかどうかということ結論を出していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 町民の生命財産を守る消防団ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、消火栓が261ヶ所、これは町政要覧の資料に基づくわけですが、あるようです。で、まだこの場合は、当然ホースとホース格納箱がセットになっています。

このホース格納箱の状況、錆があるとか、ないとか、そういう状況はつかんでおられますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 消防の資機材のそういった水利でありますとか、消火栓とかですね、そういった分につきましては、毎年消防水利の点検を行っておりますので、状況をつかんでおります。

それに応じまして、修繕あるいは消火栓の格納庫の場合は備品購入費という形で改善を図っているところでございまして、今回、明日提出いたします補正予算の中でもそれをお願いすることにしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 地域の消火栓は、初期消火に非常に効果があるかと思ひます。せつかく初期消火用の消火栓がありながら、ふたが開かないとかホースが足りなかったとか、そういうことがないように、今後共十分留意をしていただきたいと思ひます。

それから、国道の件についてですが、九州電力の用地を購入するという事については、いろいろ課題も多い分があるかと思ひます。だから、県はそこに手を出さずに左側のがけを削って整備して道路の安全を務めるということだと思ひますが、苓北町の場合は九州電力の株を3万株持っております。そういう部分もありますので、県とは又、更に熊本県、それから九州電力、それから苓北町が主になってすれば、あれをずっと何

mかずつ法面工事をしていっても金額的にはかなり多くなろうかと思えます。

それよりも、九州電力にその現場の状況をお知らせしながら、地域の保安のために協力してほしいと、そういう言い方をすれば、九州電力の協力も得られるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、法線を変えるわけですから、まず県が理解をして国に相談をします。その中で必要な用地はどこかということになってきますので、まだ今のところ県に口頭で話をしている段階でございますので、来週にでも県の幹部に文書でもって要望をして、その順番を踏んでいきたいと思っております。

行く行くは九州電力にも理解をしてもらわなきゃいけないような案件が出てくると思えますので、ひとつ、今後まずは、私がお願いしているのは、あそこをもうちょっと削って、しょっちゅう崩壊せんようにしていただきたいということをお願いしてるわけですが、莫大な予算がかかるからそれはできないということです。できないんだったら法線を変えて通学路を一番危なくないところに持って来てほしいということでございます。よろしくご理解お願いします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確かに今の現場は、砂交じりの小石といいますかね、非常に崩れやすい状況です。それで水がかかれば、砂がポロポロ流れて石がついてくるという状況ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、危険個所の把握とその対策についてですが、本来ならば議会の中で具体的な箇所を示して質問することは適切でないということもありますが、1ヶ所は志岐の鞍付に志岐炭鉱石碑ですかね、あります。その北西側ですかね、すぐ横に太か水路があります。そして水路の高さが5mぐらいあって、何の防護柵もなく長さが100mぐらいあります。

あそこは、若い世帯が非常に多い集落になりつつあります。若い人の集落ということは、当然、3つ、4つ、5つの子どもさんもおられるわけですので、1回町長に現場を見ていただいて、それで具体的な取り組みをしてもらえばと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も当然見ますが、これはもっと現場を見て、どうしたら良かわかる担当者に早速見てもらいたいと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） TPPと苓北町の農業についてということで、質問をしました。それで、国も先程から話があつておりますように、なかなか賛成反対がかなりきつ

こうしておると、T P P 自体にですね。そういう中で国もいろんな機嫌取りということなのかどうかわかりませんが、いろんな細かい施策をこのT P P 関連で出していると思います。

国はT P P の大筋合意を受け、高齢化等で農業を辞める農家が農地中間管理機構（農地集積バンク）を通じて農地を貸し出せば、一定期間固定資産税が減免されるという取り組みをするようです。

又、反面、農業委員会が農地中間管理機構、農地集積バンクですね、と協議すべきとの勧告した遊休農地に対しては、逆に固定資産税を上げるというふうな法律を、結果的には、最終的には固定資産税ですので、町の条例をどうするかということになるかと思いますが、そういう法律をつくりつつあるということは、情報はつかんでおられますか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、これは新聞にも載っておりましたので、つかんでおりません。

そして又、これは、政府は、天草はあんまり当てはまらないかと思いますが、大規模平野の中でなかなか今後後継者が生まれにくいようなところは、企業にまかせよう。

そのための一里塚を築いていると、私はある解説を、専門家から聞いた経緯がございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今回先程も申し上げましたが、T P P と荅北町の農業ということで町の考え方をいろいろお尋ねしております。

これは、T P P というのは、単に農業だけではないわけですね。先程出ましたように、いろんな、地域の産業界全てがこのT P P に関係してくるということです。

全ての産業が今回のT P P の大筋合意に多かれ少なかれ影響を受けると思います。又、大綱とは別にT P P に関連して様々な分野に国の細かい施策が打ち出されて来るといふふうに思います。

行政はこれの情報をいち早く確実につかみ、町民へ伝えるべきです。そのためにも役場内にT P P 専門の窓口をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは当然農林水産課を中心に、他の産業といっても荅北町に該当する産業はだいぶ少のうございます。

だから本当に、今ご発言があったように保険から医薬品から全て影響があるわけですし、むしろそういった業界は、外に出て行く良いチャンスだといふふうに受け止めておられます。

ですから我々は、私たちが一番心配するのは農畜産物の中で影響の大きい苓北町は大変なことであると。そして又、この農畜産物が影響を受けるということは肉が安くなれば肉を買う人が多くなる。そうすると今度は水産物を買わなくなる。水産業にも大変な打撃があると。ですから、これは苓北町にとってはマイナスであるので、国の具体的な対応策を見ながら、その支援をしっかりとしていきたいと思っております。

そのためには、対策室をつくるかどうかは別にして、農林水産課を中心に、その関連するものに対しては積極的な情報取りをし、これを町民にすぐ右から左に伝えるというよりも対応策を練ってから伝えたほうが良いと思っております。

そのこのところは、今後よく整理をしながら一番住民の打撃が少なくなる、そしてむしろ積極的にどういった形でプラスになるか考えていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） TPPについては、苓北町、熊本県は農業が主ですので、どうしても農業関係が主だというふうな形で受け取り易いわけですが、多面にわたっておりますので、ぜひいろんな情報をつかむためにもT P P 専門の窓口はつくるべきだというふうに考えます。

次に、防災施設についてですが、このトイレについては設置しないということで、常設は設置しないということですが、こういう部分については、紺屋町、明神山、富岡の皆さんと話をされたのかどうか、おたずねします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先程町長の答弁でも申しました通り紺屋町地区におきましては、紺屋町地区の方とご相談をして説明をした中で常設のトイレは設置しないということでご了承をいただいております。

又、明神山、富岡地区の避難地につきましては、それぞれ隣に消防倉庫のトイレ、富岡公民館のトイレがございますので、そこを利用していただくことをご了承いただいております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ここは、津波、すぐ来るのか、明日来るのか、あさって来るのかわからない部分があるわけですが、やはり、通常の日常生活を考えた場合、「運動会ば明日するけんが、トイレはどこでするや。」て、「あそこの業者さんのば借りてきてあそこに置け。」て、そういう問題じゃなかでしょう。

やはり、それは地域の皆さんがどういうお考えで「トイレはいらんばい。」ていう話をされたのかよくわかりませんが、そこら辺はどうも私は納得できません。

それから富岡の場合は、公民館のトイレがあっじゃっかということですよ。ほんならば、わざわざあがんとに、高台はつくらんでもよかつじゃなかですか。そん低つかとこ

ろに小便しに行くとなら。ですね。

そういう理屈は、そういう考え、状況はつかめませんか、あなたたちは。

高っかところに逃げて、小便だけ低っかところに、公民館のトイレに行くとかなんとかというのは、私はどうも納得ができません。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それは、総務課長の答弁の中に設置はしないということだけ強調するんで誤解を与えますが、ここは一時的な避難場所ですが、トイレが必要なので仮設トイレを用意してあると、私は答弁の中で答えたと思いますが。一時的なもので、それは1日になるか2日になるかわかりませんが、仮設トイレで対応可能であるという判断の中で、その代わりに避難場所になるところについては、ちゃんとしたトイレがあるところということでございますので、ひとつご理解の程をお願いします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 仮設トイレということであれば、それはいつつくるわけですか。津波が来てから仮設トイレをつくるわけですか。

○議長（山本政人君） 総務部長。

○総務課長（山崎秀典君） 先程から申しますように、指定緊急避難場所につきましては、あくまでも災害から身を守るための一時的な避難場所ということで位置づけておりまして、長時間そこに避難する想定ではございません。

そういったことで、テント設備を備えた簡易組立式のトイレをそれぞれ各所に2個ずつ配備をしているということで、緊急の場合には、それを使ってトイレの対応をしていただくということにしております。

その後、災害の状況が落ち着いたならば、その緊急避難場所から災害時の拠点施設としての町の指定避難所に避難をしていただきますので、そこにつきましては長時間の避難に対応できるよう、トイレや宿泊可能なスペースがございます公共施設を指定させていただいておるということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 仮設トイレのイメージがよくわかんわけですが、仮設トイレはいざというときに、組み立てるわけですか、それとも既に仮設トイレとして、名称は仮設トイレとしてトイレをつくっておくわけですか、どちらですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） いざというときに組み立てる簡易組立式のトイレでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それは、だれが組み立てるんですか、それから組み立てる方法

はすぐわかるんですか。

それから、先の議会の中で紺屋町の避難所を表示を「こんやまち」になっていますが、どっちが本当ですかというお尋ねをしました。

そのことについては、検討するか、地域の方にお尋ねするということでしたけども、どうでしたか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 各所の簡易トイレにつきましては、それぞれ富岡、都呂々、坂瀬川グラウンド、明神山、紺屋町に各2ヶ所ずつ配備をしておりますので、それぞれ地区民の方々が組み立てできるような形で説明をいたしております。

それから、今言われました紺屋町地区の名称につきましては、法務局で調べましたところ、字図では「紺屋町」という形になっております。

そういったことで、紺屋町の区長さんにお尋ねしましたところ、紺屋町としては、「こんやまち」でも「こうやまち」でもどちらでも構わないというようなことでございまして、今は「こうやまち」という呼び名をしているので、行政区名では「紺屋町地区」でそのまま良いのではないかというお答えをいただきました。

○議長（山本政人君） 時間がきましたが、どうぞ、浜口君。

○8番（浜口雅英君） トイレの組立てについては、先程もちょっと運動会の例を出しましたが、準備は何時からするよというようなときならできるわけですが、いつくるかわからんわけでしょう、津波はですね。そういうときに、どういう形でなるのか、今日は結構ですが、又今後いろいろとお尋ねをしようと思っておりますので、もうちょっと詳しく説明できるようにしてほしいと思います。

それから、紺屋町の呼び名は、はっきり役場が紺屋町の地域の皆さんと話をされて、字図通りにやるのか、今現在の区長さんたちの考えでやるのか、そこら辺ははっきり決めるべきだというふうに思いますが、その点いかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 固有名詞というのは、非常に大事なことです。

私の名前を「たとうしょうじ」なんて言われたら、たまったもんじゃありません。

私は、小さい頃から紺屋町は「こうやまち」と言ってるんで、そこを地域の人たちも大事にしてほしいなと思います。

先だって、詩吟大会でコーラスグループが「ぶつぎざか」て言います、ね。こんなね、地域のことを軽視した作詞をした人がいるかと思うと悔しくてたまりません。

だから、そういった面で人や地名の呼び方というのは、歴史や伝統があるわけです。それを尊重すべきでじゃないかなと思います。

だから、そこはよく紺屋町の方たちがまず議論をしていただいて、はっきり決めてい

ただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告4番、3番議員、高戸幸雄です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、政府は10月5日、TPP、環太平洋連携協定交渉において大筋合意がなった旨を発表いたしました。早速大筋合意を受け、連日農業対策に関する報道がなされているところでございます。その内容の主たるものは、「万全な農業対策」として生産者の不安、懸念を払しょくし、競争力の強化と経営安定対策の充実を図り農業を成長産業化させるとあります。

又、合意後、内容に対する理解を求め地方説明会が水田畑作をはじめとした分野ごと、そして10の地域ブロックごとに計画され、熊本県内でも早速10月15日地域ブロックごとに計画され、畜産関係品目についての意見交換がなされた旨、報道がされたところでございます。参加者からは、合意内容に対する不満や今後覚悟を持った対策の徹底を求めるとした意見が上がった旨の報道が同じくなされております。

協定で輸入が増えるコメに対しましては、備蓄米制度を見直し価格の下支えを維持するとありますが、備蓄に係る肥料や保管料を含めた財政負担が増加するところから、これらの費やした費用そのものも農業全体に対する予算とみなされ、生産者をはじめ消費者たる国民両者からの理解を得ることが、今後大きな課題になってくるのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、コメについては今ですら価格について大きな課題がございます。米価につきましては、ご存じの通り農業の象徴たる部分がございます。

現時点での米価に対する町長のお尋ねとお考えをよろしくお願いたします。

次に、私は今回の大筋合意を受けた現時点で苓北町での農業振興を鑑みると、一番影響をうけるであろう畜産について、関連事項を含め質問いたすことと今回はいたしました。ご案内の通り、苓北町の畜産ていうと3戸の酪農家がいらっしゃいますが、残り全てが和牛の繁殖を営む農家であります。TPPで関税が引き下げられると安い外国産が大量に出回るであろうと予想をされる中ではございますが、現在家畜市場では品質が高い和牛を武器に子牛の高騰が続いている状況でございます。

しかし、一方では町の畜産統計によりますと平成22年76戸の飼育農家がありましたが、平成27年度においては61戸に減少し、その後も2戸の農家が飼育を断念されたようでございます。統計上は、5年でなんと15戸の繁殖農家の減少と大変厳しい状

況であります。原因の1つには、他の農業分野にも同様のことはございますが、確かに生産者の高齢化と後継者の不足というのは否めない事実ではございます。

私は、11月と9月の2回、天草市佐伊津の家畜市場を見学してまいりました。

子牛の高値取引ということで会場での雰囲気はT P P問題で不安が広がる中、活気があるように感じました。

公表されている協定の内容を見ると、牛肉の現行の関税率38.5パーセントが発効当初27.5パーセント、その後徐々に下がり16年後には9パーセントになるとあります。政府は所得補てん強化対策を法制化し、又、補てんの割合を現行より引き上げるようですが、そのことが確かなものとなるように期待を持つところでございます。

さて、このような現状ではあります。苓北町の一部の農家においては飼育頭数の増頭計画もあるようにお聞きをしております。しかしながら、育成から繁殖まで期間が長い上に子牛の価格が高く、併せて施設設備の投資となると負担が大きく容易ではないという状況下におかれているようでございます。

なお、飼育農家はご承知の通り、志岐、上津深江、都呂々の中山間地帯を中心に富岡の先端部等の一部に限られており、それぞれの地域を生かした取り組みがなされている状況でございます。特に、中山間地帯においては将来的には牛の繁殖の他、現在考えがつかない状況であるというふう伺っているところでもございます。

又、苓北町では公の施設として堆肥センターを資源循環型社会の構築と環境保全を目的に運営中とありますが、先の平成26年度決算において監査委員からの意見書の中で牛ふんの処理料や回収手数料の軽減が行われたものの畜産農家の高齢化と飼育頭数の減少等により堆肥生産自体が先細りの状況であると報告がなされております。

ご案内の通り当該施設は下水道汚泥の処理施設でもあり、そして又、家庭用生ゴミの処理施設でもあります。本施設運営にあたって直接の収支の他、潜在的効果の算定としてその内容が掲載してありましたが、あくまでも本施設の根本をなすものは畜ふんの飼料を元とした堆肥の生産でございます。よって、本施設の維持のためにも、畜産の振興が必要不可欠ではないでしょうか。

そこで、再度手数料等の負担軽減の検討をお願いしたいと思います。

又、この他経営所得安定対策交付金、W C S 稲発酵粗飼料の作付につきましては、年々取り組む農家及び面積も増加しており、今後の栽培面積等の検討について早急に、J A、畜産農家と協議が必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、牛はご存じの通り生き物です。健全な経営のためには計画的な繁殖と同時に病気をしないことが大切となってまいります。現在畜産振興のため、各種予算が振興補助金として計上してありますが、そこで小さなこととは思いますが、成長過程において重

要となってまいります削蹄、つまりツメ切りの追加事業として検討されたいかがかと思えます。

いずれにいたしましても、まさに今が今後の苓北町における畜産振興を考えると、一番の好機ではないかと思うわけでございます。畜産農家、JA、業者の3者が一体となり、また幸いにして地元には家畜専門の獣医師もおられます。このような学識経験者も加えたいち早い協議の場の設定を要望いたします。

以上で、今後の総括的な畜産振興、2点目に堆肥センター利用に伴う負担の軽減、3点目としてWCS作付け、最後に畜産振興対策補助金及び協議会等の設置についての一般質問を終わりたいと思います。

なお、再質問は一問一答方式により自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

農業問題を中心に、特に今、大きな問題になっているTPPに関連した中での我が町への影響を心配なされた中でのご質問でありました。

最初に米価についてのお尋ねでございますが、JAれいほくの本年度産米の概算金は一等米で30kgあたり6,000円でございます。全国的な米価のここ10年の推移をみても7,500円から6,000円程度の間を推移しているもようでございます。

経営規模の大小にもよると思いますが、町内農家の作付け規模では必要な経費を考えますと、これらの価格では大変厳しいものがあるかと考えております。農家の方々には自家消費であるとか、耕作地の保全のため等から稲作を続けて地域の環境を維持していただいている部分が大きいのではないかと考えております。

このようなことから米価の価格維持は大変重要な課題だと認識をしております。

そういった意味でも、農協、生産者の方々のご意見の中で関係各省にお願いに行くなり要望するなり、今後続けてまいりたいと思っております。

次に、畜産対策についての質問でありましたが、議員のご指摘の通り畜産における和牛の子牛の生産経営につきましては多くの課題を抱えております。

従事者の高齢化と後継者不足による繁殖農家の減少、飼料価格の高騰、子牛価格の乱高下、只今は高値安定をしているところではありますが、これもいつまで続くかわからない。子牛生産に長期間を要することから、設備投資の時期の判断が困難であること等でございます。これらに加えまして、今回のTPP大筋合意の影響が大きなものと考えられます。畜産農家の経営の安定や強化策として堆肥センターにおける牛ふんの手数料等の軽減や、飼料用稲の生産、策定に対しての助成、畜産振興の協議の場を設けてはどの議員からのそれぞれの提案がございました。

これらのご提案につきましては、手数料の軽減には堆肥センターの運営状況や作った

堆肥がしっかり使われているかということ。非常に評判は良いわけですが、やはり売上高はあんまり多くないと。

これは、1つには農協も協力はしていただいておりますが、やはり系統からと思われるような堆肥が随分たくさんレタスの時期の前にはこずみ上げてある。これは、たぶん私は今の状況からいきますと、この農協法改正、非常に反対が多ございました。しかし、もう改正されまして、要するに監査権がなくなったんですね、中央会から個々の農協に対して。監査権があるということは、やっぱり中央会なり全農なりが指定するものを仕入れなきゃならないということが大きく出てくるんです。これが、地域の農協が自由にそれを選択できるような状況が出てくれば良いのではないかな。もっと、だから完熟堆肥で評価されているわけですから、堆肥センターでできたものをもっと使っていただけるように、我々もお願いしていきたい。そうなってきますと、仕入れ値が少し高くなってもやっていける可能性が出てくるんです。

だから、そういういろんなところの関係もございます。これは、只簡単にそうだからといって、今言ったような形で、じゃあ荅北町でつくった堆肥を全面的に使おうかとなるかどうかわかりませんが、これも我々の努力次第でもあるかと思っておりますので頑張っていきたいと思っております。

そういう中で、又、政策的に今後先程の縷々質問があった中でもお答えをいたしましたけれど、やはり具体的なT P P対策が国から出てまいります。今度の年明け早々の補正にも入るといっておりますし、もっと広い意味で具体的には来年の秋までには対応策を出してくるということでございますから、今おっしゃったようなことも含めて、こういう対応策と一緒に充実したT P P対策ができていければいいのではないかなと。ちなみに今は、数年前の宮崎で始まった口蹄病の関係で需要のほうが大きくなってるといって、今、牛にとっては良い傾向なんですけど、しかし今質問の中にありましたように、やはり作り手がいなくなると。特に肥育農家は2年も3年も飼わなきゃいけない。その上に円安で飼料が高くなっている。なかなか厳しいという、そういう状況でありまして、今、荅北町には1人もいらっしゃいません。そしてそういう中で繁殖牛もやっぱり数が少ないから高い。これは荅北町だけだと思っておりましたら、去年ぐらいからですよその町長さんやらと話すと、どこも値段が上がっていると、今は良いんだと、只続くかどうかわからないと、そういう心配がありました。

そういう意味で、具体的には政府の具体的な対策ができて一緒に強力的な対応策をつくってまいりたいと考えておりますので、又、今後ともいろいろなご指摘をお願いしたいと思っております。

高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） どうもありがとうございました。

今回は畜産に絞った一般質問をさせていただいているところでございます。

過去の農業政策にあって一番重大な転機がございました、GATTウルグアイランドの交渉の結果ですね、町長もご存じの通り苓北町においても構造改善事業によって開墾された柑橘園でさえ一部では廃園をされるというふうに変化が激しい状況を私たちは見てまいったわけでございます。

いつの時代でも、形を変えた協定によって翻弄されるのが農業政策ではなかろうかなと私は思っているところでございます。

コメの価格は、苓北町の農家にとっては農家所得を占める話題は確かに小さいものかもしれませんが、しかしながら、農業を語る時には、まず一番初めに米価が農業の中心になってくるだろうと思います。よくコメの価格一覧ということで大きなものが掲げられているところもございます。

言われたように、確かに現在の価格維持は大変厳しいし、また容易ではないと思います。しかしながら、仰せの通り環境保全、国土保全の上からも稲の作付け、水田の確保といえますか、荒廃を防ぐためにもぜひ必要なものであらうと思います。

ご案内の通り、今年度の大規模災害の場合もいいますけれども、やはり中山間地帯が荒廃したことによって、水の保全がうまくいかないことも1つの原因ではなかろうかなと私は思っております。

そこで、単独では厳しいと思いますが、再度このコメについて現在具体的にこうしてみたいなという考えがございましたら、ご答弁の程をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） やはり、この田園風景を守りながら、しかも食べておいしいコメをしっかり作っていただいて、その作った対価が農家の方々の満足のいく、そういう米価になってくれれば良いなど。私の立場からは、その程度、もっと考えはありますが、考えても私に権限がありませんので、あえてそこまでの発言にさせていただきます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） どうもありがとうございます。

私も、なかなか厳しいなと思いましたが、あえて質問させていただいたわけでございます。

次に、畜産につきましては、今後TPP関連政策大綱の中で先程の質問をし、又、答弁をいただきました通り、生産者の所得補てん、事業の拡充が大きな柱になるのではないかなと思います。

今までのいろんな重要課題につきましては、その都度その都度説明がなされているだ

ろうと思います。今後も引き続きしっかりとした説明が農家の皆さんになされることをお願いしておきたいと思います。

又、堆肥センターにつきましては、運営状況につきましては様々な課題があることは私も承知をしております。機械設備につきましては、私よりも詳しい議員もおられます。議員の中から前回ですかね、特許について再度調べなさいという要望がなされていたかと思います。そういったことを参考にして、今後とも適正といったらちょっと御幣になるかもしれませんが、運営にあたっていくことを望みたいと思います。

そこで、町民の方々に理解を得るためにも良い機会だと思うんです。広報等で堆肥センターに対する啓発をされることを望みますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 只今のご質問ですけれども、堆肥センターの機能、役割について、ぜひ町民の皆さまに理解していただくことが重要だと思います。広報、あるいは関係各課と協議いたしまして、この啓発にはぜひ取り組みたいと思います。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 次に、WCSの稲発酵飼料の作付けでございますけれども、確かに作付けにあたっては隣接ほ場の同意が必要とよくいわれます。

しかし、作付けにあたってしっかりとした肥培管理を行うと、さほど大きな問題ではないのではないかと思います。私ですら、今年度畜産農家の協力を得て、約2反この飼料作をつくってみました。手はかかりません。

しかし、やはり私がつくったところは幸いにして周りが施設園芸に囲まれていたところと付近が私がつくった後にレタスをつくられる農家でございましたので、案外うまく同意ができたのではないかなと思いますけれども、先程言いました通り、しっかりとした肥培管理を行うと、心配されるほどの問題は生じないと確信をしております。

それから、むしろ今年度と昨年、2年続けて天候不順によって思うほどの稲わらの回収がなされておられません。ほ場廃棄、ほ場で焼却処分された稲わらが大半でございます。このようなことを考えますと、積極的に作付けの推進を図るべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 積極的なWCS飼料用稲の作付けをとというご質問でございます。

天候不順で稲わらの回収ができない場合がよくございます。ぜひ、WCSの飼料用稲を活用していただきたいと思います。

まず、しかしこれには畜産農家が必要とする量、あるいは飼育する上での活用の需要

度、畜産農家がそれを利用したいか、したくないかということでございますが、その把握が必要でございます。又、生育時期も一般の稲作とは違いますので、議員もおっしゃられた通り隣接するほ場の同意が必要でございます。

まず、これは農協の関係部会、特にコメ部会、そして農業再生会議とともに、まずWCSの作付けというのは農政局との協議も、また必要でございます。関係機関とよく協議の上、作付けの推進を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 確かに需要があつてこそその供給でございますので、その点はよくわかります。今後とも農協等と話し合いながら進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、削蹄に伴う補助金及び協議会の設置でございますけれども、農家の皆さんと子牛の育成やいろんな話をしていく中で、そして又、佐伊津の家畜市場を見学した中で感じたことがございます。

それは、確かに削蹄に伴う1頭あたりの経費は少のうございます。これも、私も承知をしておりますけれども、むしろこの削蹄作業を行うことによって、蹄、牛の爪を介した病気に対する予防ができるんじゃないかなと思います。削蹄することによって安定した立ち方ができるし、歩行も有意義にできると。そこで健全な飼育管理が図られるとよく言われます。

よって、健全な経営を図る上からも、ぜひとも優良家畜導入事業等々をはじめとした現行補助制度を更に充実され、私は今回意見をいたしました削蹄に対する補助金等々も含めた予算の計上を来年度考えていただくよう、検討していただくよう要望いたしましたので私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本政人君） 答弁はありませんね。

○3番（高戸幸雄君） はい、いいです。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、しばらくの間休憩をいたします。2時5分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

なお、松野議員は所用のため欠席をいたしております。

それでは一般質問を続けます。通告5番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告5番、7番議員野崎です。

通告しておりました苓北町の商工観光の活性について3点お伺いをいたします。

まず1点目に、苓北町の地域活性化のために貢献し努力している業者や地域グループに対し、補助金制度を新設してはどうかということについてお伺いをいたします。

今年、町と苓北町商工会が窓口となり観光や地域活性化を目的として、「天草れいほく御利益巡り」実行委員会が立ち上げられ、ボランティアガイドの方の協力を得ながら、富岡稲荷神社、上津深江塞埜神社、坂瀬川のおっばい岩を巡る御利益巡りツアーが開催されました。マスコミ等にも幾度となく紹介され、町内外からも多くの参加者があり大変好評だったため、第1回の5月に引き続き、2回目の御利益巡りも10月11日に開催されました。

私も第2回目の10月に参加をさせていただきましたが、その時は長崎からの団体客もありツアーガイドの方の話を熱心に聞かれ、又、物産館に出展された地元の特産品等を手に取って見られる等、大変興味深げに、そして又、とても楽しそうに過ごされておられたのが印象的でした。

又、先日行われました「天竺・天の川西遊記登山」や「あまくさジオパーク」等、他の市町村にない町の特色を生かした中で、地域を盛り上げようと地元の方や町内の店舗業者中心に頑張っておられます。

しかし、このようにせっかく各イベントや観光に来られても苓北町に落とすだけでいただけるお金は、まだまだ少ないように思われます。

町は、これまで町内中小企業の資金需要に対する金融を円滑にし、その育成振興を図ることを目的として、商工会を窓口とした「苓北町中小企業中元・越年資金貸付要綱」というものがありました。短期運転資金として1件につき200万円以内で返済は1年以内とし、天草信用金庫と熊本信用組合に各500万円、計1,000万円の預託金があり、町内の中小企業を対象に貸し付ける制度がありました。しかし、ここ近年はほとんど実績がないことから、来年度は廃止になると聞いております。

そこで、更なる苓北町の観光や地域活性化のためにその資金を財源とし、お土産の新商品、新サービスの開発を行っていく業者や地域グループ、又、新しく事業を始められる方に対し補助金制度を新設してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

2点目に、物産館の賃貸契約の件についてお伺いをいたします。

これまで飲食店として一部施設を15年間、地元業者さんが賃貸契約にて営業してこられました。が、一身上の都合により今年9月に撤退をされました。今のところ、この物件はまだ空き家の状態となっており、商工会等を通じて入店者を募集されているようですが、店舗面積が広い使用料が高くなる等の理由でなかなか借り手がないと聞きます。このまま空き家の状態が続きますと建物自体にもよくありませんが、隣接するお土産品販売所にも活気がなくさびれた印象となり、余り良い状態ではないことだと考えま

す。

この物産館の賃貸契約は苓北町物産館条例の行政財産使用許可となっており、その条例の第6条の1部に「施設使用料については、町長の定めるところによる」という文言があります。これからの町の活性化を考えますと、使用料の引下げを視野に入れた中で対策を早急に行うべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

次の3点目に、国道324号線沿いのおっばい岩駐車場の件についてお伺いをいたします。

皆さんご存じのように、このおっばい岩入口付近は大変交通量が多いため、違法駐車や道路横断等の際、交通事故が心配され、非常に危険であるとして現在西川内漁港内に漁民の駐車場を設けて、共同利用するため利用計画の変更協議が進められております。

しかし、現在の海岸へ降りられる階段付近には天草ジオパークで設立されたおっばい岩を紹介したモニュメントが設置されており、このおっばい岩を観に訪れた人の多くはモニュメントを目安として形や位置を確認してから実物を観に海岸へ降りて行かれております。

このように、モニュメントとおっばい岩の案内看板を現在の位置にそのまま設置しておいては、今後漁港広場に駐車場を整備してもこれまで同様危険な状態は変わらないように思われます。

そこで、おっばい岩から4、50m手前に国の土地で県が管理している場所がありますが、そこにモニュメントを移設していただき、又ここには10台程度の駐車が可能であるため、ふだん使用する第一駐車場として整備し、将来的にゴールデンウィーク等観光客や車が多いときのために漁協広場を第二駐車場として使用してはどうかと思います。

商工会の役員の方の話によりますと、警察署にこの場所から階段への海岸への横断歩道を設置することはできないかと問い合わせしたところ、ここからであれば横断歩道の設置は可能であるとの返答があったと聞いております。

観光客の安全を第一に考えるのならば、まずはこの土地にモニュメントを移設した駐車場の整備を先に行うべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えをいたします。

苓北町の商工観光の活性化について、3点についてご質問がございました。

まず、第1番目の中小企業の活性化について、議員のご指摘の通り「苓北町中小企業中元・越年資金貸付要綱」につきましては、以前は年に1、2件の利用がございましたが、ここ3年間は実績がございません。今年度の利用の状況を確認後、預託してる融資

資金の有効活用に向けた検討をしてまいりたいと考えております。又、ご指摘のあったような案件を中心に、更に盛り上がるような状況ができる有効活用にしていきたいと考えております。

次に、物産館、盛業中なのにもいろいろご事情があらわれてやめられたというのは、非常に残念ではございません。しかし、これが現実でございますので、しっかりと受け止めて広報誌や茶北町及び観光協会のF a c e b o o kを利用して募集を行いました。が、只今のところ応募がございませんでした。

その後に個別に依頼を行い、現在ある飲食店と協議中でございます。

物産館全体への影響もでございますので、早期に解決できるように優遇措置も含めまして協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、おっばい岩の関連でございます。

ご指摘の通り、以前からだんだん増えてくる観光客に対して、あの道路を横断する、そして駐車場が本当に少ない、その中で私たちも県と相当協議をしてまいりました。

で、県の考え方では、あの観光案内板の周辺を思い切って駐車場にしたらどうかと考えてるということでございましたが、やはり横断をしなきゃいけないという、ちょっとネックがございましたので、我々も諸々のことを検討いたしまして、近くに適切な駐車場用地を探しております。

このことについて、おっばい岩を見学に来られる方にもわかりやすく、その駐車場に誘導していきたいと考えておりますし、ご指摘のあったおっばい岩のモニュメントにつきましては、あそこから撤去させていただいて、今ご提案のあったところが良いのか、その他、適切どころが良いのか、そのことについて、しっかりと検討しながらやっていきたいと。できれば駐車場は、やはり横断をするような状況のところには余りつくりたくない。やはり、結構広いところが、適地があるわけでございますので、そこを利用させていただいて、そこから降りる施設も来年度の予算に入れていきたいと思っております。そういうことで、モニュメントの撤去については、ご指摘の通り、まさに危険防止ですね。

この前も私、ちょうど遭遇しましたが、あのモニュメントの前に停めたまま見学にいらてる人たちがおられました。非常に危ない状況。そして又、観光板のところ、案内板のところ、停めて横断する方たちもいらっしゃる。これも非常に危ない状況で、よく今まで事故が起こらなかつたなということでございますので、できればもう、完全なものにはならないと思いますが、1日でも早くモニュメントを撤去して、どこに置くかはその後検討をしてあそこから降りれないようにしたほうが、私は一番良いのではないかと考えておりますので、そのことも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） まず、補助金制度について再度お尋ねをいたしますけども、今年度の有効的な利用があるかどうかを一応検討といいますか、様子を見てから判断されるということですけども。

もう先程言いましたように、ほぼ、まあ見てみないとわかんないんですけども、今年度までの状況をみますと、私も資料をいただいたんですけども、ほとんどやっぱり申込みがない状況にあるみたいなんです。

平成23年度は2件あって、平成24年度は1件、平成25年度から26年度、27年度はゼロという実績が出ておりますので、これだけの預託金がありますので、まあ一部残すにしても、一部はこういった先程言いました地域の方の、そういったお土産品等の、そういったのにちょっとでも利用していただければなという気持ちはあります。

現在は、このおっぱい岩の観光を盛り上げようと近隣グループの方や町内の業者の方で「おっぱいまんじゅう」とか、ご存じだとは思いますが、「おっぱいチョコ」をつくる等、それぞれが工夫しながら地域活性化に向けて頑張っておられます。

又、今年は富岡城敷地内に苓北町の資料館、又、大手門、築地塀が整備されて、そして又、苓北観光汽船のイルカウォッチングが始まる等、苓北町の観光客誘致に向けた整備が整いつつあります。

ですから、今言ったように何とか地域の方が頑張っておられる、そのあと押しという意味で、こういった補助金の新制度というのを、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思いますけども、再度その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今答えたのは、もう前向きな答えだと理解していただいていると思います。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それでは、新制度に向けて本当に前向きに動いていただいているというふうな考えをしたいと思います。

それでは、次の物産館の件ですけども、先程私は全然知らなかったんですけど、協議中ということで、新たに借り手の方が1日でも早く借りていただいて、あそこが又、活気づくようにしていただければなと思っております。

先程言いましたけれども、全体的なイメージ、物産館のイメージ的にもさびれた感じになってきますので、早期の借り手がついて、又、活気づくようお願いをしたいと思います。

おっぱい岩のモニュメントの移設の件の関連についての質問ですけども、以前西川内の漁港広場を駐車場整備するため、前回の町長答弁では漁港広場の堤防付近から海岸に

降りる階段とおっぱい岩までの間に海岸遊歩道を整備するという話をされておりました。先程も、ちょっと答弁の中にありましたけども。西川内の近隣の方の話をちょっと聞いてみますと、国道と漁港の間にはふだん流れはそんなにはないんですけども、幅が7、8mほどの小川があそこには流れております。少し雨量が多くなれば、あそこを歩いて渡るには、ただ階段を漁港広場横に付けただけでは、歩いて渡るにはちょっとこれは無理がある状況にあります。

ですから、先程来年度予算を付けるというご答弁をいただきましたけれども、現在のところどういった計画の内容で設置をされる予定なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、遊歩道も付ける予定ですが、当然大雨が降った時とか、少しでも潮が満ちてきたときは通れないわけですから、そこはご容赦いただいた中で、降り口と遊歩道を付けたいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ということは、まだ具体的な、例えばアーチ式でつくとか、そういうのは、だから全然具体的なことはまだ計画にはないということですね。

いや、地元の方は、その辺をどういったつくりでさっとやろか、あそこは相当じゃないけども余り雨が上がっても後からの流れ水というのは当然毎日のようにあるわけだから、あそこをどういうふうにとらえとらさるかという心配はされとるわけですね。

だから、来年度予算を付けていただくということですから、その対策はなされると思いますけども、ぜひよろしくをお願いします。

それと、おっぱい岩付近は、現在ご存知のように土曜、日曜、祭日は時間帯によって観光客が多く訪れるようになったんですけども、この周辺には公衆トイレがありません。ですから、来られた人は、女性客の方は特に困っておられる方も多いというふうに聞いております。この辺のトイレも将来的に必要なと思うんですけども、その辺の設置予定というか、考えはあられるんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） あそこを駐車場に、他の方も、いわゆる漁民以外に使えるようにするというので、あの中での周辺整備については漁港関係では補助金は出せないということでした。その約束の中であそこに駐車場をつくらせていただきたい。

ただし、おっぱい岩の駐車場ということではありません。

それを使いますと、これは補助金返還が出てまいります。ちなみにグランドゴルフもやっておられますが、あれも余り公には言えない話なんです。

で、トイレですが、やはり今後の利用状況をみながら、あるいは、しばらくは商工会にも良いトイレがありますので、あちらのトイレのこともご案内しながら、数が多くな

ってきますと当然これは町の単独費になると思いますが、設置をしなければならぬ。

これはどこで見極めるかは今後検討していきたいと、なるべく早く見極めをしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） トイレの件ですけれども、あそこのおっぱい岩のところから、約3、400mほど二江方面に行きますと、カーブのところに、昔、県が設置した公衆トイレが現在もあるんですけれども、あれはほとんど使用実績もなく、おそらく管理もされてないままそのまま放置され、普通、人が使用できるような現在状況じゃないように思われます。

ですから、この辺は県と協議をされて、あのトイレ、移設といいますか、ほぼあその場所から撤去して、逆にそういった駐車場を整備をされるのであれば、そこにそのトイレを移設か新設といった意味でのご協議できないものかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、県も関わってまいりますし、民間の方が借りておりますので、非常にそこが問題であると思っております。

むしろやっぱり、もう違う方法を考えたほうがいいのかなという考え方でありますが、とにかく、今第一に考えることは、まずあそこの道路を渡っていただかないような方法をしっかりつくっていくと。そして、やはりいろいろ整備しても、あそこにお金を落とす場所がないんですよ。トイレというか、そういうところの落とす施設をつくれということですけど、やっぱりお金を落とす仕掛けを、やっぱりつくっていく。それが例えば、この奨励金とか支援金を使えばいいかなと、そういうふうな思いでもおりますし、トイレもこういうお金から使えばありがたいなと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） この前ちょっと地元の話の話を聞きますと、今の漁港広場じゃなくて県が管理している広場に、もし駐車場でもできるようであれば、あそこに地元の、例えばさっき言いました「おっぱいまんじゅう」なり地元の物産なり農産品でも、ちょっとした仮のテントを張って、こういった土曜、日曜、祭日にお客さんが多くみえられるときに地元の物を販売したいという、そういう気持ちも持っておられるわけですね。

ですから、まずはそういった駐車場の選定、これを早急にしていただいて、地元の方はもうやりたくてしょうがないというふうな気持ちでおられますので、それをぜひ、そういった、あそこの他にも、ご答弁の中で他にもないか考えるということですけども、せっかくあれだけの広さの土地がありますので、県にもうちょっと前向きな検討といいますか、ご協議ができないものかなと思うんですけども。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ちょっと、行き違いがあるから整理します。

駐車場については、もう既に決めてあります。よそにつくるとか考えておりません。もう決めてあります。

それを使っただけということですね。そこから降りる場所をつくって、遊歩道をつくるということですので、一番近いところに行けるわけですね。

そういうことです。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今、町長が言われたのは、要するに漁港広場を共有としての駐車場という意味でしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） たまたま来られて駐車場がないので、あそこに停まっただけという形でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） わかりました。

それでは、そのたまたま停める場所は、もう今からでも停めて可能なんでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 漁民が利用する駐車場の利用計画については、今計画の資料を作成しておりますが、そして協議をしておりますが、あと半年ほどかかるのではないかと予測はしておるところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） あと半年ほどかかるということですが、それはあそこを、例えば漁民の方につくっていただくための整備を、まず、例えば舗装をやるとか、そういった意味での準備が必要だから、半年ほどかかるということなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 利用計画をつくりまして、それを変更する根拠の資料をそろえまして協議するのに、それだけの期間を必要とするということでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それじゃあ協議まで半年ぐらいかかって、そして来年度に下りる道、遊歩道的な整備をされるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 降り口、あるいは遊歩道の整備につきましては、町の漁港の管理水域でもございます。それで、その利用計画の承認の進展状

況をみて、出来る範囲で早いうちにできればやりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 最後に、もう確認の意味でお尋ねします。

今の漁港広場を漁民の方と共有で使用するということであって、私が先程言いました県の管理土地は、現在のところ駐車場としては一切計画がないということで判断してよろしいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 只今、野崎議員がおっしゃたように現在の協議を進めている適地をまずはそちらのほうをやりたいという形で、現在のところは議員提案されたところについては、今のところ計画はないということでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） わかりました。以上で質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） お疲れ様でございます。本日の最後の質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

通告6番、倉田です。通告の3件につき質問をさせていただきます。

最初に、地方創生「地方版総合戦略」への町の取り組みについて質問させていただきます。

総務省の資料等によりますと、我が国の人口は2008年の1億2,808万人をピークに年々と減少が続く中、先月11月1日現在1億2,692万人とピーク時より116万人減少する中、地方と都市との過疎過密化は一段と進み併せて少子高齢化の中、高齢化率も高くなってきております。

同様、苓北町においても先月末現在人口は7,746人と、この1年間で161人減少し、ピーク時の46パーセントほどとなっております。これらは、社会の構造的宿命もあるとはいえ、地方にとっては厳しい状況下にあります。

そのような中、昨年政府は第二次安倍内閣が掲げる重要政策の1つに「まち・ひと・しごと創生」をキーワードとする地方創生五ヶ年計画の「地方版総合戦略」その策定を各自治体に求めておりましたが、先般県内17の自治体より先駆的事業への交付申請がっております。又、先月27日には政府主催の全国知事会議で安倍総理は「地方で人口を維持していくために、しっかり活性化をしないといけない。地方創生なくして『1億総活躍社会』の実現はできない。」と述べられ、地方創生施策を強く進めていく姿勢を示されております。

苓北町でも、中・長期的な展望の中、年度内に計画策定が終了すると思われませんが、

現状についてお尋ねをいたします。

次に、第三期富岡志岐地区都市再生整備計画についてでございますが、ご承知の通り富岡ビジターセンターをはじめ歴史資料館・アダム荒川公園・百間土手・大手門・志岐麟泉公園等々の整備で大方の観光拠点としての姿が見えてまいりました。今後は、このような歴史的文化的な観光資源を十分に生かし、地域活性化を図っていかねばならないと思うところでございます。

現在の第二期整備計画事業も今年度あと2、3の事業が残っているようではあります。が、平成28年度から第三期同整備計画5ヶ年事業で、大手門公園をはじめ追手門・出丸・二の丸・トルレス神父記念広場・富岡港キーステーションの待合所整備等が組み立てられています。

具体的計画についてはこれからと思われませんが、予算的には5億円、内補助金が2億円となっています。とりわけ、大手門公園整備の築地塀・堀切橋・石垣・門の工事費に2億2,700万円予定されております。現在公園西側には、当時の大手門石垣が西海岸の国道まで続き、又、公園隣接地には民家が2軒あります。第三期計画では、それ以上の整備計画は示されておきませんが、大手門公園整備計画事業は、この第三期で完了なのか、お尋ねをいたします。

2点目に、第三期整備計画では史実に基づき堀切橋・築地塀、又大手門や石垣の復元に伴い、今後新設される石垣は現在バスが通行する町道の舗装部分を一部越え、未舗装部分に少しかかります。部分的な道路変更が生じるかと思えますが、それに併せ交通安全対策等には十分配慮されると思われませんが、工事の具体的計画が提示される前、地元説明会を開き、ある程度の意見集約等も必要ではないかと考えますが、今後の対応についてお尋ねをいたします。

最後に、千人塚公園整備についてお尋ねをいたします。

先程にも述べましたが、富岡ビジターセンターや歴史資料館、又アダム荒川公園等と共に苓北町の貴重で価値ある観光資源の1つであります千人塚公園。ご承知の通り、天草島原の乱の歴史的な遺産であります。

現在公園には、車5台ほどの駐車場は整備されてあります。が、大型バスの駐車場はなく、以前は近くの国道筋に駐車されておりましたが、昨年道路改良のため、その駐車スペースもなく、今、千人塚公園に来る観光バスはほとんど見なくなりました。又、トイレについては近くの商店を時々お借りするというのを聞いております。

この千人塚公園については、平成20年6月議会の一般質問で公園設備の拡充のため、用地の確保等について関係者のご理解をいただきながら対応できないかとお尋ねした折、町当局より国道からの進入路、又トイレ施設等の整備拡充が不可欠との答弁がありました。

当時国道からの進入路は狭く、又、周辺土地を確保するにも諸課題等もあり、町当局も随分と努力されてこられました。なかなか進展しておりませんでした。先般その土地を町にご寄附なされたとお聞きいたしました。できたならば、公園整備にご寄与いただき茶北町の歴史的観光遺産を生かし、併せて来年長崎教会群と天草崎津集落等の世界遺産登録が見えつつありますが、こういった観光とリンクし、交流人口拡大を目指していかなければと思うのであります。

今後、その土地の有効利用と公園整備についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地方創生「地方版総合戦略」への町の取り組みについて、ご質問がございました。何段階かに分けて締め切りをしまして、国も募集をしているところでございます。

茶北町の地方創生「地方版総合戦略」につきましては、本年4月以降、町長を本部長とする本部会議、職員で構成するワーキング部会を開催するとともに、各課ヒアリングの実施、一般団体によります事業提案、各団体からご指摘をいただいた点を元に7月と11月に茶北町振興計画審議会で審議をいただき、茶北町人口ビジョン並びに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の草案を策定いたしております。

詳細な内容につきましては、本日協議会を開きます。その中でご説明をいたすようにいたしますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、都市再生整備事業計画についてのご質問でございます。

都市再生整備計画の基本方針としては、平成7年にまとめた富岡城復元基本設計報告書の基本設計を基に整備を行うこととし、それに併せまして天草に初めてキリスト教が伝来した志岐氏の時代、志岐城を含めてこの計画の中に入れていただいております。

第三期の富岡・志岐地区都市再生整備計画事業では、大手門公園整備事業として大手門付近の石垣等の整備を計画しているところでございます。公園の西海岸には、現在町有地となっている土地の背後まで築地塀等を計画しておりますが、議員ご指摘の民家がある部分につきましては、今回の計画には含まれておりません。

富岡城復元基本設計報告書では、大手門から西海岸までの石垣が全体に見渡せるような基本設計となっておりますが、この部分については残ることになります。これは、地権者の方々のご協力があればということで、そのときには、又追加をしたいと考えているところでございます。

そういった意味で、基本計画と少々異なる部分が出てくる場合もあるということでございます。

議員ご指摘の通り大手門の石垣につきましては、町道部分の法線が変わります。変わった中で、これは直角に動いていきますので、その一部分100mくらいのところには

交通安全対策等が十部に配慮されなければならないと考えているところでございます。

この件につきましては、学校・PTA、そして地元の説明会を開催し、住民の方々にご理解とご協力をお願いをしていきたいと考えているところでございます。

次に、千人塚についてのご質問でございます。

この件につきましては、ご指摘の通りでございます。とにかく駐車場が足りない、そして駐車場があったにしても、国道から入っていく道路が狭歪でなかなかうまく使えない、そういう状況でございます。ご承知の通り、この千人塚こそが天草で一番初めて国の重要文化財に指定されたところでございます。非常に由緒のある、そして又、島原の乱、天草の乱をしっかりと捉えた中で天領天草初代代官鈴木さんがお造りになられた塚でございます。

現在戦乱の跡に3ヶ所に戦闘員の首が埋設されているということでございますが、他の2ヶ所は特に長崎市は西坂、今のNHKの上のほうにあります。26聖人で有名な西坂に埋めたといっているんですが、長崎市長に聞いても、どこにあるかわからんようになってしまったということでございます。

そして、あと原城の中にもありますが、ちょっとした記念碑を平坦な土地に置いてあるだけで、あんなにしっかりしたお祀りの場所というのは千人塚だけでございます。

そういった意味で、今後長崎の教会群の中に崎津集落も入っております。この辺の連携の中で、ぜひたくさんの方にその当時のこと、これは攻めるほうも守るほうも処罰したほうも含めて慰霊をしているわけでございますので、その辺のところをしっかりと見定めていただきたい。そのためには、この駐車場の整備と、今、県のほうにも相談していきますが、国道324号線のあの狭い部分をなんとか大型バスがしっかりと通れるような状況にさせていただきたいと、このことも念頭にしているところでございます。

幸いにも、来年平成28年は天草五橋開設50年、国立公園の指定60年、そして崎津集落が世界遺産に認定される予定でございます。そういうときでございますので、そのときの時代を刻んだ富岡城・キリシタン供養碑、そして又そのキリスト教を広めた志岐麟泉公の居城志岐城、それと、これが一番大事なんです。日本のキリスト教の布教が広まったのは、ここに来てここで布教活動をなさって志岐で亡くなられたトルレスさんの働きが一番大きいということは、専門家は全部評価をしております。その方をともに志岐麟泉公を顕彰していければ、本当に素晴らしいことであるなという考えの中で、今後もこの事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 只今町長よりご答弁がございましたが、先ほど最初に質問させていただきました地方創生「地方版総合戦略」等につきましては、先般各議員に資料を配

布いただきました。それに詳しく書いてありますので、後の全員協議会等で検討させていただきたいと思います。

非常に、この策定にあたりましてはいろいろご苦勞等々もあったかと思ひます。

策定しても、要はその策定に基づいた今後の動き、達成、これが一番重要になってくるかと思っております。人口等々のビジョンも記載してありますが、非常に地方においては人口が減少しております。

先般新聞等にも記載してありましたが、隣町といいますか、隣の天草市も2006年合併した当時には9万9,000人おったということでございますが、この9年間で1万4,000人ほど減っております。これは、先程来いろいろな議員の質問にもあっておりますが、やはり仕事等がベースにあり、それに付随したところで人口の流動等が重なっていると思うわけでございます。

そういった中で、先程今後の産業振興についてマグロの養殖等とか、あるいは福祉施設等々の充実でやはり雇用を拡大していこうという熱意があられますが、引き続き執行部一体となつてご尽力いただければと思っております。そういうことでよろしく願ひいたします。

2点目の、いわゆる第三期の富岡・志岐地区の都市再生事業計画でございますが、町長がおっしゃるように平成7年に基本的な計画が作成されております。

そういう中で、ようやくといひましょるか、価値ある苓北の観光資源等がほぼ完成に近まっております。その中で、いわゆる先程民間の方々のご協力により大手門の広場等も町のほうにお譲りいただけまして、現在に至り3期目の事業に入るわけでございますが、あと2軒残られております。これはお相手の考え、立場もありますので、こちらからどうこう勝手には言うこともできません。そういう中で、さしずめ一応2軒を残したまま第3期の工事は完了するということで理解していいんですね。

そういうことで、もう一度確認のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ここには、事業費が5億円、国費が2億円と載っています。

でも先程からもお答えしたように、これを全部賄うというは大変です、町が残りです。ですから、ぼちぼちいきます。

ぼちぼちいった中で、たぶん今後消費税を上げるときとか、又補正もあると思ひます。あるいは、この総合戦略の中で、これも入っておりますので、交流人口の拡大というくくりの中で交付金をいただければ、町もやりやすくなると思ひます。

そのときの状況次第だと思ひますが、残りの2軒を残すというのは、もう大体こう東側から西側までつながっております。あと、ご協力をしていただければ繋げていきたいと思ひますが、これはなかなかそれぞれご事情がおりになると思ひます。今までもお

願いはしておりますが、良き返事はいただいておりますので、今後はそういうことも勘案しながら、どこまでやるのか今後の課題ですが、今のところまででもかなりなきちっとした公園化は見えてきておりますので、まずはこれをやり上げた中で、ご協力があるかないかの中で判断をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 一応、第三期の工事計画等については、一応理解したところでございます。

当初の基本設計等々にあるように、一連の整備ができたのが一番良いんでしょうけども、なかなかですね、そうはいつでもお相手もおられますので、その辺は我々も理解をしていかなければと思っているところでございます。

関連いたしまして、先程町長のほうから100mぐらいのいわゆる石垣の新設に伴いまして道路変更もあるということでございます。交通安全等々については、十分に配慮しながら進めたいということでございますが、通るのは不特定多数の方が通行なされるわけでございますが、とりわけやはり地元の方々への説明はいずれあると思っておりますが、いろんな方法があるんでしょうけども、きちっとした計画ができてから説明する方法と、ある程度住民の意見等々を交えたところの設計といいましようか、計画といいましようか、その辺の加味も大事じゃないかと思うわけでございます。

この点について、地元の説明会についてはどのようなお考えであられるのか、お願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、法線が少し変わるというだけで、あとは富岡小学校の校門ぐらいから大手門を出るぐらいの間のスピードを制限はさせていただく、100mぐらいは、そういうふうな形になって、歩道専用もつくりたいと。かなりなスペースはありますので、つくりたいと考えております。

それで、形は決まっておりますので、その形の中で歩道等をつけた、そういう中で、まず通学の子もたちのことが一番気にかかるわけでございますので、通学の子もたちが安心して歩けるような歩道を今つくるところに設置して、ご説明をしていきたいと考えているところでございます。

2丁目には、一番地元でございますので、説明しております。了承していただいて、あの地蔵様もどっか良き場所があったら移動して良いということでございますので、そういう了解をいただいております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） わかりました。

一応そういうことで、一番近い組の皆さまには一応ご説明があったと、又ご理解いた

だいているということでございますので、それはそれとして、だったところでございます。特に、先程町長も心配されました児童生徒の通学、PTAあるいは学校等々の保護者も含めて機会をみて説明があるということでもございましたが、ぜひそういう面は早くといえましょうか、良い段階で実施していただきたいと思います。

まあ、実施していただくものと理解しておりますので、あえて答弁は求めません。

それと3点目のほうに移りますが、いわゆる千人塚公園、ご承知の通り先程町長も島原の乱で3つに分けて葬ってあるということでもございました。3,333人ということで資料等には載っているようでもございます。

ちなみに、先程町長も言われたように苓北町の千人塚公園は非常に普段から良く整備されておられます。感心しております。只、駐車場も立派な舗装で、きちっと白線引いて安全にも配慮された5台のスペースがあります。

そういう中で先程答弁もありましたように、やはり駐車場と大型、このやはりスペースが欲しいんですね。併せてトイレでもございますが。

この千人塚公園の、いわゆる歴史の大事さというのは、町長が言われた通り本当1級クラスのものだと思います。あの乱のいかんによっては、徳川家康時代の政権も、やもすれば揺らいでいたと、このような事件でもございますし、それにまつわる、いわゆる乱でもございました。そういう意味では非常にやはり価値がある資源だと思います。

そういう意味で、いわゆるあそこのご寄附いただいた土地、あるいはトイレ等の整備についてはどのようなお考えでられるのか、再度伺います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、せっかくのご意志の中で寄附をしていただきました。

一番千人塚に近いところでもございますので、ぜひ駐車場として整備させていただき、使わせていただきたいと考えておりますし、トイレにつきましては総合戦略として出しております交付金が付くか付かないか、その辺の見極めもしながら、これはおっぴろい岩も同じことです。出してますので。そういうことの中で、考えていきたいと。

1つはたくさん来ていただけるかどうか基準になってくるかなと思います。やりたい気持ちはいっぱいありますが、現状をみながら、まず駐車場をつくる。そして、総合戦略の評価をどのくらいまでいただけるか様子を見ていきたいと。これも早晩出てくると思いますので、そういう考え方でございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そういうことで、いろんな絡み等々勘案しながら進めていただければと思っております。

先程町長も言われましたが、やはりいろんな観光資源が天草に限らず周辺地域にはあ

ります。幸いにも、来年の夏頃には長崎の教会群と崎津集落のほうで、世界遺産に、ユネスコのほうに登録されるであろうという可能性が強くなっております。

やはりこのチャンスといたしましょうか、これを活かさないとやはり天草全体もなかなか活性化には結びついてこないんじゃないかと思っております。

ちょっと苓北は、そういう一時世界遺産登録にも頑張った経緯もありますが、やはり天草全体で対応するような、先般Amabizですか、新たな戦略等ができたようでございますが。

そういう中でも、ぜひ何回となく会合を持って天草の活性化に向けて取り組み等を、帳面の上だけではなくて、まあ失礼な言い方ですが、やはり実効性のあるような方向づけを持って対応いただければと思っております。

非常に、本町においては歴史的な価値ある遺産等に巨額な投資をされてきております。いろんな考え方はそれぞれであろうかと思っておりますが、ここまできたらやはりずっと完成していただいて、後世に残る遺産としてつくっていくのも我々の役割ではないかと思っております。

そういう意味も含めて、今後町長がそういった整備に取り組む考えについて総括的にお答えいただければ幸いです。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、選挙の都度都度、公約として挙げております。

特に時代を遡りますと、志岐氏の時代は天草の最先端をいった時代でございます。

キリスト教の伝来をしかり、そしてキリスト教をしっかりと広めたトルレスさんが志岐に関係あられたと。そうすると、その後には今度は江戸時代になりますと、富岡が天草全体の中心になった。そしてまさに島原の乱のとき、天草の乱というのは、天草四郎が1万2,000人を率いて富岡城を攻めたとき、そして、そういう状況の中でなんとか退けたと。これが徳川政権が維持できた大きな戦いだったんじゃないかと思っております。

ちなみに、今年がちょうど徳川家康生誕400年、こういう記念行事も関係のあるところでは盛大に行われたようでございます。いろんな歴史の顕彰はあるかと思っておりますが、そういった意味において今後ともこの件については、補助金、交付金等が付きましましたならば、しっかりと仕上げていきたいと考えているところでございます。

○5番（倉田 明君） 終わります。

○議長（山本政人君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

ここで、一般質問を全て終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。どなた様も大変お疲れ様でござ

いました。

-----○-----

散会 午後3時06分

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 (金)

(第 2 日 目)

平成27年第6回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成27年第6回荅北町議会定例会は、平成27年12月11日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益 田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	荒 木 広 之
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	汐 崎 正 喜	商工観光課長	立 山 清 剛
代表監査委員	登 本 玄 一		

8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 1 1 号 例月現金出納検査の結果報告について（平成 2 7 年度
8 月分・9 月分・1 0 月分）
- 日程第 2 報告第 1 2 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 3 報告第 1 3 号 所管事務の調査（総務常任委員会）結果報告について
（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 6 3 号 荅北町長期継続契約を締結することができる契約を定
める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 4 号 荅北町個人番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 荅北町農業委員会の委員の定数条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 荅北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条
例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 荅北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 9 議案第 6 8 号 荅北町下水道条例の条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 荅北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 荅北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 平成 2 7 年度荅北町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 平成 2 7 年度荅北町坂瀬川財産区特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 平成 2 7 年度荅北町都呂々財産区特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 平成 2 7 年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 請負契約〔荅北町拠点避難地造成工事（1 工区）〕の
変更締結について

- 日程第 19 議案第 78 号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の
変更締結について
- 日程第 20 議案第 79 号 苓北町温泉プールの指定管理者の指定について
- 日程第 21 閉会中の継続（審査）調査の件
- 日程第 22 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第11号 例月現金出納検査の結果報告書（平成27年度8月分・9月分・10月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第11号、例月現金出納検査の結果報告書。

平成27年の8月分と9月分と10月分が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。朗読は省略します。

ここで質疑を許しますが、その前に議長からお願いがございます。それは、全国町村議会会議規則の第54条、発言は全て簡明にするものとし、議題外に渡り、又はその範囲を超えてはならない、そのように規定がなされております。それと、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできない。原則的に、そういうふうな決定がなされております。それと、第55条、質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、議長の許可を得た場合はその限りではない。そういうふうな規則で決まっております。

このことは皆さん方よくご承知のことと思いますが、このことを踏まえて、これからの質疑については、よろしく願いをいたします。

それでは、現金出納検査の結果の報告書について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第11号を終わります。

-----○-----

○議長（山本政人君） 次に、日程第2の議事に入ります前に、監査委員の出席を求めていますので、監査委員の着席をお願いします。

（代表監査委員 登本玄一君着席）

-----○-----

日程第2 報告第12号 平成27年度苓北町定期監査の結果報告について

○議長（山本政人君） それでは、日程第2、報告第12号、平成27年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

平成27年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

定期監査結果公表書について、説明をお願いします。登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 皆さん、おはようございます。

苓北町代表監査委員を仰せつかっております登本玄一でございます。よろしくお願いいたします。

さて、この度、平成27年度の苓北町定期監査を実施いたしました。

定期監査を実施いたしました結果については、何ら法令に違反するような事例は見受けられませんでした。又、関係諸帳簿及び諸帳表類はよく整備されておりまして、計数においても誤りはなく適正に執行されていることを認めました。

皆さま方のお手元に平成27年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、20ページに監査意見及び要望事項をとりまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。私の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 20ページの上から、要望事項の3項目です。

斎場については、塩害も含めて施設の老朽化が見受けられ修繕箇所も増えてきており、場所選定も含めて施設の全体的な整備計画を検討されたいという監査委員の意見ですが、このことについて、町のほうではどのように受け止められましたか教えてください。

○議長（山本政人君） 監査委員への質疑です。

○8番（浜口雅英君） 監査委員さんがこういう感じを受け取らしたわけですので、このことについて、町はどう感じるのかということによかつじゃなかつですか。

ここは、やっぱり監査委員さんにお尋ねするわけですか。

○議長（山本政人君） 監査委員の許可を得て、お尋ねください。

○8番（浜口雅英君） 監査委員さんの許可を得て、町にお尋ねをします。

○議長（山本政人君） はい。

○8番（浜口雅英君） 20ページに監査意見として、斎場については、塩害も含めて施設の老朽化が見受けられ修繕箇所も増えてきており、場所選定も含めて施設の全体的な整備計画を検討されたいという監査委員の意見が出ておりますが、このことについて町ではどのように受け止められましたか。

○議長（山本政人君） 監査委員さん、ようございますか、町から意見を聞いて。

○代表監査委員（登本玄一君） はい、どうぞ。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○**税務住民課長（益田大介君）** 只今、浜口議員のご質問ですけれども、苓北斎場は平成3年度に建築をいたしまして、もう24年が経過しようとしております。

この中で監査委員さんご指摘のように場所がら塩害もあります。その中で施設のひび割れとか、一部鉄筋の腐食とか見受けられます。これにつきまして、今後施設の建て替え、それから施設の補修等の比較をした中で今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○**議長（山本政人君）** 浜口君。

○**8番（浜口雅英君）** 私も斎場に務めておられる方から、かなり厳しい状況にあるということをお聞きしまして、課長に、働く環境が良くないということに対してどがん思いますかと、これはもうこういう公の場じゃなくて、話をしましたが、このときは何ら問題はないというふうな話でした。にもかかわらず、監査意見の中では、いうならば、この文書からいくと、建て直しも計画に入れなさい、入れたが良いんではないかというふうな意見にも取れます。これは担当課長じゃなくて、町として、このことについてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○**議長（山本政人君）** どなたですか。副町長。

○**副町長（松野 茂君）** 監査意見の中で、施設の外壁、随時修繕を行ってきておりますが、そういったところが見受けられるというようなことがございましたので、担当課長と現場を見て、随時、すぐ直せるものと直せないものがございます。

そういった関係の中で、町としては、これも先日受け取ったばかりでございますので、今後これをいかに維持管理していくか、それとも建て直すかというようなこともありますが、これを建て直すには相当の金額がいります。

そういったことで、今、担当課長が申しあげましたように、今後これをどういった形で維持管理していくかということは、今後の検討課題だと思っております。

以上です。

○**議長（山本政人君）** よろしいですか。

他にありませんか。高戸君。

○**3番（高戸幸雄君）** この斎場につきましては、私、在職中にいろんな事件と申しますか、そういったこともあったわけですが、その中で、今、現在天草市のほうで広域的な斎場を営んでおられます。構成員外でございますので、当然のごとくその差額が出てまいります。そこで、現在は補助金という形でその差額を埋めていると思います。副町長が申しましたとおり、莫大なお金が、建て替えになるとかかると申します。

ですから、広域的な考えということで、その委託と申しますか、現在天草市で運営しております斎場をお願いするという方法もご検討いただきたいと思っております。

○**議長（山本政人君）** 答弁ありますか。今のとは意見ですね、質疑じゃなくて。

他に質疑はありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 監査委員さんにお尋ねをいたします。

この要望事項の5番目に防火・防災施設等の適正な維持管理に務められたいというのは、あえて要望事項として挙げておられますけども、これは、具体的にといいますか、どういう部分でのこういう要望事項としてお感じになられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 只今の野崎議員の質問にお答えさせていただきます。

防火・防災施設の維持管理については、おおむね適正に管理はなされておるわけですが、各施設を点検した中で、ちょっとこれではと思う点がございました。それはどのようなことかと申しますと、1つの例を挙げますと、体育館の避難誘導灯の電球が切れたままになっている。又は、消火ボックスにボックスがございませぬ、そのボックスに貼り紙をしたり、マグネットを利用して、物を引っかけたり、そういうふうな、今までには見られない事例がございました。又、明らかに期限が切れている消火器を現行の消火器の横に処分しないままに放置してございました。

火災は、いつ発生するかわかりませんし、このようなことは命に関わることでありまして、各施設の防火責任者に再度の点検をお願いする意味でここに挙げさせていただきました。以上でございます。

○議長（山本政人君） いいですか。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第12号、平成27年度苓北町定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員さんには、長期間の定期監査、大変ご苦労様でございました。ご退席いただいて結構でございます。ご苦労様でした。

（代表監査委員 登本玄一君退席）

-----○-----

日程第3 報告第13号 所管事務の調査（総務常任委員会）結果報告について

○議長（山本政人君） 次に、日程第3、報告第13号、所管事務の調査（総務常任委員会）結果報告についてを議題とします。

総務常任委員長に報告を求めます。山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） おはようございます。

平成27年11月27日、苓北町議会議長、山本政人殿、総務常任委員会委員長、山下時義。

総務常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査研究を行ったので、会議規則77条の規定により下記のとおり報告いたします。

記、1、調査事件名、管内小中学校5校及び学校給食共同調理場の運営状況等についての視察調査であります。

2番目に、調査の経過、(1)調査期日、平成27年11月5日木曜日、6日金曜日であります。(2)に調査場所、坂瀬川小学校・志岐小学校・学校給食共同調理場・苓北中学校・都呂々小学校・富岡小学校であります。(3)出席議員、山下時義委員長、浜口雅英副委員長、廣田幸英委員。(4)欠席委員、倉田明委員。倉田委員は、監査委員会の研修のために欠席をされております。(5)委員以外の出席、錦戸俊春副議長。(6)執行部出席、汐崎教育課長、田尻課長補佐、佃主幹であります。(7)委員会書記、宮崎議会事務局長。(8)調査の内容、①災害発生時の避難場所・避難経過及び訓練の実施について。②町内に居住されている教職員の数について。③教職員の業務時間と事務時間の負担感について。④いじめ、不登校児童・生徒の実態について。⑤AEDの使用実績と講習会等の実施状況について。⑥授業参観。⑦その他。

3、視察調査の結果の概要(意見・要望)をまとめております。大変文字が小さくて見づらいかと思いますが、説明を申し上げます。

一番上段には学校名を書いております。次に、実施の日にちと、それぞれの学校に訪問した時間帯を書いております。次に、災害発生時の避難場所・避難経路及び訓練の実施状況についてでございます。これについては、各学校共、津波あるいは地震、不審者対策について訓練をなされております。志岐小学校では、不審者の訓練はされていなかったというような報告を受けております。

次に、町内に居住されている先生方の数でございますが、坂瀬川小学校は14人中7名。志岐小学校は20名中8名。富岡小学校は14名中3名。都呂々は9名について3名。苓北中学校は23名について6名、苓北に居住されておる。これを合計しますと、80名の教員のうち、苓北の居住者は27名と大変少のうございます。このことについては、教育委員会におかれましても、もう少し、やっぱり苓北の職場でありますので、ぜひひとつ教職員は苓北に居住されるような進言をお願いしたいというふうな話が出ておりました。

次に、教職員の業務時間と事務時間の負担割合でございますが、それぞれ部活動等がありますが、先生方も誠心誠意頑張っておられております。この都呂々の小学校では、この複式学校がなされておって、大変先生もご苦労なされておられます。

次に、いじめ、不登校児童・生徒の実態についてでございます。これは各学校共、いじめはありません。ただし、不登校の生徒が苓北中学校で1人いらっしゃいます。都

呂々小学校では、9月始めに学校に登校するのを渋っておられました、この学校の先生方の努力をいただきまして、9月末には解決したというお話でございました。

次に5番目に、AEDの使用実態と講習等の実施状況について報告いたします。

各学校共、使用事例はありませんでした。この場所については、教職員室の前とか、あるいは体育館とかに設置してあります。又、各先生方も夏休み等利用されまして全員が講習をし、いざというときに備えられており非常に私たちも安心をして帰ったような次第であります。

次、授業参観でございますが、都呂々小学校では複式の学級がありまして、その授業参観も見ましたし、荅北中学校では、1年2年3年生全生徒の授業の態度、教室の整理整頓等を見まして、大変真剣なまなざしで授業をされておるし、先生方も熱心に授業をなされておるということで大変安心感を持って帰った次第でございます。

次に、その他の問題でございますが、それぞれの学校から要望が出されております。

このことについては、教育委員会でも十分検討されて対応していただければと、このように思っております。

次に、学校からということで報告がなされておりますが、特に申し上げたいことは、荅北中学校で、行事の開催時、つまり体育祭とか文化祭とか入学式とか大型行事があるんですが、その際に駐車場が大変狭くて困っていると、こういう報告がありましたので、このことについては、十分今後対処していただきたいとこのように思っております。

それから、この給食の関係でございますが、本年度からは給食の一部管理、今までは学校で行っていたのが、それを取りやめまして農協とゆうちょ銀行で口座を開いて取扱いをしているというようなことでございます。滞納者もありました。給食費につきましては、小学校が3,900円、中学校が4,600円でございます。私たち総務委員も昼食の試食をしました。980キロカロリーの給食で大変満足のいく給食の内容であったと、このように感じて帰った次第でございます。

それから、学校から、それぞれの要望が出されておられますので、これは先程報告を出していただきました。

次に、総務委員会からお願いでございます。

志岐小学校では不審者対策の訓練がなされておられませんので、これはぜひ行っていただきたいということです。それとICTで公開的な授業を富岡小学校で行われております。教育事務所の、そのときは視察研修がありまして、その時間帯にあわせて、私たち総務委員もその授業内容を視察したわけでございますが、積極的に子どもたちも手を挙げて授業を行っておられました。今後は、その効果を見て町内各小学校にもICTの導入はできないかというような総務委員会の話でございます。

次に、学校の責任者、これは富岡小学校でございますが、町外から通勤されております。やはり、校長は、その学校の責任者でありますので、町外から出勤するのはいかがなものかというような総務委員会としても大変議論があったわけでございます。

それから、不審者対策について都呂々小学校からあったわけでございますが、教職員の部屋が2階にあるわけでございます。ほとんどの生徒が1階に教室がありますので、そこで勉強しております。それで、教育委員会とも十分検討をしていただいて、そういう不審者対策がもしあった場合には、すぐ対応できるようなことはできないかというような、これは学校側の要望でもあるし、我々総務委員会といたしましても、現在はいろいろな事件がありますので、そういう対応していただければというようなことで、ここに書いております。

それから、苓北中学校からいろいろあったわけでございますが、このスクールバスの利用方法。つまり、部活動で今の時間帯であれば、約4時50分ぐらいには暗くなるんですよ。それで、やっぱりそういう生徒のためにバスの運行を考えられてはどうかというようなご意見が出たわけでございます。

次に、給食関係でございますが、15年経過しております。老朽化がありまして、器具の修理等が、必要な部品がありますので、これには対応していただきたいと、このように思っております。衛生面からいって労働環境を良くする必要がありませんかというようなご意見でございます。つまり、空調施設を充実させていただくようお願いしている次第でございます。それから、給食の食数減といいますが、生徒が大変減っておりますので、給食の数が少なくなっております。しかしながら、委託じゃなくて子どもたちの栄養、かれこれ考えていただいて直営でなるだけ努力していただきたいと、このように総務委員会としてはお願いをする次第でございます。

以上、報告いたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 1番議員、松本でございます。

今の2番目の町内に居住されている教職員についてということで、数等を挙げておられます。又、校長先生が町外から通勤なさっているということも問題になったということでございますが、学校の先生については、県の職員でございまして町の管轄ではないと思っておりますけれども、総務委員会、あるいは町議会としてそこら辺を県のほう等に申入れとか、あるいは陳情とかそういうことをお考えになったことはないか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 実は大変失礼な言い方でございますが、過去に苓北

中学校でそういう事例がありまして、教育長なんか大変お骨折りをしていただきました、明るる年はすぐ、その方は交代をさせていただいたというような事例もありまして、やはり学校の校長たる人が町外から通勤なさっているということは、ご承知のようにいろいろな事態が発生するわけですよ。そういう場合に、教頭は富岡小学校にいるからというお話でございましたが、やはり最高責任者の校長は在住していただきたいという総務委員会のお願いでございます。

只今の松本議員のお話では、県のほうにもそういうお話をしたかというようなことでございますが、そこまでは総務委員会ではしておりません。このことを踏まえて、当然、教育長、教育課長はお感じになっていらっしゃると思いますので、その旨をお話していただきたい。付け加えて申し上げますと、なぜ私が苓北に教職員が80名もいるのに27名しか町内には居住していただいていると。それは、先生方のいろんな事情もありますでしょうが、やはり自分の生活の場を苓北に求めていらっしゃるわけですから、やっぱり真剣に考えていただいて、ぜひ昨日も話がありましたように、いろいろな苓北には居住する町営住宅もありますし、民家もあります。そういうことを利用していただいて、なるべく苓北町内に居住していただきたいという総務委員会の一致した意見でございます。

以上、報告いたします。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） すいません、この件については、私の説明不足かもしれませんが、ちょっとピントが外れているように思います。

私は、こういった実情を県のほうにでも陳情等によって、これはうちの事情ばかりではないと思いますので、県の管理のことでございますので、県のほうにできるだけ地元対応ということを陳情とか、申入れとかで対応を、議会を通じてできないかというようなご質問をしたつもりでございますけれども、質問の内容が悪かったらお詫びをいたしますけれども、そこら辺でよろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 総務委員会といたしましては、県のほうまでその意見をお話しするという話はありませんでしたので、ご報告をしておりません。

只今の松本議員のお考えと私たちは一緒でありますので、教育長、教育課長は、そういうことをお考えになって今後対応してもらいたいということを先程から話している次第でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。高戸議員。

○3番（高戸幸雄君） 一番最後に総務委員会からということで、学校給食調理場のほうに給食のできるだけ直営でお願いしたいという項目が出されておりますけれども、な

んか民間委託かなんかというお話があるのでしょうか。

○議長（山本政人君） 山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） この件につきましては、総務委員会で、そういうことでしてもらいたいというお話でございますので、報告いたします。

他には、そういう話はありませんでした。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 不審者対策で他の学校は全部いろんな訓練をされておるんですけども、志岐小学校のみが不審者対策訓練については実施されていないということで報告がっておりますけども、これは他がやっているのになぜやらなかったのかという、なんか理由付けがあるのかその辺お尋ねと、それからスクールバスの利用方法について先程バス運行、部活時にもう暗くなるので、その辺を考えていただきたいという要望がございましたけれども、以前の話というか説明では、その辺の部活時の下校時の対応もバスではやっているというふうに聞いておったんですけども、その辺がなされていないのか、2点をお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 山下総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） これは、総務委員会が訪問をしまして学校側のお話をお聞きしまして、志岐小学校は不審者対策の訓練をなさっておられませんでしたので。他の学校はされているんですよ。それで、総務委員会としてお願いしたいということでございます。

スクールバスの件については、先程申し上げましたように部活動で大変遅くなる生徒もいらっしゃいますので、そういう人にも活用してもらいたいという、これは総務委員会の一致した意見でしたので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） その志岐小学校の不審者対策訓練ですけども、それは要望はされましたけれども、これまでなされてなかったというその理由は特別にお聞きにならなかったのか、もしお許しいただければ、教育長のほうからご答弁いただきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 志岐小学校も実施する予定でありまして、まだこの時点で実施していないというだけのことです。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） では、一応毎年はされておるということですね。この時期にされてなかったということですかね。

○教育長（芦塚博昭君）　　そういうことです。

○7番（野崎幸洋君）　　わかりました。

○議長（山本政人君）　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　　他に質疑はありません。質疑なしと認めます。

これで、報告第13号、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

-----○-----

**日程第4　議案第63号　苓北町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について**

○議長（山本政人君）　　次に、日程第4、議案第63号、苓北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君）　　議案第63号、苓北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。

苓北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり制定することとする。平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、地方自治法第234条の3の規定に基づき、翌年度以降に渡り物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的である契約及び翌年度の当初から役務の提供を受ける必要がある契約について条例で規定し、長期継続契約により事務の合理化、財源の効率的な活用を図るためでございます。

次のページをお開き願います。

平成27年苓北町条例、苓北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（案）。

主旨、第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、法第234条の3の規定による契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

長期継続契約を締結することができる契約、第2条、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。（1）事務機器、情報処理機器（これに付随するソフトウェアを含む。）、通信機器、車両、簡易建物、その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的である契約及びこれに付随する保守管理に関する契約。（2）庁舎等の町の施設の維持管理に係る契約その他の複数年にわたり経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、翌年度の当初から役務の提

供を受ける必要がある契約。

契約期間、第3条、前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。

委任、第4条、この条例に定めるものの他、長期継続契約について必要な事項は別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

地方自治法の改正により、法234条の3、長期継続契約の条文改正が行われ、普通地方公共団体は、第214条、これは債務負担行為ですけれども、債務負担行為の規定にかかわらず翌年度以降にわたり、電気・ガス、もしくは水の供給、もしくは電気通信、役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約、その他政令で定める契約を締結することができる」と規定をされました。これを受けて、当該政令である地方自治法施行令第167条の17、長期継続契約を締結することができる契約の条文におきまして、政令で定める契約は翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち条例で定めるものとする」と規定され、条例で定めるものにつきましては、長期継続契約が可能とされました。

地方財務提要によりますと、条例で定めるものに該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの。毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであるとされております。これは地方公共団体が行政運営を行っていく上で1日もかかすことができないものであることから毎年契約の更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結することのほうが合理的である等の理由によるものでございます。

このことから、今回の条例を提案させていただくものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、この条例が発効すれば具体的に現在の役場の事務の中で、どういったものがこの中に該当してくるのかということが1つ。

それから、当然現行1年契約でその契約額が幾らというふうに決めてありますが、これは、第3条では5年以内となっています。仮に、この3条を生かすとすれば、5年間の契約額は各単年で契約していくのか、それとも5年間でまとめて契約するのか。

それから公の施設があります。公の施設は、この条例の中に入ってくるのか、それとも公の施設は別ということなのか教えてください。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 具体的なものとしては、例えば事務機器を借りれるリースの契約や庁舎の警備、自家用電気工作物保守管理等の庁舎管理の業務委託契約等が想定をされます。

次に、契約ですけれども、契約期間につきましては、貸付けの契約ということで5年以内の契約になりますので、契約はまとめて行うということになりますけれども、予算につきましては、単年度単年度のその契約に基づく契約の支払ということになります。

次に、公の施設ですけれども、これは指定管理の指定に係る部分であろうと思いますけれども、債務負担行為につきましては、義務費を形成するものでありまして指定管理者の指定による委託についても協定書に基づき予算化による支出を義務付けるものでありますので、こういった指定管理者の指定につきましては、債務負担行為として予算に定めておく必要がございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 事務機は、もっと具体的に言いますと、例えば、コピー機とか、そういったものがこれに該当してくるということになりますか。

それから、契約額で5年契約というのは、この文書を見れば5年契約でわかるわけですが、契約は5年間でして、契約にかかわる経費は単年度ずつでやっていくんですよと、そういう契約の条文になるのかということです。

2つ教えてください。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 想定される分につきましては、今浜口議員が言われたようにコピー機の契約等になります。契約金額につきましては、5年間の金額で契約をいたしますけれども、先程言いましたように、支出につきましては、各単年度単年度の支出になります。只、この長期継続契約にする場合にあっては、契約条項中に翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を付すという、こういう規定を設けるようなことになっておりますので、こういった規定を設ける部分におきましては、事務要領等で改めて定める予定でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 金額に、5年まとめて契約するという話ですかね。それで、単年度で取扱いをしていくということですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 5年間の契約期間の中で、単年度単年度の金額をはじき出してもらおうということでございます。これまでは、1年1年の契約でございます、1年間で幾らという金額になっていったわけですが、5年間に総べますとある程度金

額が下がる面もございます。財源的にも削減ができますので、そういったことで、比較をしますけれども購入がいいのかリースがいいのか、そういった比較をしながら、どちらかのほうで契約をしていくという形になります。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） ちょっと今日は聞きそびれたかもしれませんが、そうすると5年間契約する場合に、これは事務処理上は債務負担行為かなんか起こしての契約になるわけですかね。5年間の契約で、単年度で幾らってしまいますけれども、5年間でこれだけ払いますよというような形になってくると思うわけですね。そうしたときに、いわゆる最初の1年は良かですけど、4年分は事務処理上は債務負担行為を起こして処理するというような形になってくつとですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先程も言いましたように、これは地方自治法の法律改正によりまして、債務負担行為は行わずに長期継続契約が可能ということに改正をされましたので、この条例を制定するものでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今、事務機の話をされておりますけれども、下水道とか生ゴミの処理のその委託契約はどうなるのでしょうか。

これで可能なのでしょうか。それとも今までのとおり、下水道の汚泥の施設の委託管理とか生ゴミの処理の委託については、この条項には入りませんよということなのでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、あくまでも先程も言いましたように、第1号、第2号で事務機器のリースでありますとか、庁舎に係る維持管理、そういった部分でございますので、そういった公の施設関係の管理につきましては、これまでとおりの契約になろうと思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 提案理由の中で長期継続契約により事務の合理化、財源の効率的な活用を図るということでございます。事務の合理化というのは確かにわかりますけれども、財源の効率的な活用ということで、ちょっと私、どういったことかなというようなことを思いますので、1つ実例等を挙げてご説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先程浜口議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、現在、例えば単年度で契約をいたしております。単年度で契約する場合には、金額は幾らということで見積額があがってきますけど、これを複数年の契約にした場合は、それぞれ単年単年の契約額が下がる可能性がございます。これは当然、見積り等を取って比較をしなければなりませんけれども、そういった面も含めて検討しながら、そういうことで財源の効率的な活用、財源が少し下がるようであれば、そういった複数年の契約をしていこうという考えの中で今回の条例の提案をしているものでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） いや、この提案の理由を見ますと、財源の効率的な活用を図るということでございますので、3年を5年間にした場合は安いですよというような感じを受けるわけですね。

そこら辺がそうなるのかな。あるいは逆に、3年ぐらいしてから、もうリースが切れたりなんかすつとは、まだ安い品物にリース乗換えというような感じもできてくるので、ここら辺は流動的ではなかかなと思いましたから、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 当然先程も言いましたように正式な見積りを取った中で、どちらが有利かという判断が必要になってまいります。

そういったことで製品といいますか、使用するに当たって支障がない場合、財源的に、例えば3年契約にした場合安くなるとか、そういうことを見極めながら、どちらの方法でいくかということは今後検討をしていくということになります。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 要するに、安い場合もあるということですね。

いや、これではもう、そういったことにしたらば、効率的なということであれば全部安くなるんじゃないかなろうかなというような解釈を受けますのでね。

わかりました。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） マイナンバー制度が新たに新設されますけれども、これによつてのソフトウェアとかいうことで、新たにこの条例が設けられたということではないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） マイナンバー、番号法とこの条例につきましては、全く別のものがございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、苓北町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第64号 苓北町個人番号の利用等に関する条例の制定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第64号、苓北町個人番号の利用等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第64号、苓北町個人番号の利用等に関する条例の制定について。

苓北町個人番号の利用等に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づき、苓北町における個人番号の利用等に関し、必要な事項を定める必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

平成27年苓北町条例、苓北町個人番号の利用等に関する条例（案）。

主旨、第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（1）個人番号、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（2）特定個人情報、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。（3）個人番号利用事務実施者、番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。（4）情報提供ネットワークシステム、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

町の責務、第3条、町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

個人番号の利用範囲、第4条、番号法第9条第2項の条例で定める事務は、町の執行機関が次項の規定により番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって、自らが保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。第2項、町の執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

委任、第5条、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

番号法に定める個人番号の利用範囲につきましては、番号法で定める事務の他、番号法第9条第2項で、福祉、保険、もしくは医療、その他の社会保障、地方税、又は防災に関する事務、その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務の処理について個人番号を利用できる旨規定をされております。この規程に基づき、番号法に規定のない個人番号の利用について条例で定めるものでございます。

昨日の全員協議会でもご説明を申し上げましたけれども、番号法に基づき条例で定めるべき個人番号の利用には、第1に町独自の事務で個人番号を利用する独自利用事務、それから第2に町長部局内の複数の個人番号利用事務間で個人番号を含む個人情報の授受を行う場合、いわゆる庁内連携があり、今回はこの2番目の庁内連携分について定めるものでございます。これは、町内部の事務でありまして、ある事務で保有している特定個人情報を別の事務で利用することは条例に定めない限りできないことから、今回定めるものでございます。

なお、第1の独自利用事務につきましては、現在精査中でございます。

事務処理の在り方を見直し、独自利用の必要性が生じる場合、又は今後新たに生じた事務で独自利用が必要な場合は、その都度条例を改正し、規定をまいります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

この件については、昨日も検討を加えたところでありますが、質疑はありませんか。
浜口君。

○8番（浜口雅英君） 番号法という言葉がいたるところに出てきますが、この番号法が条例化されているというふうな感じの文章がありますが、この番号法というのは存在

するとですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、これが番号法ということで、法の規定になっております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 平成25年の何月か教えてください。

○総務課長（山崎秀典君） 平成25年法律第27号です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、苓北町個人番号の利用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） ここで、皆さん方にお尋ねをします。

空調関係は、よろしゅうございますか。寒うございませんか。

[「ちょっと寒かです」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 寒い。上の方、どうですか。

[「風が寒い」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 風が来よる。風を止めてみました。

又、後程教えてくださいね。

-----○-----

日程第6 議案第65号 苓北町農業委員会の委員の定数条例の制定について

○議長（山本政人君） それでは、日程第6、議案第65号、苓北町農業委員会の委員の定数条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 議案第65号、苓北町農業委員会の委

員の定数条例の制定について。

荅北町農業委員会の委員の定数条例を別紙のとおり制定することとする。

平成27年12月10日提出、荅北町長、田嶋章二。

提案理由、農業委員会等に関する法律の改正に伴い新たに条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

平成27年荅北町条例、荅北町農業委員会の委員の定数条例（案）。

目的、第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、荅北町農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

定数、第2条、荅北町農業委員会の委員の定数は、7人とする。

附則、施行期日、1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荅北町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止、2、荅北町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和36年条例第37号）は、廃止する。

補足説明をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、平成27年8月28日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が成立し、平成27年9月4日に公布されております。この改正法律は、農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法の一部を改正する法律の一括法案で成立をいたしております。この農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員会の制度改革がございました。お手元に改正法の資料を配布させていただいております。それに基づきご説明いたします。

改正の要点は、次の3点でございます。

1、農業委員会の業務の重点化、2、農業委員の選出方法の変更、3、農地利用最適化推進委員の新設の3点でございます。

まず1番目に、農業委員会の業務の重点化についてご説明いたします。

この成立の背景といたしましては、今後農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念されます。農地利用最適化は、地域の担い手に農地利用の集積集約化を推進し、更に農業への新規参入を促し、そして防止対策とすることとございます。これまで農地利用の最適化は農業委員会の任意業務でございました。今回業務の重点事項として、必須業務に位置づけされました。

次に2番目でございますが、農業委員の選出方法の変更でございます。

これまで農業委員の選出は、公職選挙法による選挙制と町長の選任制の併用で選挙による委員が荅北町においては10名、そして、選任による委員が5名の計15名が選出されておりました。今回の法改正では、農業委員の選出は、町議会の同意を得て町長が任命する任命制に一本化されました。更に、委員の任命に当たっては、過半数を認定農

業者とすること、そして委員会の所掌事務に関し、利害関係を有しない者を1名以上入れること、そして、委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とするというものでございます。

次に、3番目の農地利用最適化推進委員の新設でございます。

現在の農業委員会の機能が委員会の農地の権利移動の許認可の決定行為と各委員の地域における現場活動に分けられます。これまで農業委員の方々は、両方を実施していただいております。今回の改正では、それぞれの機能業務を更なる的確とするため農地利用の最適化の現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員を新たに設置するというものです。

以上3点が制度改革の骨子となるものでございます。今回の定数条例のご提案は、この3点のうち、農業委員の選出方法の変更によるものでございます。又、今回ご提案にあたりましては、現在の農業委員会の委員のご意見もいただき、定数を7人といたしました。

改正された農業委員会等に関する法律第8条第2項に基づき、ご提案するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、苓北町農業委員会の委員の定数条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第66号 苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、議案第66号、苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 議案第66号、苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について。

苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例を別紙のとおり制定することとする。平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、農業委員会等に関する法律の改正に伴い新たに条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

平成27年苓北町条例、苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例（案）。

目的、第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

定数、第2条、苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、8人とする。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

先程、議案第65号でご説明をいたしました農業委員会等に関する法律の改正に伴う定数条例（案）でございます。農業委員会の業務の重点化として耕作放棄地対策のため、担い手に農地利用の集積集約化を推進し、又、発生防止をする農地利用の最適化が農業委員会の任意業務から必須業務に位置づけられました。これに伴い、地域での現場活動を積極的に行う農地利用最適化推進委員の新設が法改正により定められました。

推進委員の定数条例のご提案につきましては、現在の農業委員会の委員のご意見もいただき、定数を8人といたしました。改正された農業委員会等に関する法律第18条第2項に基づき、ご提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、苓北町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第67号 苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第8、議案第67号、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第67号、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町町営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町町営住宅の入居資格を必要に応じて緩和し、住宅困窮者の入居を推進する必要があるためでございます。

次ページをお開きください。

平成27年苓北町条例、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）でございます。

苓北町町営住宅管理条例（平成9年苓北町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。（9）町長が特に必要と認めた場合。

第5条中「苓北町町営住宅管理規則」の次に「（平成10年規則第5号。）」を加え、同条に次の1号を加える。（5）町長が特に必要と認めた者は、第1号及び第3号に掲げる条件を具備するものとみなす。ただし、この場合は、別に定める条件を付けて入居させるものとする。

附則、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

本日、お手元に苓北町町営住宅管理条例の抜粋、第4条、第5条についての写し並びに苓北町町営住宅管理規則の抜粋を付けさせていただいております。まず、第4条の公募の例外でございますが、ここに第1号から第8号まで、それぞれ災害による住宅の滅失、不良住宅の撤去等々の理由が記載をされておりますが、ここに掲げてあります項目以外の理由で公募を行う中で入居をさせることができるように、この第9号を追加するものでございます。

これにつきましては、現在ご承知のように都呂々の浜団地におきまして、諸般の事情により、なかなか入居が、申込みの受付をしても申込者がいないというような状況が平

成25年の9月から続いております。そのような中で、幾度となく入居の申込みにお見えになられた方があったわけですが、いろいろな事情といいますか、年齢等の要件等ありまして入居できないというような事態もございました。そのような中で、この町営住宅につきましては、その有効利用を図る方法についても検討をするようにというように、監査委員さんからもご意見をいただいておりますが、これについて県に相談をいたしましたところ、浜の住宅につきましては、公営住宅法の法の下で国からの助成をいただいて建設した住宅でございます。あくまでも低所得者向けの住宅であるというようなこともございまして、その要件に合わない中で入居が今までできない状況というのが続いているところでございます。

関連いたしますので、次の入居資格の条項でございます。

本日配っております第5条をご覧くださいというふうに思いますが、町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備するものであって、その者及び親族がいずれも暴力団員でない者でなければならないというのが、この第5条の文でございます。

まず1項目に、現に居住し、又は同居しようとする親族があることということでございます。独り身ではないということ。いわば、世帯員がいらっしゃる人でないと入れない。単身者は、原則入れないというのが、第1号の要件でございます。

次の2号の要件でございますが、その者の収入が、ということで記載をされておりますが、低所得者ということで、それぞれ世帯員の数に応じまして、ここに記載をしてあります金額を入れたところで、その世帯員の収入要件を満たさないと入れないということです。低所得者でなければならないというのが、この2号の規定でございます。

次の3番目でございますけれども、現に住宅に困窮していることが明らかであることということで、住宅がないとかいうのがこの要件に入ってまいります。

次、4号は、参考までに申し上げますと、国税又は地方税を滞納していないことというのが、この町営住宅の入居資格になっております。

その中で、ここに第5号といたしまして、町長が特に必要と認めた者は、今申し上げました1号ですね、この1号というのは、独り身であっても入れますよということの部分でございます。それから3号でございますけれども、現に住宅に困窮していることが明らかであることという部分を具備するということ、例えば家がある人であっても入れる場合がありますよということでございます。これがどういうことを想定しているかと申しますと、今現在、町の中山間地に居住されておられます高齢者の1人世帯の方で足が悪いというような状況の中で、病院への通院、もしくは買物等の日常生活に非常に困っていらっしゃる方がおられます。そういう方が、今、自分が住んでいる家からその住宅に移り住んで病院に通ったりとか買物をしたりとかいうような日常生活がスムーズにできるようにということでのことを想定をしているわけですが、ここに最

後に掲げておりますように、条件を付けるというのにつきましては、例えば介助をされるような方が帰ってこられたりとかいう場合は、当然また戻っていただきますよというように意味でございますけども、ケースバイケースによって町のほうで対応できるということについての今回の条例改正でございます。

それから、先程の年齢の要件等につきましても、今現在、後ろに書いてあります規則の中に60歳というのが一番最初にうたわれております。60歳以上の者ですね。これにつきましても、町長の判断で、場合によっては60歳以下であっても町営住宅に入居できるようにするというものでございます。

それと、先程浜団地のお話をいたしましたけども、いずれにいたしましても、今現在の入居者の方ですね、その周辺に入っていらっしゃる方との均衡とか、まあいろんな影響等も考えられますので、極端に若い人が入れるのかどうか、そこら辺については、地元の区長さんあたりとの意見聴取をいたしました中で調整をしてみたいというふうを考えているところです。以上、説明させていただきます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 1番、松本です。

この件については、かなり前からいろんな問題視されていた件だと思います。

確かに入居の資格の変更も必要じゃなかろうかと思っておりますが、住宅の事情によっていろいろありますが、事情によっていろんな問題を抱えた場合に、やはり価格の設定も幾らかいるんじゃないかと思いますが、そこら辺の変更等については、お考えございませんか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、価格ということで、松本議員のほうからのお尋ねでございますけども、その家賃につきましては、あくまでもこの浜の住宅に関しましてとか、町営住宅といわれるものに関しましては、低所得者向けの住宅でございますので、その低所得者の要件にあたらないと入れないという要件は、枠は外しません。

ですから、ある程度の所得がある方というのは、今現在町のほうで別に管理をしております特定公共賃貸住宅、もしくは一般住宅のほうに入っていただく方でございますので、今現在はそういう価格的部分といいますか、家賃についての手当は特段引き上げるとかというようなことについての考えはございません。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 実は、この件に関しては上げるんじゃなくて、例えば何か問題があったという住宅については、なかなか入居者の方がないということでございますの

で、当分、例えば年を切って2分の1にするとか、あるいは3分の1、場合によっては半額、ゼロでも入っていただいているですよというようなことは、お考えにならんじゃったかなというものでございます。

この件については、ここの議会においてもいろいろ問題があつて、その部屋は解体して倉庫等にしていいんじゃないかというように、ここで論議をされた経緯がございますけれども、そこら辺、逆に上げるんじゃないかと、そういった問題はございませんか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、苓北町の家賃につきましては、国の基準よりも抑えた中で徴収をしております。

そういう中で、国から家賃の差額については、補助金という形で流れてきておるわけでございますが、今おっしゃるような事情があるという住宅でございますので、減免ができるかどうかについての検討はまだいたしておりませんが、今後県あたりに相談しました中で検討したいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第68号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、議案第68号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第68号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年12月10日提出、荅北町長、田嶋章二。

提案理由は、下水道特別会計の健全な経営を図るためでございます。

今回の改正は、使用料金の改訂をお願いするものでございますが、内容として2点ございます。まず1点目は、汚水の排除量に応じて負担していただく料金表の体系及び金額の変更です。もう1点は、し尿単独浄化槽等の汚泥を前処理施設を経由して下水処理場で処理する場合に、使用料金を徴収するための料金表の新設でございます。

改正の内容につきまして、4枚目の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず1点目の汚水の排除量に応じて負担していただく料金表の改正につきましては、第25条で今まで別表が1つでございましたけれども、今回別表が2つになったため、計量排除汚水使用料金に係る表を別表第1としました。

表につきましては、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

まず、今まで区分として一般汚水、学校用汚水、福祉施設用汚水、営業用汚水と分離され、基本料金の水量、金額がそれぞれ定めてあったものを一般汚水のみにもまとめております。

それから、基本料金の水量につきましては今まで7^m³でしたが、処理にかかる経費等も考慮し、5^m³に引き下げ金額については600円で据え置きました。

超過料金につきましては、水道料金と同じく49^m³までと50^m³以上の2段階とし、1^m³あたりの金額については49^m³までが水道料金235円の約8割で190円、50^m³以上が水道料金215円の約8割で170円としました。

浴場営業用汚水についても、基本水量を今までの70^m³を49^m³に引き下げ、料金は4,830円で据え置き、50^m³以上の超過料金を1^m³あたり10円引き上げ60円としました。又、臨時用汚水については、臨時用水道料金が1^m³あたり500円ですので、その8割の400円としました。

この8割といいますのは、当初の下水道料金の設定にあたりまして、水道料金の約8割ということで当初設定をしておりますので、今回につきましても基本料金、超過料金につきましては、それぞれ水道料金の8割というのを基準とするということで、生活環境整備対策委員会の答申によりましていただきましたので、それを基準としております。

なお、今回の料金改定により負担が大幅に増える大量に水を使う事業者につきまして、誘致企業及び公益性が高い事業所につきましては、一部料金の減免をする予定にしております。

次に2点目のし尿浄化槽汚泥を前処理施設を経由して下水道を使用する場合の料金表の新設について、まず第2条において前処理施設について定義を定めました。

新旧対照表の1ページでございます。第2条の12号で前処理施設についての定義を定めております。

次に、第24条でし尿及び浄化槽汚泥を前処理施設経由で使用するものから、使用の都度、使用料を徴収することを追加しました。これは、平成19年から海洋投棄ができなくなったため、くみ取り便所のし尿、浄化槽汚泥につきましては、下水処理場敷地内に建設した前処理施設に一旦貯留し、その後希釈して下水道処理場へ投入して処理をしていますが、今までし尿等を出された方からは料金を徴収していませんでした。実際には、前処理施設の運転管理、電気料等、それから処理量が増えることに伴う電気量や脱水の作業の経費、汚泥の処分費等につきましては、そういった経費がかかっておりますけれども、全て下水道特別会計の管理費の中で負担をしてまいりました。今回下水道に接続し、下水道料金を納めていただいている方の料金値上げをお願いするにあたり、この方々との公平を図る観点から使用料金の負担をお願いするものです。ただし、農業集落排水処理施設の汚泥と特定地域生活排水処理施設事業特別会計で管理している合併浄化槽の利用者については除くこととします。

第25条では、使用料の額について使用の都度、別表第2に定める金額を納めていただくということを定めております。別表第2につきましては、新設でございます。

新旧対照表の3ページ以降をお願いいたします。

別表第2は新設でございます。浄化槽汚泥につきましては、清掃、くみ取りの都度、人槽区分ごとの定額を、それから、くみ取り便所のし尿についてもくみ取りの都度定額を納めていただくように定めております。この料金につきましては、くみ取りにつきましては、下水道使用料金の基本料金の額、それから、浄化槽の人槽区分につきましては、特定地域生活排水処理事業で定める合併浄化槽の人槽ごとの金額を基本としております。

条例の附則に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置として、この条例の施行前の使用分にかかる使用料については、なお、従前の例によるというのは、平成28年3月使用分を4月に請求しますので、4月請求分までは現在の料金で、4月使用分を請求する5月の請求からこの料金表を適用するというところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

この議案につきましても、昨日、若干協議をいただきました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） ほとんど、あとの条例の改正についても関係があると思いますが、ほとんどの方が増額するということのほうに傾くと思いますが、これを早めにPRをするとかなんかというのは、ご計画ありますか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 今回可決をしていただきますと、早速広報等を通じましてPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひお知らせ版とかなんかじゃなくても別にパンフレットとかもつくってでも、ぜひ町内に周知していただきたいと思います。大概お知らせ版とか見られない方もあるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

それともう1点、別表の2、今度新しく、これは処理された方の分だと思えますけれども、個人で持っておられる方の浄化槽の分だと思えますけれども、この件については、やはり定期的にずっと法で定めて検査なんかしてあると思うのですが、ぜひ、そこら辺を守っていただくような対策もとっていただきたいと思います。

ややもすると、こういった、こんな処理の方にお金があるとすれば、もう1回ぐらい抜こうかとかいうようなことでも別にわからんわけですからね。そこら辺も周知していただくような行政対策をとっていただければなと思います。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 浄化槽につきましては、保健所のほうとか浄化槽協会のほうで検査しておりますので、そちらで現在おっしゃるように点検を受けていないような浄化槽というのも実は少しございます。そういったところにつきましても、今回の対象を改めて精査しますので、その中で検査を受けられていないとか、そういうところがありましたら保健所あたりとも連携をしまして、検査等の勧奨のほうも図っていききたいと思います。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） この計量排除汚水使用料金、これはいわゆる下水道の使用料金ということでよかったですかね。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 下水道の水の量による使用料金ということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 水の使用量じゃなくて、普通一般的にいう下水道使用料金ということによりますか。

3回しか言われんけんが。そういうことでよかったですかね。

それで下水道会計の中で、いろいろなモデル世帯といいますか、そういう一般的な標準世帯を想定した中で料金のあたりは、つくっておられると思います。それで、この改訂によってそのモデル所帯が幾らぐらい負担が増えていくのか、教えてください。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） モデル世帯での料金の設定というのは、今回はしていませんけれども、今回の改訂にあたりまして、実際に水道の使用量を何 m^3 使われている世帯が一番多いかというようなことで、一応調べをしております。

その中で一番多いのは、7 t から20 t ぐらいまでの世帯が一番多いわけですが、参考にした月におきましては、9 m^3 の使用世帯が一番多かったわけですが、9 m^3 の場合ですと、今回の値上げで消費税込みで490円の値上げということになっております。

それから、一般的には使用料金を比較する場合に統計資料あたりで出す分につきましては20 m^3 を基本としておりますけれども、20 m^3 の場合は今回の改訂によりまして消費税込みで970円のアップということになります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 額が、それぞれ値上げの額が示されましたが、パーセントでいうとどのくらいになりますか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 今回基本料金を7 m^3 から5 m^3 に引き下げたことによりまして、一律にパーセントという表示が難しいわけですが、今回、今現在の使用料収入が約9,000万円ぐらいでございます。それに対しまして2,000万円程度の増収を見込んでおりますので、約20パーセントのアップ率ということで考えております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論があるということでございます。

まず、原案に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） アベノミクスも決してその効果が苓北町民に及んでいるのかわからない状況であります。

それから、町の主力産業であります農業・林業は特に天候に左右される状況でありますし、農業はイノシシの被害がまだまだ解決できません。中には、イノシシによって苓北町の農業は潰されてしまうと、そういう危機感も持っておられますが、そのことの改善も極端な形で、良好な形で示されているとは思えません。このような中で、町の基本的な施策の在り方を問題視すべきではないかと思っております。

施策の効果というのは歴史が証明するわけですが、千年に1度来るか来ないかといわれている津波の一時避難所、仮設住宅造成、これは1工区が8,000万円と2工区が1億1,000万円ですが、ヘリポート造成地に多額の税金が使われております。

下水は、町民の日々の生活に絶対必要なものです。この下水道の普及によって、苓北町の海岸環境、河川の環境は非常にきれいになったといわれております。

津波防災と日々の生活に欠かせない下水への税金の使い道を考えた場合に、税金の利用方法の優先順位からも津波関係事業は直ちに止めて苓北町下水道の特別会計への繰出金を増やし、今回の値上げはやめるべきです。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今回の値上げにつきましては、確かに町民の生活には、只今水道環境課長が1.2倍ということで、20パーセントアップだということで大きなアップだと思います。

そして又、現在進められております消費税の、これが正式に決まりますと、これにまた2パーセントが加わるということで、確かに生活に対する影響が大きいわけですが、過去において水道料金を値上げするときに、下水道料金は抑えた経緯もございます。それから、今回生活改善委員の答申によった値上げの率といえますか、経費だと思っているところでございます。

そして又、この後審議がされます農業集落排水処理事業とか特定地域生活排水処理事業にも、今回の条例が否決されますと大きな影響を及ぼすわけでございます。この間担当課でございます水道環境課につきましては、いろんな調査等々も行ってきたことだろうと思います。

今後値上げをした後については、先程から言われているとおり広報等を通じた啓発と併せて加入率の促進について再度、今加入していない家庭に強い加入の促進を図っていただくと要望いたしまして、私は今回の値上げに賛成をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

松本君。

○1番（松本良人君） 1番松本です。

国レベルでも、かなりの値上げが国民に対してはあっております。その最中に下水道の値上げというのはいかがなものかなと思っております。特に、下水道等に関しましては、全町民に比例するものでございます。お年寄りが増えております。年金も下がっております。その中でいかがなものか。

それと財源につきましては、今、浜口議員も申しましたけれども、やはり今後はその他に志岐のコミュニティーセンターのところにサッカーのグラウンドもできるんじゃない

かろうかなど。それに対する年間の管理費等につきましても、かなりの額がございますが、そういった件。それから、富岡城の観光事業等も進んでおりますが、そこら辺も、やはり今の財政ではかなり多額の管理費がいるんじゃないかなろうか。町としては有利な起債ということで、いろんな事業を立てておられますけれども、ぜひともそこら辺はなくても町民生活には良いわけでございますが、もし財源がないとするならば、そこら辺も足踏みをして、そこで一旦止まっていただいて、そしてこういった町民の方々が周年利用されるような価格は極力抑えてもらいたい。そう思っております

そういったことで、私は、この件については反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案の反対者の発言を許します。

石田君。

○6番（石田みどり君） 2人の議員が反対をいたしましたけども、私も反対の意見を挙げさせていただきます。

というのは、来年4月から消費税も又2パーセント上がります。苓北町の人口を見てもみましても高齢者が多いです。農業のほうも、TPPとかいうことで影響がたくさん出てきます。その中でこの値上げというのは、大変痛手じゃないかなというふうに思いますので、できるだけいろんなところから、ハード面は本当に町長はやっていただいていますけども、もう少しソフト面というところでの住民全体に行き渡るような施策として値上げには反対させていただきます。

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないようですので、これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第68号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、11時25分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

ここで報告をします。山下議員が、急用のため早退でございます。

-----○-----

日程第10 議案第69号 苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） それでは、日程第10、議案第69号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第69号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する状について。

苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、農業集落排水特別会計の健全な経営を図るためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成27年苓北町条例第 号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年苓北町条例第36号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第16条で、使用料の額を定めている別表を改正するものです。改正の内容につきましては、下水道に準じております。まず、種別で一般汚水、営業用水と区分され、基本水量、基本料金額がそれぞれ定められていたものを一般汚水にまとめ、基本水量を今までの7㎡を5㎡位引下げ、金額は600円に据え置きます。

また、超過料金については1㎡あたり49㎡までは190円、50㎡以上は170円とするものです。臨時用汚水については、1㎡あたり400円に引き上げるものです。

7ページに戻っていただきたいと思っております。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、この条例の施行前の使用分に係る使用料については、なお従前の例によるというのは、平成28年4月使用分を請求する5月からこの表による金額を適用するというところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 現在の、こうしなければはらないという不足額の見込額はどのくらいになりますか。

一般会計からの繰入金を増やすということでは、対応できないんですか。以上です。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 農業集落排水特別会計におきましては、現在維持管理費の不足分として一般会計から年間約200万円の繰入れを行っております。そのため、その額が不足するというところでございます。

それで、繰入金を増やせないかということでございますけども、今回の下水道を含めまして、今回の値上げをお願いする分につきましては、この繰入金につきましては、全額、町の税金が投入されるわけでございますので、使用者の、受益者の方にも応分の負担を願いましたということで今回提案をさせていただいております。

○議長（山本政人君） ほかに。町長。

○町長（田嶋章二君） 町からの、一般会計からの投入ということを確認に今までも続けてきておりますが、国の指導によりまして水道も下水道も独立会計にしてくれと。

只、これは、都会部分と地方部分では全く条件が違います。都会の住宅密集地域では水道も下水道も利益が出ます。現に、熊本市は、水道と下水道のビルを県庁のそばに古いのを持っていたけれども、今は真新しく素晴らしいのを建てています。あれも特別会計の中で利益が出たから、一般会計から金を出さなくていいからという理屈で建てておられるようでございます。私も基本的には、こういう地域は、水道下水道というのは一般会計から出してもしょうがないじゃないかということとをずっと申し上げておりますが、国の姿勢は強い姿勢でございます。とにかく企業会計への移行を求められているところでもございます。そして、受益と負担ということも考えながら、今回委員会で図らせていただいたわけでございますが、特に留意したのは、やっぱり1人、2人のご家庭の高齢者の家庭、こういう方に余り影響がない形でしていただければというような考えでございます。

確かに値上げをするということは、町民の方々に大変申し訳ありませんが、委員会の

方々も苦慮しながら断腸の思いで決定をなさいました。そういった意味で、一般会計からは増やしたい気持ちがありますけれど、なかなか縛りがどんどんきつくなってきているというのが実情でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論があります。

それでは、原案に反対者の発言を許しますが、最初に、発言の前に反対か賛成かをはっきり申し上げられまして意見を述べてください。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 原案に反対の立場で討論に参加します。

先程も下水道のときに発言した内容と同じですが、町の主力産業は、農業、林業、漁業ですが、これらは天候に左右され、イノシシ等の被害も顕著に出ております。国は、アベノミクスということで経済効果はあっているということですが、苓北町町民には、そこまで及んでいるのか不明です。このような中で、町の基本的な施策の在り方を問題視すべきではないかと思えます。

施策の成果は歴史が証明するわけですが、千年に一度来るか来ないかといわれている津波の一時避難所、仮設住宅造成、ヘリポート造成地に多額の税金が使われております。苓北町農業集落排水処理事業は、町民の日々の生活に絶対に必要なものであります。区域は一部であります、日々の生活に絶対必要なものです。津波防災と日々の生活に欠かせない農業集落排水処理事業への税金の使い道を考えた場合、町民生活の優先順位からも津波関係事業は止めて、農業集落排水処理事業への一般会計からの繰出金を増やすべきです。

先程、町長からは国の施策との関連もあるんだということでございますが、まず苓北町民があつての苓北町だということに立場に立つべきです。又、町外からは、苓北町は非常に財政的に優れているということですが、こういう身近な生活必需項目を値上げすることには反対します。以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

松本君。

○1番（松本良人君） 私も先程の公共下水道についての反対した分にプラスですね。

特に農業集落排水処理事業の場合は、ある程度集団の地域から外れたところの方の集落に利用されている下水道と思います。この件については、町の行政そのものも幾らかサービスが低下している部分があるんじゃないかならうかと。先程、浜口議員が申されましたけれども、津波対策、避難対策、いろんな面でそこら辺で相当な額の金をかけております。富岡城の復元計画にも、今からもずっと金をかけようとしてある中で、そして又、町の施策として、ぜひいっぱい茶北町の人数を増やそうと努力した中で、移住も相当な力を持って、今受け入れ態勢をつくっている中で、やはり値上げ値上げということになれば大変困る。

そこら辺を踏まえて、私はこういったところを存分にサービスしていただいて、余り目につくところはちょっと背伸びを抑えていただいて、町民の方々にひとつ応分な住民サービスをしていただきたい。

そういうことでございますので、私はこの件については反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 私は、この案に賛成いたします。

私、生活環境対策会議の中でも、ずっと皆さんで4、5回いろいろ検討して、今町長の言われましたとおり、もう大変でございました。その中で、なんとかやっぱり一般会計からこだけ繰り出しが何年も続いているということで、やっぱりどうにか水道料金も平成21年に上がっていますけれど、その時にやっていれば良かったんですけども、現在まで維持してそのとおりでやっております。その中において、答申を町長にしたんですけども、もう本当断腸の思いでそういう気持ちでやったつもりでおります。

だから、今、町長が言われましたように国がそうって特別会計から離すという、いろんなこともありますので、そういう事情で賛成したいと思います。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 発言はありませんか。

これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第69号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第70号 苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、議案第70号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第70号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、特定地域生活排水処理事業特別会計の健全な経営を図るためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成27年苓北町条例第 号、苓北町特定地域生活排水処理施設の配置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年苓北町条例第17号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第10条で使用料の額を定めている別表を改正するものです。

合併処理浄化槽の人槽区分により定額の料金を定めていますが、人槽区分において現在実際使っているのは14人槽まででございますので、21人槽以上を10人槽単位にまとめました。又、金額につきましては、各人槽においてそれぞれ200円のアップとしております。これは、今回下水道料金、農業集落排水料金の値上げにあたり、特定地域生活排水処理事業特別会計においても、管理費の不足分を一般会計からの繰り入れを行っておりますので、他会計に準じて一般会計繰入金を少なくするためでございます。

なお、独居の高齢者等で人槽による定額の使用料金を徴収している合併浄化槽と水道の使用量により使用料金を徴収している下水道料金との負担の公平を図るため、該当者から減免申請書の提出をしていただいて、使用料の減免を併せて行うようにしております。対象は、70歳以上の独り暮らし世帯、2人とも70歳以上の2人世帯等で、減免額は1人世帯につきましては5割、2人世帯等は3割を減免する予定にしております。

前のページに戻っていただきたいと思います。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

なお、経過措置として、この条例の施行前の使用分に係る使用料については、なお従前の例によるというのは、平成28年4月使用分を請求する5月からこの表による金額を適用するということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 値上げになるわけですが、不足見込額は幾らなのか。

それから、一般会計からの繰入金では対応できないのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） この合併浄化槽につきましては、元々管理費相当分を使用料で負担していただくということで、当初の料金設定をしてあるわけでございますけども、現在の段階でもそれぞれ維持管理につきましては、使用料では不足をしている状況でございます。5人槽におきましてが約年間で1万200円、6人槽が1万3,000円、7人槽が1万7,000円ぐらいということでございます。

それから、トータル的に一般会計からの繰入れがそういった形で、平成26年度では1,600万円の繰入れをいただいているという状況でございます。

それから、一般会計からの繰入金につきましては、先程とも同等でございますけども、一般会計の繰入れというのが全額税金という対応になりますので、受益者の方にも応分の負担をお願いしたいということで、今回値上げをお願いするものでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 応分の負担ということじゃなくて、受益者の方にも応分の値上げを求めるといっていいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） すいません。そういうことでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 原案に反対の立場で、討論に参加いたします。

アベノミクスも、果たしてその効果は苓北町町民に及んでいるのか不明です。それから、町が主力産業として位置づけている農林漁業は天候に左右される。それから、イノシシの獣害が顕著になっている。このような中で町の基本的な施策の在り方が問題です。施策の成果は歴史が証明するわけですが、千年に一度来るか来ないかと言われている津波の一時避難所、仮設住宅造成事業、ヘリポート造成事業に多額の税金が使われております。特定地域生活排水処理事業は、町民の日々の生活に絶対必要なものです。津波防災と日々の生活に欠かせない特定地域生活排水処理事業を比較した場合には、町民生活の優先順位からしても、津波関係事業をただちに止めて特定地域生活排水処理事業特別会計への繰出金を増やして値上げをやめるべきです。

私たち議員は、町民の皆さんの声を町政に反映させる責務があります。

よって、私は、この原案に反対いたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は、この案に賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思えます。

特に、この特定地域生活排水処理事業につきましては、従来から公共下水道事業と集落排水処理事業等との不公平化といいますかね、これが人槽分で固定の使用料を取られるということで、特定地域生活排水処理事業は特に中山間地帯を中心とした地域にございます。ここは比較的といいますか、老人世帯が大変多いわけでございます。従来から言われていたんですけども、やはり使用量が少ないのに毎月毎月固定では、どうかなあということがありましたけれども、今回5割軽減と3割軽減を導入された改正案ということでございます。そういったことを考えますと、これから先、修繕料等々も加わってまいります。そこで、5割軽減、3割軽減を生かした運営にあたっていただくことが正式に決まりますと、負担区分についても理解をしていただけるのではなからうかなと思えます。

しかしながら、啓発を、とにかく地域に行って、水道環境課長よろしくお願ひしたいと思えますけども、幸いなことに限られたちいきでございます。広報等を通じる以前に、地区の公民館等々に出かけられて、しっかりとした説明をしていただきたいと思えます。

そういったことを勘案して、私は今回の値上げには賛成の立場で討論に参加をさせていただきました。以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

松本君。

○1番（松本良人君） この案に反対です。

私は、この件については、かねがね予算委員会とか決算委員会のときにも述べてまいりましたけれども、公共下水道とこの関係の下水道の使用料が余りにもかけ離れているということを常々申し上げました。例をとります。一応公共下水道では、7 tまでが600円ですよ、7 tまでが。ところが、最低5人で設定してあるところは、毎月2,800円なんですよ。ところが、この施設を利用されておられる方々は、ほとんど山手でございますので、ほとんど7 tから10 tぐらいの使用量しかないわけですが、毎月おおよそ3,000円程度の負担を強いられておるわけですね。ところが、ここら辺の町中の方は、600円で済むわけですよ。そこに格差があるということで常々言ってきました。

この件については、やはり同じメーター器も付けて使用料に併せて使用料を取るのが当たり前じゃなかろうかということで、それが町民の均等の負担をさせるのが本当じゃなかろうかということを常々申し上げましたけれども、今回同じような値上げがなされております。

値上げの理由としては、一般会計から繰り入れるのを国がどうもこうも渋りよるとかというような答弁がありました。これは、事情を知らないところの国レベルのやはりトップがそういったことで指導をなさっていると思いますので、決してしていかなんかということはないんだらうと思いますが、そこら辺も田舎はこういった事情であるんだぞというのを、国民は平等であるべきじゃなかろうかということを大いに、天草の一番最端の町村から世論を巻き上げて、そこら辺は100パーセントでも一般会計から繰り入れたほうがいいんじゃないかろうかというような世論までも書き上げてでも、そこら辺は、町民の方々、国民の方々、平等な負担をするような体制をとるのが当然だと思えます。

それで、私はこの件については反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。

ないようでございますので、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第70号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第71号 平成27年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第12、議案第71号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第71号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に8,909万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,497万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国庫補助金等の確定に伴うもの、番号法関係、県営事業である特定農業用管水路等特別対策事業に関する補正が主なものでございます。

歳入につきましては、町税の精算見込み、税番号制度に係るシステム整備補助、障害者自立支援介護給付費に係る国庫補助金の増額、県営事業の特定農業用管水路等特別対策事業に係る起債が主なものでございます。

歳出につきましては、番号法に係るシステムの改修費、選挙費の精算、その他には民生費で障害者自立支援介護給付費の増額や後期高齢者医療費、広域連合負担金の増額計上、農林水産業費におきましては、県営事業の特定農業用管水路等特別対策事業負担金の増額が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでは、議案第71号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,909万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,497万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

第2表、地方債の補正でございます。1、追加で公共事業等債、特定農業用管水路等特別対策事業で1,350万円を追加するものでございます。

8ページをお願いします。

歳入です。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税は、本年度徴収見込額の増に

より4,900万円の増額です。

9ページをお願いします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、対象費用の増額に伴い身体障害者補装具交付事業国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金、併せて1,528万円の増額です。

10ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金218万6,000円の増、節2個人番号カード交付事業費補助金は、個人番号カード交付事業事務費補助金25万円の増、節3選挙人名簿システム改修費補助金は、選挙年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修費補助金16万2,000円の増額です。

11ページをお願いします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、対象費用増額に伴い身体障害者補装具交付事業県負担金、障害者自立支援給付費県負担金併せて764万円の増額、節3保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金は、事業費確定により92万7,000円の減額です。

12ページをお願いします。

項2県補助金、目1総務費県補助金は、補助金確定により土地利用規制等対策費交付金5,000円の減額、目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金は、事業の変更により12万5,000円の増額、目3農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、補助金確定により担い手育成支援事業補助金4,000円の減、くまもとの6次産業化総合対策事業県補助金12万6,000円の増額です。目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金は、熊本県風しん予防接種助成事業補助金1万5,000円の増額です。

13ページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金、節1総務費県委託金は、自衛官募集事務委託金2,000円の減、地方自治法に基づく事務交付金で、字替え変更等の受付事務交付金3,000円の増額、節3住民基本台帳費委託金は、旅券事務一般交付金1万2,000円の減額、節4統計調査費委託金は、工業統計が実施されなかったことにより5万7,000円の減額、節5選挙費委託金は、精算により県議会議員選挙事務委託金30万3,000円の減額です。目4農林水産業費県委託金、節1林業費委託金は、鳥獣捕獲許可事務委託金2万8,000円の増、節2水産業費委託金は、漁港区域内占用許可等事務交付金1万円の増額です。目6土木費県委託金、節1港湾費委託金は、富岡港港湾施設使用料徴収事務交付金、海岸保全区域占用料徴収事務交付金、併せて1万9,000円の増額です。

14ページをお願いします。

款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付け収入、節2建物貸付け収入は、教職員住宅貸付料40万2,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款17繰入金、項3財産区繰入金、目1志岐財産区繰入金、節1志岐財産区繰入金は、精算により議会議員選挙費繰入金84万3,000円の減額です。

16ページをお願いします。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節1健康増進事業収入は、各種健診個人負担金で35万2,000円の減額、節2雑入は、オルレ1周年記念大会の参加料、町有物件災害共済金、海外派遣体験研修に係る市町村振興事業補助金で270万4,000円の増額です。目2過年度収入、節5富岡港船客待合所過年度収入は、富岡港船客待合所電気水道料、施設使用料、過年度収入15万円の増額です。

17ページをお願いします。

款20町債、項1町債、目1農林水産業債、節2農業債は、特定農業用管水路等特別対策事業1,350万円の増額です。

18ページをお願いします。

歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等は、広報取材、番号法関係対応等の時間外手当35万円の増額、節8報償費は、ふるさとづくり寄附謝礼品分20万円の増、節9旅費は、出張職員の通勤手当2万2,000円の増、節11需用費は、消耗品の不足分とふるさと寄附金に係るパンフレットの印刷代、併せて38万円の増額です。目2文書広報費は、ホームページの改修委託料9万円の増、目4会計管理費、節3職員手当等は、不足する時間外手当4万円の増、目11需用費は、不足する消耗品費6万円の増額です。目5財産管理費、節13委託料は、旧郷土資料館土地家屋鑑定評価業務委託料、旧資料館に保管しておりました物品の廃棄に伴う一般廃棄物収集運搬業務委託料、併せて120万円の増額です。目6企画費、節19負担金補助及び交付金は、地方バス運行補助金113万3,000円の増額です。目8諸費、節9旅費は、自衛隊募集事務旅費2,000円の減額、節11需用費は、外灯の修繕料の不足分30万円の増額です。

19ページをお願いします。

目10交通安全対策費、節11需用費は、カーブミラー修繕料61万9,000円の増額です。目12庁舎管理費、節11需用費は、庁舎空調設備改修によりまして削減できました電気量110万円の減額、節18備品購入費は、番号法対応のため窓口の衝立購入費10万円の増額です。目3電算システム管理費、節7賃金は、個人番号カード発行事務に係る臨時雇賃金32万4,000円の増、目13委託料は、選挙年齢引き下げ

に伴う選挙人名簿システム改修委託料、番号制度に係るセキュリティー対策に係るシステムネットワーク改修委託料、併せて418万円の増、節18備品購入費は、個人番号制度に係る機器の購入代273万円の増額です。目14情報化推進費、節11需用費は、サーバーの修繕料40万円の増額、節13委託料は、台風で断線した光ケーブルの特別保守料として苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料110万円の増額です。

20ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等は、マイナンバー制度対応の時間外勤務手当10万2,000円の増額、節11需用費は1万2,000円の減額、節12役務費は、個人番号カード通知等の郵送料4万3,000円の増額です。

21ページをお願いします。

項4選挙費、目4熊本県議会議員一般選挙費は、選挙事務の精算により、併せて17万1,000円の減額です。目5農業委員会委員選挙費につきましては、22ページまで法改正により公選制廃止となり全額99万7,000円を減額するものです。

22ページ、目6志岐財産区議会議員選挙費は、精算により23ページまで84万2,000円の減額です。

24ページをお願いします。

項5統計調査費、目2指定統計費は、国勢調査に係る需用費の増及び来年度経済センサスが実施されるため工業統計が実施されなかったことにより、総額で5万7,000円の減額です。

25ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4介護保険事業費、節3職員手当等は、時間外勤務手当が不足しますので12万円の増、目28繰出金は、介護保険特別会計の精算により繰出金23万5,000円の減額です。目5後期高齢者医療費、節19負担金補助及び交付金は、平成26年度療養給付費負担金確定により熊本県後期高齢者医療広域連合負担金1,305万1,000円の増額、節28繰出金は、保険基盤安定負担金等確定により後期高齢者医療特別会計繰出金102万1,000円の減額です。目6障害福祉費、節12役務費は、障害者自立支援等審査手数料1万8,000円の増額、節20扶助費は、申請者の増により身体障害者補装具交付事業100万円の増額、障害者自立支援介護給付費2,956万円の増額です。目7新ふれあい館管理費、節13委託料は、消防設備点検委託料5万円の増額です。

26ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料は、事業内容の変更により18万7,000円の増額です。

27ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節20扶助費は、特定疾病児童日常生活用具給付費3万6,000円の増、節23償還金利子及び割引料は、事業の精算により療養医療費等国庫負担金返還金、療養医療費等県負担金返還金併せて6万6,000円の増額です。目2予防費は、予防接種委託料78万5,000円の減額です。目3環境衛生費、節11需用費は9万5,000円の増、節13委託料は、水質検査委託料10万4,000円の増額です。目4斎場費、節11需用費は、外壁等建物の修繕料126万2,000円の増額です。目5健康増進事業費は、各種健診の実績見込みにより28ページまで委託料168万円の減額です。

29ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節11需用費は、法改正に伴うパンフレット印刷費2万3,000円の増額、目3農業振興費、節11需用費は、消耗品費3万円の増、節12役務費は、郵便料3万円の減、節19負担金補助及び交付金は、くまもと6次産業化総合対策事業補助金12万6,000円の増額です。目4畜産業費、節19負担金補助及び交付金は、吸血昆虫駆除対策補助金26万8,000円の減額、牛白血病対策補助金31万3,000円の増額、目5農地費、節19負担金補助及び交付金は、県営事業の特定農業用管水路等特別対策事業負担金1,500万円、特定農業用管水路等特別対策事業特別賦課金13万円の増額です。目6農業経営基盤強化促進対策事業費、節19負担金補助及び交付金は、苓北町担い手育成総合支援協議会負担金4,000円の減額、目7堆肥センター管理費、節16は、原材料費20万円の増額です。

30ページをお開きください。

項2林業費、目1林業振興費、節7賃金は、臨時雇賃金25万6,000円の減、節8報償費は、イノシシ駆除謝金が不足しますので230万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金87万5,000円の増額、森林環境保全整備事業補助金は、事業を間伐等森林整備促進対策事業補助金で実施するための組替えです。

31ページをお願いします。

項3水産業費、目2漁港管理費、節11需用費は、漁港施設の修繕料70万7,000円の増額です。

32ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、修繕料10万円の増額です。目3観光費、節11需用費は、九州オルレ1周年記念事業関係苓北町案内マップ印刷代、交番前の観光案内板撤去に係る費用、併せて99万円の増額です。目4温泉センター管理

費、節 1 1 需用費は、放送設備、ライト交換等の修繕料 2 5 万 9, 0 0 0 円の増額です。

3 3 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 3 職員手当等は、時間外勤務手当 3 0 万円の増額です。目 2 やまびこ活動費は、節 1 1 需用費と節 1 6 原材料費の組替えです。

3 4 ページをお願いします。

項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費、節 1 4 使用料及び賃借料は、災害対応時の重機借上料 1, 5 0 0 万円の増額、節 1 6 原材料費は 4 万円の増額、節 1 8 備品購入費は 4 万円の減額です。目 4 橋梁維持費、節 1 3 委託料、測量設計委託料は傷みが激しく点検項目を追加したため 3 4 0 万 4, 0 0 0 円の増額。

節 1 5 工事請負費は、委託費のとの組み換えにより 3 0 4 万 4, 0 0 0 円の減額です。

3 5 ページをお願いします。

項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 1 9 負担金補助及び交付金は、県治水砂防協会負担金 2, 0 0 0 円、県河川海岸防災協会協会負担金 4, 0 0 0 円の増、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、城内地区の事業の増によるものと鶴地区緊急事業追加によるもので 1 6 2 万円の増額、単県地すべり対策事業負担金は、西川内の事業費確定により 3 2 万 4, 0 0 0 円の減額です。

3 6 ページをお願いします。

項 4 港湾費、目 1 港湾管理費は、財源区分の変更です。

3 7 ページをお願いします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費、節 1 1 需用費は、目 3 消防施設費、備品購入費への組替えによる修繕料 5 6 万 5, 0 0 0 円の減額です。目 3 消防施設費、節 1 8 備品購入費は、消火栓ホース他購入費 5 6 万 5, 0 0 0 円の増額です。

3 8 ページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 事務局費、節 1 2 役務費は、郵便料の不足分 6 万 4, 0 0 0 円の増額、節 1 3 委託料は、富岡小学校アコウの木伐採委託料 2 0 万円の増額です。目 3 住宅施設費、節 1 1 需用費は、教職員住宅修繕料 3 6 万 1, 0 0 0 円の増額です。

3 9 ページをお願いします。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 1 報酬は、学校主事の産休に伴う 2 0 万 2, 0 0 0 円の減額、節 7 賃金は、産休に伴う臨時雇賃金 2 0 万 2, 0 0 0 円の増額、節 1 1 需用費は、台風で被災した富岡小学校渡り廊下の修繕料等 1 9 2 万円の増額、節 1 3 委託

料は、坂瀬川小学校シロアリ駆除委託料10万円の増額です。

40ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費は、光熱水費が不足しますので56万8,000円の増額、節12役務費は、電話料の不足分3万円の増額です。目2教育振興費、節20扶助費は、特別支援学級就学援助費3万9,000円の増額です。

41ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節3職員手当等は、時間外勤務手当25万円の増額、目2公民館費、節11需用費は、都呂々公民館の修繕料98万3,000円の増額、目3社会教育施設費、節11需用費は、運動広場便所屋根等の修繕料26万円の増額です。目6資料館費、節11需用費は、旧資料館の建具修繕料5万4,000円の増額、節13委託料は、旧資料館敷地除草作業委託料8万4,000円の増額です。

42ページをお願いします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節8報償費は、町民体育祭報奨費10万円の減、節13委託料は、JFAこころのプロジェクト業務委託料の不足分10万円の増額です。目2学校給食費、節1賃金は、嘱託職員産休による6万3,000円の減額、節7賃金は、代替臨時職員の賃金5万8,000円の増額です。

43ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当20万円の増額です。

44ページをお願いします。

項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当10万円の増額、節11需用費は、消耗品費27万5,000円の増額、節15工事請負費は、査定等により総額で500万円の減額です。

45ページをお願いします。

款11公債費、項1公債費は、貸付利率が下がったことにより元利均等償還であることから、目1元金、節23償還金利子及び割引料62万円の増、目2利子、節23償還金利子及び割引料112万5,000円の減です。

以上で、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第6号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 一般会計の補正予算（第6号）の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時20分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時19分

再開 午後1時20分

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

先程、苓北町一般会計補正予算について説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 16ページですが、健康増進事業収入35万2,000円マイナス。これは、年度途中、私の考えでは、この制度はなくなって負担金も減って、もう予算から落とすんだというふうな形に受け取りましたけども、まだ年度途中ですので、3月まで残すべきではないかというふうに思います。

18ページですが、地方バス運行補助金の113万3,000円、これはこれまでの補助金にまだ追加するのかどうか、総額は幾らになるのか。

それから、27ページの健康増進事業費マイナス168万円、これも先程と、歳入と歳出の違いはありますが、これもまだ年度途中で健診の委託料を落としてしまうということは、もうしないということなのか、年度途中なので、やっぱり3月まで待つべきではないかと思います。

それから、32ページです。温泉センターに25万9,000円、修繕料がプラスされていますが、つい最近大規模補修をしたが、まだしていない部分があったのかお尋ねします。

それから、34ページで重機借上料が1,500万円あります。これは、決算説明会するときやったですかね、決算審査のときでしたかね、これは借上料でいいのかと。もし事故とか何とかあった場合が、リース会社ならばそういう契約ができるかと思いますが、この前確か一般土木の方の機械ば持つとらすけん、それで取り除いたというような説明だったと思います。そこら辺、ちょっと深く、事故とか何とかあったら対応できるのかということをお尋ねしようと思っておりましたが、そういうことでいいのかどうか、お尋ねをします。以上です。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 只今のご質問の16ページと27ページ関連ですけども、この検診負担金と検診料ですけども、これは6月13日から17日に実施しました集団検診の分でございます、もうその分は終わったということです。

この後受けたいという方は、施設で受けていただきますので、その分は予算に計上してありますので、3月まで受けられるということでございます。

以上です。

○8番（浜口雅英君） これは、27ページも同じですね。

○健康増進室長（山崎敬一君） そうです。

○議長（山本政人君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 18ページの地方バス運行補助金ですけれども、これは、本渡・富岡線分の補助金を当初予算に113万3,000円加えまして総額1,384万9,000円とするものです。

○議長（山本政人君） あとは、商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 32ページの温泉センター管理費の需用費の修繕料ですけれども、平成25年度に大規模改修を行いました、その際に行わなかった部分で放送設備の修繕、それと入口のマットは、脱衣所から浴室に入るところの部分は、ここにつきましてはやはり一番擦れるところですので、それにつきましても交換するというふうなことでございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 浜口議員からお尋ねがございました34ページに計上いたしております重機の借上料等に関しましてでございますが、まずお尋ねの件につきましましては、先にお答えをさせていただきますが、一応土木の業者さんということで、それぞれ保険等には加入をされておりますので、もし、業務中に事故等で怪我をされた場合には、そちらで対応いただけるものというふうに理解をいたしております。

それから今回改めて、又1,500万円の計上をさせていただいたわけでございますが、これについて先程私のほうで企画政策課長のほうに渡しておりました原稿の部分で、最後に災害復旧費で査定が終わったということの中で500万円はいらなかったということでの減額ということで説明をさせていただいたわけですが、その訂正をさせていただきます。

今回、こちらで500万円を減額いたしました分につきましては、当初応急工事等の対応ということの中で500万円の工事費を計上をいたしておりました。その分が重機の借上料のほうで、現実には対応した関係上ここで500万円を今回落とさせていただいた中で新たに1,500万円の計上をさせていただいております。その分に加えまして、8月の25日に発生をいたしました台風の分が前回の9月議会で計上できませんでした。その後、本来専決等によって対応すれば良かったんですが、このような事情もありましたので、今回補正予算ということの中で対応をさせていただいております。その500万円の他に、上津深江からイゲ林の最終的な町の土砂処分場といたしておりますところまでの運搬費等につきまして、約200万円の費用がかかっております。今、1,200万円が業者さんにご迷惑を大変かけておるわけでございますが、今、支払を猶予していただいている状況でございます。

その他に、今現在残っておりますところの上津深江でございますが、そちらに残っておりますところの樹木、それから土砂、これを最終的に、又イゲ林のほうに運ぶ必要が

あるわけでございますが、極力使えるものについては公共工事関係の流用という形の中で利用したいというふうに考えておるわけですが、最終的には、イゲ林に行かにならんかなというようなどころもあるわけです。それによる分を含めまして300万円、合計の1,500万円の計上というようなことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は、要するにレンタル会社でない一般の土木業者が持っておられる重機を「あそこの泥ば取ってくれませんか。」ということで、レンタル料という形で支出していいのかどうかということをお尋ねしたわけです。

そういうことになると、もし人を傷つけた場合に、事故があった場合に対応ができるのか。建設業の場合は、従業員とか、そういう方には本当に保険はかかっておろうかと思いますが、たまたま通りかかってやったと、しかも、その事業の目的は何か工事じゃなくて泥の取り除きであると、で、「機械は、どういう形で使っているんですか。」というと、レンタル会社じゃないけどもレンタル料で、借上料で、使用量及び賃借料で契約がなされているということで、ちょっと不安だったわけです。

今の土木管理課長の説明では、それに対応できると思うということでしたので、そこは、商法的にそれでいいのかどうかということが1つと、やっぱ怪我については、会社に確認をしてもらえればと思います。

それから、今説明の中でイゲ林の話がでましたが、イゲ林の土捨場ですかね、残土処理場ですかね、は、管理はどうなっているのか。これは、だいぶ前ですが、道のあるやっかと思っただけでずっと行ったところが、そこに行きあたりました。別に立木を切った後に土砂を置くということじゃなくて、立木が立った中に、言うならば山の状態の中に泥を押し込んでいたと、何も無いときはいいわけですが、大雨とかゲリラ豪雨とかの場合は、その捨てられた土砂が一気に下に下る可能性もあります。これは、残土処理については、自分も経験がありますが、やっぱり一番下から順次転圧しながら上がってこんど、上からダンプカーでうっちゃかせば下から流れてしまうと。都呂々の猿ノ越線でそういう状況があって、県道松浦河内線が1ヶ月ばかり通行止めになりましたね。そういうこともありますので。このイゲ林の処理については、十分管理をしてください。

それから、地方バスの運行補助金ですが、これは合計の1,384万9,000円。

今後、この金額が、又増える可能性があるのか。それと当初で見ていたのに113万3,000円が増えたということは、どういう理由なのか教えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、先程のイゲ林の管理の状況について、説明をいたさせていただきます。今回も6月11日の大雨で、このイゲ林に侵入いたします道路

あたりが相当荒れておりました。そこには、山砂利を敷きまして運搬車両の通行ができるようにというようなことで、ちゃんと確保をいたしたところではありますが、今現在、町の土木管理課のほうで入口の鍵については管理をいたしておりまして、そこに町が指示をした場合、もしくは町の工事等で発生しました土砂の搬入等については、業者さんが土木管理課のほうに鍵を取りに来て、埋めていただくと。そういう中で、今議員ご指摘のように、一部は杉の木の、元々は暴風樹だったと思われる木々がある中に土砂を押し込んだりしている状況がございます。それについては、今後下の方に極力持って行くようなことで対応を考えてまいりたいというふうに思います。

それから、イゲ林につきましては、一番下流側には布団かごを団積みをした中で水が抜けるようにというようなことで、一応谷止工は施行をいたしている状況でございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 地方バス運行補助金につきましては、昨年度の実績によって補助金請求がありまして、その金額によって増額した分でございます。今年度はこれで精算という形になります。あと増額の理由につきましては、運行経費を利用者から料金を徴収して、あと足りない部分を国県町で補助しておりますが、この運送人員の減による補助枠の増ということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 18ページですが、これはやっぱり産交バスの赤字が増えたから、その分が補助の増額になったということで理解していいんですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） そういうことです。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） まず、16ページでございます。

雑入の検診関係でございますけれども、当時当初の計画は、例えば乳がん検診の負担金が7万6,000円ということでございますね。そういった形ですっと受ける方をおおよそ推定して予算計上をなさったと思いますけれども、今この関係で受診をなさらない方は何パーセント、まあ人間でわかたら一番良いんですけども、全部ですね。

そこら辺、やっぱりおおよそ、大変気になることでございますので。

それから、19ページです。システムの電算の関係で委託料が、目13、目14で入っておりますが、先程条例をつくっていただいたのですが、こういったことが今後はなくなるということですかね。もう当初契約して、あるいは年度で割ったならば、そっくりそのまま割り戻して、あとは補正もなんもなくていいんですよということですかね、そ

こら辺。

それから、25ページの後期高齢者医療費ということで、かなり節19の負担金あたりが増額になっておりますが、やっぱりこれはこれだけかかれる方が多かったということですかね。そういった内容等は、どういった分析なさっとるかをお尋ねをいたします。

それから、障害者自立支援介護給付金ということで2,900万円増額しておられますが、そこら辺ちょっと教えていただければなと思います。

それから次のページです、26ページ。児童福祉総務費関係で、委託金が900万円程度、放課後児童対策事業委託金として900万円減額になって、放課後児童健全育成事業委託金が900万円位増えておりますけれども、これは、そこら辺のいきさつ、やり口を説明をしていただきたいと思います。

それから、29ページ農業振興費でございますけれども、くまもと6次産業化総合対策事業費補助金、これは教えていただけませんか。事業について、ちょっと私は勉強不足ですので教えてください。

それから、土木費でございます。33ページ。やまびこ活動費でございますが、この付近の全般的に、昔はやまびこ活動費というのは、ある程度区あたりで応分に簡単に使われる金じゃなかったかなと思いますけれども、今はちょっと金額がうんぬんとか、順番でしなさいとかいろいろあって、なかなかそれも大きい区とかあるいは山手とか、便利の悪いところには、それでしなさい、それでしなさいというのがいっぱい出てきて、1件20万円程度で1区に1件ですよ、というような対応があつてるようでございますので、区によってだいぶ違う。それから、補助事業等ででき上げることが多いところは、結構そこら辺少ないんですが、山間部とか何か外れたところあたりは、不便の場合がかなりあると思いますが、そこら辺の行き筋を教えていただきたいと思います。

それから次のページの34ページ、先程浜口議員から質問があつておりましたけれども、使用料等で1,500万円、これは修繕代ぐらいでして、もうちょっと出し良かことはでけんもんかな。多分この借上料が一番手取り早いので、災害の当時はこれでやってくださいということだろうと思いますが、もうちょっと修繕費あたりも、もうちょっとしやすいような対策を本局で考えていただければ、修繕料あたりも良いんじゃないかなと思います。

それから、この件に関しては、今年の6月か7月ぐらいでしょうかね、業者さん総出でしていただいたと。「その金が、まだ入っとらんからなかなかきつつかつですよ。」と言われるような業者さんが何軒かあつてました。この件については、例えば流用なり、あるいは債務負担なりで、なんか余り負担のかからん程度な出し方を今後は検討していただければなと思いますが、そこら辺をですね。

それから、次の35ページ、河川総務費の、これは地滑り対策事業負担金ということで32万4,000円出ております。この額のことではございませんが、実は赤仁田線あたりが大きな事業で災害復旧で出てきて、今完成して立派な施設が出来上がっております。そこら辺は地滑り地の指定であったんじゃないかなと思っております。そういった事業で県のほうあたりをお願いして大々的にやっていただければ、今以上に農地にしても河川にしても、県の事業としてできるんじゃないかなと。町の担当者の方は、もうギリギリにせんでどっちにとっても良かっじゃないかなというようなことだろうと思いますが、そういったところは極力県でできる品物は県、国でできる仕事は国という、これは今の町長のお考えでございますので、そこら辺まで細部にわたってひとつ検討されたか。

もう出来上がっておるので仕方ございませんけれども、もし今後そういった考えがあるところがあったとすれば、そういったところでひとつ事業実施していただければと思います。

38ページ、教育総務費、目2の事務局費でございますが、教育関連施設環境整備委託料というのに20万円組んでありますけれども、ここら辺も教えていただければと思います。どういった金かですね。

それから、教育費の中で公民館費ということで修繕料が98万3,000円あがっています。この修繕料には、直接これは公民館の本体的な考えですけれども、もしお許しがいただければ公民館の館長の職務を、まあ今日は駄目ですよということであれば結構です。館長の本当の仕事を教えていただきたい、主体とする業務ですね。これはちょっと外れますので、ここは私のほうも無理してききませんけれども。もし良かったら教えていただければと思います。

それから、43ページ、農業施設災害復旧費でございますが、この件に関しては、いろいろ取り方があると思います。現在、今年度の6、7月の豪雨のときの積み残しが、私の考えでは結構あるんじゃないかなと思っております。今年度の災害査定はあつてかどうかをお尋ねします。

それから、昨年度の災害の積み残しあたりも、かなりあって、実際は個人の財産を損なわれていると、川の水でやられて個人の財産を相当迷惑をかけているという節が結構ありますので、そこら辺の対応をお願いします。

次のページの44ページの分も同じでございます。災害の、全く同じ考え方、これは、農業用施設災害復旧費か公共土木施設災害復旧費かどっちかの兼ね合いでございますので、そこら辺をお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） それでは、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 19ページ、款2、項1、目13の電算システム管理費の委託料です。

これにつきましては、システム改修委託料、これは選挙年齢の引下げに伴う委託料、システムネットワークの改修委託料は、番号法に係る委託料でございます。今後はもうないのかということでございますけれども、今後につきましては、今後のシステムの改修委託につきましては、特段ございません。只、昨日も本日も説明しましたように、番号法の関係で新たに独自利用事務を始める場合は、町独自のシステムの改修が必要になりますけれども、当面は必要ありません。あと、地方公共団体情報システム機構というところが番号の通知カードあたりの発行をしているわけですが、ここは全国の自治体のとりまとめをやっております。そこへの負担金が大体140万円ぐらい発生をいたしますが、これにつきましては、国の補助がございます。町の支出はございません。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 只今の16ページに関連するご質問ですけれども、その人数については、把握はしておりませんが、受診率ということで、毎年これ、法定報告の中であるんですが、法定報告が平成25年度まで今報告がされておりますが、平成26年度は今報告中でございますので、私の手元で平成26年度でみますと、大腸がん検診が27.3パーセント、胃がん検診が15.8パーセント。

○1番（松本良人君） すいません、これは受診率ですか、あるいは受けとらん方の率ですか。

○健康増進室長（山崎敬一君） 受診率でございます。受けた方の率でございます。

子宮がん検診が25.2パーセントです。それから、乳がん検診が27パーセント、肺がん検診が27.7パーセント、この率については、平成22年度の国勢調査の人数を基にして出してあるということですので、受診していない方が何人いるかというのは、把握は今のところはしておりませんが、受診者はわかっております。

それと、受診者はいますか。

○1番（松本良人君） いやいや、それはいいです。

○健康増進室長（山崎敬一君） それと、25ページの後期高齢者医療の1,305万1,000円の増額の件ですけれども、これは、ご存知のとおり後期高齢者の場合は、後期高齢者広域連合で医療費の給付等を実施しておりまして、この高齢者に係る医療費は保険料と各保険者から集める後期高齢者支援金、それと国県の補助等で賄われておりまして、そのうち町の負担金はその医療費にかかる12分の1を負担するというところでございまして、昨年度が11億1,410万円。

○1番（松本良人君） よかですか。そがにや真剣には、いらんとです。

只、この医療費、受診率が上がったか、上がったけんこっだけすっとかという程度で

良かつですが。

○健康増進室長（山崎敬一君） これは医療費の件ですので、医療費については若干上がってきているという状況でございます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 25ページの目6障害福祉費の中の障害者自立支援介護給付費の件でございますけれども、平成25年にこれまでの自立支援法が総合支援法というふうに名称が変わりまして、このあたりから非常に金額の伸びが出てきております。例えば、平成22年度に比べまして、平成27年度、この補正予算を通していただきますと1億9,000万円に累計になるわけですが、164パーセント、1.6倍以上になってくるわけでございます、このうち4分の1を町が負担しなければいけないということで、私たちも非常に心配しているところでございます。

なんで伸びたかということなんですけれども、このサービスを利用する障害者の方が増えたということと、申請に基づきまして支援区分というのを介護保険と同じように調査をして区分を判定するんですけれども、区分が上がりますとその利用度数が上がって来るといいますか、金額的に上がっていくようなしくみになっていますので、そういうことで障害者の数が増えるということと区分が上がったというようなことで増えている状況でございます。サービスにつきましては、やっぱり障害の施設に入所しておられます方の療養介護とか生活介護とかというのが主なものだというふうに認識をしております。

それから、26ページの児童福祉総務費の中の放課後児童の関係ですけれども、これは国の補助制度が毎年名称が変わっておりまして、この上の放課後児童対策事業委託金とありますが、平成26年度の事業の名称でございまして、当初予算を編成する段階では、まだ国の名称が決まっていなかったもので、その名称で予算を組んだところです。今回若干の補正と含めまして、現在の国の補助事業の名称であります放課後児童健全育成事業委託金という名称に変えたところでございます。以上です。

○1番（松本良人君） それならば、同じということですか。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 一緒です。中身は一緒です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、33ページのやまびこ活動費の件につきましてご説明を申し上げたいと思います。

これまで、やまびこ活動のほうで修繕並びに材料の支給等の申請があがってまいっております、その中で制度といたしましては、取得について年1回の実施というような決まりで運用をいたしております。今現在で1つの区から、このやまびこ活動に関連する分で2件以上の相談があっております区が2区、別にあがっている状況でございます。

す。例えば、隣接する中で町道の上の里道の肩が崩れて、町道法面であれば、そういう場合については、一応町道のほうの修繕で対応するというようなことで今年度は対応を
してまいっております。今後、この希望をされるところが又出てくればで、それなりに
又対応について極力そういう町道のほうで必要な部分、できる部分に関しては、そうい
う中で対応してなるべく区に負担がかからんようにといたしますか、対応していきたいと
いうふうに考えております。

次に、借上料のほうであります。今修繕費あたりに組替えというか、予算をそちら
に計上したほうが使いやすくないかというようなことでのご提案をいただきましたので、
又今後、実際熊本県あたりの土木部でどういう対応をされてるか含めまして検
討をさせていただきたいというふうに思います。

それと、先程も申し上げましたように、この1,200万円ほどの金額の分が、支払
が遅れておりますことは事実でございますので、今回補正を認めていただきますと、早
急に支払の手続をしていきたいというふうに考えております。

次に、河川費でございますけれども、今回県の工事の負担金ということの中で富岡の城
内の急傾斜地の負担金でございますが、事業費が当初の600万円から810万円に上
がりました関係で、これは3分の1の負担でございますが、70万円の増額になりました
た。

それから、単県の地滑り対策事業といたしまして500万円の予定をしてありました
けれども、こちらのほうが176万円であったというようなことの中で、10分の1の
負担でございますけれども、ここが32万4,000円の減額になりました。

3番目でございますけれども、急傾斜地の崩壊防止施設の緊急改築事業ということで、
坂瀬川の鶴の公民館の周辺でございますが、そこにつきましては急傾斜地の崩壊対策と
いう形の中で後ろに大きな擁壁工がございますけれども、クラックが発生をいたしまして
相当土圧がかかっている状況が認められたということの中で、緊急の対応の工事がなさ
れております。こちらのほうが、当初800万円が2,640万円に増大をいたしてお
ります。これにつきましては負担金の割合は5パーセントでございます。これに伴い9
2万円の増額というようなことになった次第でございます。

それから、先程地滑り事業については本来県がやるべき事業ではないかということ
でございましたけれども、この赤仁田地区でございますが、河川を境にいたしまして河川
の下流側から見ましたところの右側につきましては、ご指摘のように地滑りの区域でござ
います。左側については地滑りの区域から外れております。それから、地滑りにつき
ましましては、林野の補助によりまして対策工事が既に十数年前に、そちらの地滑りにつ
いては一応完了をしているところでございます。

それと、消火栓等々で修繕ができないままそのまま放置されている箇所があるという

ことのご指摘をいただいたところでございますが、今年度申請をあげました災害の部分につきましては、103件でございます。申請をあげた中で、これは地滑りだというようなことで判断をされまして、今後国との協議を行います分、1件を残しまして災害の査定は終わっておりますが、ご案内のように修繕ができていない箇所があるということであれば、又調査をいたしまして、まだ修繕費も残っておりますので、そちらでの対応も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 議員のご質問の29ページのくまもと6次産業化総合対策事業補助金でございます。

これは単県事業でございまして、農産品加工の機械の導入のための補助でございます。これは、県補助金を受け入れまして加工グループに交付するものでございます。機械の導入でバーコードの印刷機械を導入したいということで、その機械導入に関しての単県の補助でございます。

それと、43ページの農林水産業施設災害復旧費の関連、これは時間外ですけども、それに関連したご質問でございます。農地等の災害の査定は2回に分けて行われて、現在終了しております。只、その内三九郎堰の被災、これが災害関連で復旧工事をする、と、原形復旧じゃなくて、新しい計画の対策工事で復旧する。で、工事費も大変多額に上りまして、この分に限って農林水産省の本省でまだ検査が進んでおります。まだ、これだけ終わっておりません。それと、農地の小災害につきましては、現在も増え続けておりまして40件弱でございますが、まだ継続中でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 38ページの委託料、教育関連施設環境整備委託料でございますけども、これは、富岡小学校に正門を上がりまして右側にアコウの木が生えているんですけども、その下の民家の方から落ち葉が落ちてきたり、木の根が壁まで伸びているということで、どうにかなりませんかということで、これが記念樹とか何とかにならないか、区長さんたちの集まりのときに切って良いかどうかお諮りしましたところ、切っても止むを得ないだろうということでございましたので、これを伐採する委託料でございます。

それと、41ページの、これに関連して、これは都呂々の公民館の屋根の修繕費でございます、節11はですね。

で、関連して公民館長の仕事ということで、正確にはお答えはできませんが、一応は町の生涯学習や社会教育事業のお手伝いをさせていただくということで認識をしております。

す。以上です。

○議長（山本政人君） それでよろしいですか。

松本君。

○1番（松本良人君） 16ページの各種の検診、これは、25パーセントから27パーセントぐらいで検診率が、私の考え方じゃかなり低いんじゃないかなと。

やはり早期発見ということになれば、国民健康保険の関連の金あたりも下がってくるんじゃないかなと思います。極力、できればこの検診は受けていただきますようなPRあたりをしていただいて、もう各団体あたりにも呼びかけていただければ良いんじゃないかなと思いますので、そこら辺頑張ってください、そう思います。

それから、この後期高齢者医療関係も、できればそういった併せて、やっぱりなるだけ自分の健康は自分で守ろうというようなことのPRあたりもしていただいて、なるだけ病気にかからんごて。多分下の、これは障害者自立支援云々のっちゅうとも、これは例えば認知症なんかはこれも入っとつとですかね。だって施設に入らつとか、あるいは、もしそこら辺も併せて、そうなれば、これはあわせて良かったですが、かなりこういった負担金も少のうはなりはせんかなと思いますので。いいですよ、そこら辺、予防あたりに力を入れていただきたい。そこと思います。それは、内容は結構ですので、ぜひそういった保健業務に頑張ってください、そう思っておりますので、よろしく願いします。

それから、やまびこ活動費の件は、ぜひ区に何ヶ所ということじゃなくて必要であれば出していただくというようなことで、できればしていただければなと思います。やはり区によっては多い少ないの、場所によっては出てくると思いますので、柔軟な姿勢ができんか、これは検討をしていただきたい。お願いをします。

それから、地滑り対策事業でお願いを言うたとは、もしそこはできておりますので、結構なんですけれども、地滑り地あたりを無理に災害復旧なんかかけずに、今後はそういった国県の違う管理のやり方があるとすれば、そちらと協議をして極力上のほうにさせていただくように努力をしていただきたい、そう思っております。

○議長（山本政人君） これは、答弁はいらんとでしよう、要望で。

○1番（松本良人君） よかですよ。

それから、ありがとうございました。公民館の館長の職務を説明していただいたんですけども、いろいろと今、社会教育の在り方、例えばごみを捨てつらかしとつどのどのこのうのとか、そういったことが。

○議長（山本政人君） 今質問中ですが、公民館長の件について議題外のことです。

別の機会に尋ねてください。

○1番（松本良人君） はい、これは省きます。

農業用施設災害復旧費、43ページでございますが、その件に関してはかなり残っております、あちこちで。そして、当時役場の職員さんたちがおいでになって、見たときは、「これは、駄目ですばい。やまびこ活動でももらいなっせ。」とかいうような簡単な形で積み残しがあっているところがいっぱいあるように思います。そこら辺、公共土木災害復旧費のほうで採択ができませんなのは、水路とか農道あたりは農業用施設災害復旧費で救済を今までしてきた経緯がございます。ぜひ、そこら辺を拾い上げていただいて、町の職員が査定官のような雰囲気があって「こら駄目ですばい。」と、私たちはギリギリでも出してくれんかというようなことを言うても、「こら駄目ですばい。」とうちあわないところがかなりあります。かなりあります。

一例を申します。一番近いところを申しますが、このシープルのところの橋の下、もう何年も前から掘り取って、いつ決壊するかなというようなことで、私見ておりました。あの井関の下。あるいは、いつも答弁で、「あれは県河川だけん、でけんとですもんね。」とか、「農業用施設災害復旧費だけん、でけんとですもんね。」という。農業用施設災害復旧費でやっていただいて、あるいはそういった水路関係には町あたりが負担金については肩代わりするというような感じがございましたので、そういった形でして災害復旧なんかはかけておったならば、ああいった大きな災害にはならんじやったじやなかろうかなというような気がします。それから、そこは近くですから、みんなご存じですから言いますが、山の中あたりは、「公共土木施設災害復旧費では駄目ですよ。」と、「これは、河川の名前が付いとらんけん駄目ですよ。」と、「河川の名前の付いとらんけん駄目。」と、「地図に載っとらんけん駄目。」ということで、切られた箇所がかなりあります。それでも河川として名前が付いとらんでも、管理は、用地は財務局の用地とか国の用地になっとなって、そこは常に水が流れよるところなんですよ。そしたら、「水を流してくるんな。」というて私たちが言ってよかったですかね。

そこら辺はもう一回原点に戻っていただいて、なるだけ取り上げてやるというような感じで仕事を押し進めていただきたい。もし、人間が不足すつとならば、定員を増やしても、仕事を、そういった財産を守るための負担ですので、やっていただきたい、そう思っております。これは、農業用施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費、一緒です。以上でございます。

○議長（山本政人君） 今の件については、要望ということでよろしいですか。

○1番（松本良人君） 別に、要望で。それを私が言うたしこ、やっていただければ良かったですよ。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。

いいですか、そういう要望があったということでいいですね。

他にありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 午前中と先程、富岡小学校のアコウの木の件で説明がありましたが、アコウの木は伐採、結局、根から切るという意味ですか、ちょっともう一回説明をお願いします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 根から切ります。根が、民家に入ってるもんですから。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） すいません、私の質問が悪かったかもしれんですね。

根は根で良かっですけど、もう立つとつと横からという意味なんですか。石垣だけ。

いや、私が言いたいのは、なくなるならば、どっか移設してくださいって言いたかっですね。そのことは、どがん検討をしたのか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） アコウの木が2ヶ所に植わっておりますので、おっしゃってるのは、たぶん神社の上の木じゃないかと思うんですよ、あれはそのままですよ。

反対側のほうに、なんか芽が飛んで自生している分がありまして、そこの部分を切るということでございますので、私の説明不足でしたけども、申し訳ございません、そういうことでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第72号 平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 日程第13、議案第72号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）を議案とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第72号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ158万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,726万8,000円とするものでございます。

補正の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金が11万5,000円の増額でございます。これは、平成26年度に天草地域森林組合が行った間伐事業等の事業量に応じて分配される配当金でございます。

次のページ、7ページをお開き願います。

款1財産収入、項2財産売払収入、目2生産物売払収入が144万1,000円の増額でございます。これは、立木売払い収入で平成26年度造林事業に伴う間伐材の売上げでございます。

次のページ、8ページをお開き願います。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金が3万3,000円の増額でございます。これは、平成26年度の繰越金が確定したことによるものです。

次のページ、9ページをお開き願います。

歳出ですが、款2予備費、項1予備費、目1予備費が158万9,000円の増額でございます。これは、8ページまでに説明を行いました歳入の増額に伴い予備費を増額するものでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 7 3 号 平成 2 7 年度荅北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第 1 4、議案第 7 3 号、平成 2 7 年度荅北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第 7 3 号、平成 2 7 年度荅北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 1 4 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 4 8 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容についてご説明いたしますので、6 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金が 1 2 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。これは、平成 2 6 年度に天草地域森林組合が行った間伐事業等の事業量に応じて分配される配当金でございます。

次のページ、7 ページをお開き願います。

款 1 財産収入、項 2 財産売払収入、目 2 生産物売払収入が 8 7 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。これは立木売払い収入でございますして、平成 2 6 年度造林事業に伴う間伐材の売上げでございます。

次のページ、8 ページをお開き願います。

款 2 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金が 1 4 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。これは、平成 2 6 年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、9 ページをお開き願います。

歳出ですが、款 2 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費が 1 1 4 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。これは、8 ページまでにご説明を行いました歳入の増額に伴い予備費を増額するものでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第 7 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第74号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第15、議案第74号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第74号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,568万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,162万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、退職被保険者に係る保険税の減額と社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金の減額見込みによるものでございます。

まず、歳入補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税の450万円の減額ですが、退職被保険者数の減少により収入減少見込みによるものでございます。

7ページをお願いします。

款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金の2,138万6,000円の減額は、支払基金からの交付決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金の495万1,000円の増額は、これも支払基金からの交付決定によるものでございます。

9ページをお願いします。

款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金259万1,000円の減額につきましては諸収入等の財源が発生いたしましたので、基金からの繰入れを減額するものでございます。

10ページをお願いします。

款13諸収入、項4雑入、目5特定健診等利用者負担金9,000円の増額は、集団

検診等での特定健診等利用者負担金の確定によるものでございます。目6雑入の雑入2万6,000円の減額は、40歳未満の方々の検診の負担金の確定によるものでございます。786万2,000円の増額は、これは国保連合会からの積立金の返還金でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

歳出補正でございます。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職費保険者等療養給付費の200万円の減額は、退職被保険者数の減少に伴う医療費分を減額するものでございます。

12ページをお願いします。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金の632万3,000円の減額は、これも支払基金からの支払決定によるものでございます。

13ページをお願いします。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金719万5,000円の減額は、支払基金からの決定によるものでございます。

14ページをお願いします。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費の共済費1万6,000円の増額は、訪問指導嘱託職員の社会保険料の不足分、委託料14万円の減額は、特定健康診査集団健診分の確定によるものでございます。

15ページをお願いします。

項2保健事業費、目2疾病予防費の負担金補助金及び交付金3万9,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

以上が、平成27年度12月補正の内容でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 1番松本です。

全体的なことでお尋ねをします。かなり全体的に少のうなっておりますね。被保険者自体が少のうなっとつとでしようかね。それも理由あたりは、例えば、しきりにアベノミクス等の話が出ておりますけれども、国保から社会保険に切り替えたとか、そういう関係で全体的な減額になっとるわけでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 被保険者の減少が主なものだと思います。

医療費の減少もその分で減少している状況でございます。年間約100人ぐらいの減少数になっております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 健康増進室長の他の職にも入ると思いますが、その人数が減った関係で国保が減ったということは、例えば、社会保険、要するに職を手につけた方が増えてきたと、国保からですね。それが元か、あるいは現在国保であった方が亡くなってきたか、あるいは転出をなさったからとか、そこら辺の分析はしておいでではございませんか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 国保から75歳以上になると後期高齢者医療のほうに移行します。高齢者の割合も増えてきておりますので、そちらのほうに移行する分の人數も増えてきているという関係で、国保のほうも減ってきているということだと思いますし、1つは人口の減少によるものもございます。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第75号 平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第16、議案第75号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第75号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円減額し、歳入歳出それぞれ9億931万3,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、介護保険法改正に伴う電算システム改修額の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3補助金、減額46万5,000円は、システム改修関係補助金の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3事務費繰入金、減額23万5,000円を、これも同様にシステム改修に伴う事業費確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9旅費、増額3万円につきましては、地域包括ケアシステム構築関連の研修会や会議が増加しておりますので、補正をお願いするものでございます。節13委託料は、減額73万円でございますが、介護保険法改正に伴うシステム改修費用の確定に伴うものでございます。

以上が、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 1番松本でございます。

実は、システム改修の委託の関係でちょっとお尋ねします。これは全体的に、先程のマイナンバー関係のそこら辺を含めたところで皆さんお聞きをさせていただいて、ちょっと先程も聞き忘れましたんで、すいません。

この改修の委託料として、あるいはそのシステム自体の委託料がありますね。その委託料を、例えば委託を、システム自体を委託していただいとって、それが委託先の手違いによって間違ったとか、あるいはデータを盗まれたとか、それによって被害があったりなんかした場合には、その補償関係とか何かは、苓北町が持たんばんとですか、あるいは委託会社が持たんばんというような感じなんですかね。

今、結構システムなんかに入り込んで云々で詐欺とかなんかははやっております。特に今、マイナンバー制度あたりも入ってとって、そこら辺が、なんかハッカーとかいうとですかね、そういった関係で盗まれたり、あるいは崩されたりしたときの対応はどうなってるかをお聞きしたい。それは、両方なら今のは全体的なことです。町の全部のことも今のことも含めて。

○議長（山本政人君） わかりますか、どなたか。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） システム全体の事ということでお尋ねですけども、その

システムに関わる部分でそういうものが起こったならば、当然、委託をしたシステム会社のほうに補償をしてもらうという形になります。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 実際は、そういうことではっきり断言はできますかね。

例えば、設計を委託した関係のやつで、例えば積算のミスとかなんかあっても委託したほうは責任は持ちませんよ、発注者側ですよというような、委託契約の中には入ってるような感じですね、土木とか建築あたりの関係の委託なんかですね。そういった関係になっておりますが、このシステムとか電算関係で間違ったり、あるいはそのマイナンバーあたりが抜き取られて他の人に使われたとかなんかしたときは、それはやっぱり委託ですかね。そこら辺のアンバランスがあるんじゃないかなろうかと思えますけれども、事実そうですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 私が只今お答えしたのは、例えば、そういった情報システムを通してなった場合にそのシステム自体に不備があって、なった場合はシステム会社のほうが補償するという当然のことでございます。

只、システムを使用するにあたって、例えば漏えいをした場合、その場合は、例えば役場職員がミスをした中で漏えいをしたのか、管理会社のほうがそういうことをつくる段階で漏えいしたのか、その場で、その状況で変わってくるかと思えます。

私が先程お答えしましたのは、そういった情報システムを通してそのシステムに不具合等があってそういうことがあった場合には、当然システム会社のほうの責任になるということでお答えをしたところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私は、システム自体が盗まれたりなんかしたときに言うのであって、人為的にここの職員さんたちから漏れたりなんかしたときは、一切聞いておりません。それで、そういった委託の内容によってしたときには、どちらが責任を持ちますかということなんですよ。

もう3回でよかって。もし、違うときはもう1回指名をさせてください。

○議長（山本政人君） どなたか説明できますか。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 私は、松本議員の質問を受けてお答えをしているつもりでございまして、システム本来に不具合があって、そういった情報が漏れた場合は、当然そのシステム会社の責任になるということで申しているつもりでございます。

○議長（山本政人君） まだ納得いきませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 私が聞いているのと答えておられるのが違うようでございますの

で、お尋ねをしております。

それは、今は先程言われたので、もう2回も3回も聞かんちゃよかったですよ。

只、そのシステムの中で、何かの具合でシステムの中に今の通信システムの中に入れたりなんかしたときに、どちらが責任を持つかということなんですよ。

○議長（山本政人君） 例えば、ハッカーが入ったとき。

○1番（松本良人君） そうです、そうです。

ハッカーが入ったり、いろんなこう、パソコンなんか駆使して上手な人がおいでということでございますので、そこら辺、町のシステム自体に入った時に、どういったことで対応するのですかということです。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） システム会社に非があった場合、非があった場合には当然システム会社が補償を。

○1番（松本良人君） そら聞いとるけん、よかもん。そら、聞いたけん。

そうじゃなくて、私が聞いたとば言うてくれんですか。

○総務課長（山崎秀典君） そういう情報漏えいとかハッカーの問題、これにつきましては当然犯罪ですので、警察当局にゆだねるしかないと思います。

○1番（松本良人君） それは、どこが責任を持つかということを知りたいですよ、警察のうんぬんのじゃなくて、それは犯人を捜すのが警察ですので。

そうじゃなくて、建築土木関係のとは、前に監査委員さんたちから指摘されたときに、いろいろ調べた中で、その設計者が責任を持つか、あるいは発注者が持つかということになったときに、なんかのその契約の内容の中で、発注者が責任を持ちますよということであったというようなことを議会だより「きずな」の中に書いてありましたので、ここに報告はなされておるとお思いますので、そこら辺と今委託の内容で、もしもその電算の中に誰かが紛れ込んで入ったときの責任問題を言うとおですよ。

警察なんかとは、全然聞いておりません。

○議長（山本政人君） 今日、わかりますか、それ。

その契約ですよ。

[「まだ、よかですか」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） いや、もう大体言われることはわかっています。

したがって。

○1番（松本良人君） あとで検討していただいて、そこは重要なことですので。

すんません、ここで言いますが、そこら辺が一番今から先は、ほとんどコンピュータ関係のシステムの管理になりますので、十分そこら辺までお考えになっていただいて、契約等については反映をしていただきたい、そう思います。

○議長（山本政人君）　そういう要望でございます。

いいです。後で十分検討していただいて。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君）　今、情報管理の問題が出ましたので、お知らせしておきます。苓北町におきましては、これまでも個人情報保護条例をはじめ、セキュリティーポリシー、国のガイドラインに基づきまして個人情報を含む情報資産の管理について、適切な管理を実施してまいっております。只、今回10月から番号法が施行されたことに伴いまして、これまでの個人情報に加えまして個人番号を各種事務で取り扱うこととなります。

そういったことから、新たに国の組織であります特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、これに基づきまして苓北町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針、それから苓北町の保有する個人情報等の保護に関する管理規定、これを策定しまして、苓北町における個人情報を含む情報資産の組織的、それから人的、物理的、技術的な安全管理措置を行っていくように規定を定めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

当然その既定の中で、責任の所在というのは明らかにしております。

○議長（山本政人君）　そういうことで、ございますんで、よろしいですね。

○1番（松本良人君）　今んとは、まだわからんやったけんですね。

○議長（山本政人君）　あとで、また具体的に。

○1番（松本良人君）　していただければ結構ですので、十分検討していただいて対処ようにしてください。今んとは、わからんやったです。

○議長（山本政人君）　もうそういう責任の所在はぴしっと規定してあるそうですので、後ほど詳細に聞いてみてください。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君）　討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 17 議案第 76 号 平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長(山本政人君) 次に、日程第 17、議案第 76 号、平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長(山崎敬一君) 議案第 76 号、平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)(案)について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 123 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 917 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

補正の中身についてご説明をいたしますので、6 ページをお開きください。

まず歳入ですが、款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金の事務費繰入金の 21 万 5,000 円の増額は、当初、訪問指導嘱託職員の社会保険料の本人負担分を後期高齢者広域連合からの事業収入に計上していたため、7 ページに計上しております長寿健康増進事業収入を減額し、本人負担分を事務費繰入金として繰り入れるものでございます。又、保険基盤安定繰入金の 123 万 6,000 円の減額は、県からの確定通知によるものでございます。

7 ページをお願いします。7 ページは、先程説明したとおりでございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、8 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、歳出で説明いたしましたとおり、保険基盤安定負担金が確定いたしましたので、123 万 6,000 円を減額するものでございます。

以上が、平成 27 年度 12 月補正の内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(山本政人君) 説明がおわりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 討論なしと認めます。

議案第 76 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。2時50分まで。

-----○-----

休憩 午後2時37分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第18 議案第77号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 日程第18、議案第77号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結についてを議題とします。

このことについては、昨日も説明をいただきましたが、提案理由の説明を求めます。
土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第77号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結について。

平成26年7月14日、議案第302号により議決された苓北町拠点避難地造成工事（1工区）請負契約を下記のとおり変更締結するものとする。

平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町拠点避難地造成工事（1工区）、2、当初契約金額、8,424万円、3、第1回変更による増減額、286万9,697円の減額でございました。

この後の請負金額が、8,137万303円となっております。

今回、第2回目の変更といたしまして、4番目でございますが、153万9,395円の増額をお願いしまして、5番目の変更後の契約額につきましては8,290万9,698円になります。

6、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町坂瀬川1793番地、株式会社長濱興業、代表取締役、長濱優二。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページの平面図をお開きいただきたいと思います。

今回工事の施工に伴いまして、当初想定しておりましたよりも5,000㎡ほどの残土が出てまいりました。その中で工事がすでにある程度進捗をいたしまして、この平面図右側にごございます外周部の側溝が、すでにほぼ施工済みでございましたので、手戻りとなることがないように、この敷地内に残土を処分することといたしました。その理由といたしましては、外に持ち出した場合には、600万円余の費用が新たに発生するためでございます。

当初の設計では、ブルドーザーによる掘削押土とタイヤローラーによる転圧のみでの仕上げを考えておりましたが、今回盛土材の試験の結果、礫分が65.7パーセント、砂分が21.5パーセント、それから粘性がありますところの細粒分が12.8パーセントの粘性土混り砂質礫という泥の分類が検査の結果出てまいりました。中には10cmを超える岩石もあり小石混りのものでございましたので、今後の排水等を考慮しまして、当初の計画でありますところの0.7パーセントの勾配をきちんと取り、排水する必要があるというふうに判断をいたしました。そのような中からグレーダーによる整地とマカダムローラーによる転圧を行いまして、整地面に岩石や小石が飛び出さないようにするとともに、でこぼこによる水たまり等ができにくいよう整地をいたしまして、拠点避難地としていざという時の仮設住宅建設や以前から頻繁に利用されておりましたランドゴルフ等の利用にも支障がないよう整地工を追加することといたしました。この整地工が資料としてお配りをいたしておりますが、5,722㎡の面積になります。これに伴いますところの費用が、52万702円の増額となりました。

次に、舗装工でございますが、武道館側からの進入路を上がりました左側に駐車スペースを設けております。ここには、普通車で20台の駐車をできるように整備をすることといたしておりましたが、背後にはフェンスのみしかございませんでしたので、そこに車止め40個を追加をいたしました。

また、当初は背後のフェンス前にU型側溝を設置する計画でございましたけども、下段の武道館側に全く排水がございませんでしたので、そこにも当然こぼれ落ちる水が出てまいります。そういうことから、このU字溝を下段の武道館に、境に設置をすることといたしました。このようなことから、舗装面積が88㎡増えまして舗装工で30万2,320円の増額でございます。その他に、構造物の撤去工、これにつきましては処分実績によりますところの増額でございます。雨水排水設備工の減額につきましては、U型側溝等の施工延長の変更による減額でございます。

園路広場整備工の減額につきましては、スロープ工の変更による減額でございますが、これにつきましては、当初コンクリート舗装工による歩掛で計上をいたしておりましたが、車両が通る通路ではございませんので、通常の生コン打設の歩掛に見

直しをしたところでございます。

次に、管理施設整備工の減額につきましては、転落防止のための外周部のフェンスの施工個所の見直しに伴いますところの減額でございます。只今説明をいたしました合計が、直接工事費で53万5,810円の増額になります。

次に、共通仮設費での増額でございますが、これにつきましては、掘削押土を32tのブルドーザーで積算をいたしておりました。実際には、バックホーでの掘削とダンプカーでの運搬での施工を開始しておられましたが、今回の工事は、盛土の高さが最大で7.2mと非常に大きいことから、32tブルドーザーによるところの転圧効果も必要と判断し、設計どおりでの施工を業者さんをお願いをいたしました。しかしながら、この重機の運搬費が計上されていないとの指摘を受けまして、今回福岡に機械がございましたので、そちらからの運搬費を積算基準並びに苓北町公共工事請負契約約款に沿って計上することといたしました。この積み上げによる分が、50万7,630円の増額でございます。

これらの額に諸経費を加えた中で、変更後の工事費につきましては、8,393万5,440円となります。この額に請負率の0.98777939を掛けまして、変更後の請負額は8,290万9,698円となり、変更前の請負額が8,137万303円でございますので、今回の変更増額が153万9,395円となります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 只今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず確認しますが、平面図、1工区、2工区の区分けについてですが、資料は1工区、2工区併せてこの平面図、断面図は添付してあるのかどうかということです。

私が思いますに、平面図では真ん中に黒線でナンバー0からナンバー10までですか、これよか、この地図でいうと上側、北側の部分が1工区で、変更の対象工事区域だというふうに理解したいと思いますが、そういうことでいいのか。

それから、拠点避難地造成工事という名称がずっと工事名とか図面に出ていますが、話の中では、サッカーをするために良質の泥を持って来るんだとか、芝生をするんだとか、そういう話が出ております。当然そういうことになれば、この造成地の北側にも、それから南西側にも、これは民家があります。当然、防球ネットも設置するという事になるかと思えます。

この拠点避難地造成工事ということで、そっちをメインに持ってくると、下水とか浄水の主な配管、細かい配管まではわかりませんが、主な配管は埋設しないのか、そうい

う今後の工事の状況が、どういう形になっていくのか教えてください。

それから、今の説明の中で32tブルドーザーで掘削しながら転圧もするんだということですが、断面図からいくと、その1工区に、どこに転圧をする場所があるのか、教えてください。

それから、昨日の話で工期の説明がありましたが、工期はどうなっていくですか。

それから、公園の入口に道がつくってありますが、これはそのままいくと民家にありますガードレールとか、そういったものは設置しないのか。で、今後もできるだけ変更しないということにすれば、そういった工事の明細もピシッとつくって進めていくべきではないかというふうに思います。以上。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、工区の件につきましてご説明を申し上げます。

1ページ目の平面図の中で議員がおっしゃられましたように、ナンバーという形で数字が入っておりますところが、この北側が1工区、南側が2工区でございます。

今回工事の変更に伴いまして付けております図面につきましては、1工区、2工区ともこの図面で併用させていただくということで、ご理解をお願いをしたいというふうに思います。

それから、転圧の件でございますが、1工区で掘削が出ました分につきましては、2工区側の盛土のほうに泥を押ししていくという部分が、この1工区のほうの掘削押土の内容でございます。当然のことながら、1工区のほうはほとんどが邪魔でございますので、2工区のほうの盛土に土砂を押しといったようなことでございます。

それから、今後の利活用の中では、サッカー場ということでの利用につきましても検討がされているということで、昨日町長からも答弁があつておりましたけども、一応その前の段階で、まずはここの拠点避難地ということの中で仮設住宅を見直しの段階では120戸は建設はできるというような認識であります。それと併せまして、今後もし下水道なり水道の取り出しを考えた場合、どこからするのが良いのかにつきましては、又、担当課のほうとの協議は今後になってまいります。まだ今現段階では、そこまでの検討はいたしておりません。今後早い内に、もしするとなればどういう形になるかについては、検討させていただきたいというふうに考えます。

それから、今回の工事では、外周部にはあくまでも拠点避難地ということの中で法なり段差が高いところがございますので、高さは低いものでございますからサッカー場として利用する場合には、相当高いフェンスが必要になるかというふうに思いますが、それにつきましても、サッカー場整備の際に検討をいただくことになろうかと思えます。

今、外周部にフェンスを設置をいたしておりますのは、それぞれ法面の肩から50cm程度引いたところに、転落防止のフェンスをいたしております。もし、今後大きな高さ

を必要とするような、仮に電柱みたいな形の支柱を立ててするとなりますと、又この肩から更には2 m近くは引いて立てることになるというようなことで話は聞いております。併せまして、進入路のところでございますけども、ここにつきましては高さが2 mを越すところについては、道路の構造物等に関しますところの法律の中でガードレールを立てる予定にしております、全て進入口右側でございますね、武道館側から上がりますところの右側には全て転落防止用の柵を、車両も落ちないような柵を一応付けるようにいたしております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、ブルドーザーの押土転圧ですが、今の話では、例えば、横断面図の1番下、ナンバー8ですか、その上がナンバー7、ナンバー8がわかりやすいと思います。測点は、この計画高30.3が変更高30.70になったわけです。

それで、この左側の地山を押し右側に広げる、そして転圧するという事だろうと思いますが、そうすると、この1工区2工区の区分けはどう精算されますか、工事費のですね。これは、1工区も2工区も業者は違うばってん、作業しよつとはみんな一緒たくれしよるもんなど。それで、この工区分けについては、当初から縦割りは不適切だということは、再三再四、話をしました。当初請負契約の承認のときですね。

で、やっぱりこれは真ん中から切って、極端な話すれば、今、山口課長が答弁されたような話も理解できるわけですが、これは1工区んとば、どういう金銭のやり取り。まず、工事自体がそういう形でいいのか、発注者としてですね。まあ、現場はそうせざるを得んとは思いますが、発注者としてはどうするのか。非常に設計が甘いといえますか、不正確というか、そのことについて、再三再四、特にこの頃出ておりますが、設計図の見方、そのために一所懸命設計図を見ていないという状況があるかと思えます。

それから今、拠点避難地ということで、下水道管、上水道管の埋設も検討していくということです。津波も、これが拠点避難地として活用できるのが千年に1遍と言われております。そういうことに管を埋めて千年もてるかどうかわかりませんので、埋めないほうが良いということもあろうかと思えますが、それもどういう形で進めていくのか、今後ですね。教えてください。

それから、サッカー場として今後整備していく部分もあるやに、今話がありました。が、それにかかわる経費はどのくらいを想定されておるのか。

それから、工期はさっきちょっと聞いたと思いますが、1月って話がありました。ここで教えてもらいたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程から千年に1遍、千年に1遍とえらい強調なさいますが、

国は30年以内に南海トラフの大地震がある可能性が非常に高いからということで、我々も推進地域になってます、防災の。千年じゃないんですよ、国が正式に言ってるのは。そここのところは認識をしておいてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、掘削押土の考え方から、まずご答弁を差し上げますが、この数字が入っておりますところの下が工区割り、右左でございます。そういう中で、左側の掘削の部分ブルドーザーで押していきます分につきましては、当然のことですけれども、長濱さんの1工区のほうの費用として数量等計上をいたしております。それから、センターから右側に若干ではございますが、2工区のほうの掘削押土もでございます。これにつきましては、2工区の業者さんのほうで施工していただく区分ということの中で、この図面上でもきちんと区分けをいたしております。

1工区側から2工区側まで押していく費用、それについては、重複での計上はいたしておりませんので、1工区のほうだけでみているということでございます。

これにつきましてはの工区割りの考え方につきましては、浜口議員がご指摘なさってまずように、その掘削と押土というふうに考えたときに、1工区の工事の事業者が2工区のところまで行くというのはちょっと不自然じゃないかと、その工事の在り方等々についてのご指摘もいただいております。確かに、そういうところの不都合と申しますか、すり合わせが難しいところというのは、正直工事の進捗の状況でもあったわけでございますけれども、そこについては、ここの工事を請け負われました2社の業者さんにそれぞれご理解をいただいてご協議をした上で、この工事を進めてまいったところでございます。

それと、サッカー場をつくるとなった場合に、どれくらいの費用が必要になるのかというお尋ねでございますが、これにつきましては、ちょっと私のほうでは答弁ができませんので、担当課をお願いをしたいというふうに思います。

それと、重要な工期の件を申し上げておりませんでした。今現在、11月末の工事の進捗の状況でございますが、今現在1工区で85パーセント、それから2工区で95.4パーセントの進捗です。

○8番（浜口雅英君） 2工区、これは1工区でしょう。

○土木管理課長（山口仁人君） 1工区です。すいません。

○8番（浜口雅英君） 1工区の話でしょう。2工区は、又2工区で聞きますから。

○土木管理課長（山口仁人君） それで、そういう中で、今現在12月21日としておりました工期につきましては、1工区2工区ともに1月29日までというふうに延ばす予定でございます。以上です。申し訳ありません。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） サッカー場等の建設の費用につきましては、現在精査中ですので、ここではちょっとお答えできません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 精査中ということですが、精査じゃなくて概算額でどのぐらいの見込みでおられるのか、教えてください。

それから、掘削押土の話ですが、1工区2工区の資料もありますので、併せて見せてもらいますが、この2工区で、1工区でブルドーザーで押すですね。で、次はタイヤローラー締固め、この数字で1工区と2工区の区分けをするということになつてでしょうか。

それから、町長から国は30年には必ず来るんだという、今話がありましたが、私が千年に1回という話にこだわるのは、紺屋町をつくったときに高さが12mという町から説明がありました。それで、私は12mはどっからきたのかというお尋ねをしたところ、東北の震災の状況だと、それから12m持ってきたということだったと思います。

私は、東北のリアス式海岸と苓北の単純海岸ではその津波の来方が違くと、しかも太平洋の真ん中から来た分と前は野母崎くらいなもんだから、もうちょっと国とか県も動くから、もうしばらく待ったらどうかと、それから高さを決めて造成したらどうかという話をしたと思います。その時町長は「来たらどがんすつとか。」ということだったんで、私も「来たらどがんすつとやろかい。」と思って、その後の質問は止めました。そういう状況がありますので、その当時の新聞報道等が、今度の東北震災の津波は千年に1度の大津波でしたということがあったので、千年1度、それが頭に残っているということです。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かにそのときは、貞観地震から千年ぐらいたったから、そういう情報がありましたが、別の時点で、東南海トラフは、これは必ず30年、あるいはいつ来てもおかしくないということで、その後、法的にも推進地域等々決められて指定をなさいました。

そういうことですから、いつ来るかわからない。そして、12mとか25mとかということよりも、むしろ我が町の沿岸部、これは3.5mの津波が最大で来ると、推進地域に指定された我が町には、国から教えていただいております。そうなってくると、特に満潮時であれば、富岡から志岐、坂瀬川にかけて、かなり家が破壊されたり、水没したりして使えなくなる。そのための、もし来たときのために仮設住宅、いざそのときに住宅用地をつくろうとしても、畑をまさかどどん潰してやるわけにもいかない状況がありましたから、そういう状況の中で仮設住宅用地としてつくっているわけでございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 掘削押土の考え方の部分でございますけども、ここで1工区の請負業者さんが32tのブルドーザー等で掘削押土をして、2工区のほうに押し広げていくと。それを2工区の請負業者さんがタイヤローラーで転圧をしていくというのが、この工事の盛土といたしますか、その状況でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 概算額につきましても、ちょっとここで答えられる資料がございませんので、申し訳ないですけど、概算額についてもちょっと答えられないということで、申し訳ございません。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 先程のお話で上下水道の設備の計画は、現在は今のところはないということでご答弁いただきましたけども、これまで公園があった際には、東屋があってトイレ等が完備されとったわけですけども、この現在の図面を見ますと、現在のところ全くトイレ等の設備の予定がないように見受けられます。その点1つのお尋ねと。

それから、昨日の説明会のお話の中で、芝生とサッカー場他、多目的な運動広場として使用する場合の芝生化においては、t o t oのほうに申請を今準備されているという話ですけども、今後、例えば芝生化もそうですけども、ナイター設備等もこれには全くありません。こういった場合、昼間だけの使用を考えておられるのか、将来的にt o t oのほうで申請を受け入れられれば、ある程度のスポーツ、運動広場としての設備を整えるんでしょうけども、どの程度の設備を、今考えておられるのか。

先程、ネットの高さを、サッカーで必要であれば、ある程度の高さまでやりますというお話があっておりましたけども、そういった設備をどの程度まで考えておられるのか。

概算的な予算は、まだ全然見えてないという話でしたけども、設備的な予定はどこまで考えてるのか。

で、例えば先程t o t oの申請について、準備をやっているという話ですけども、これを同時にといいますか、もうちょっと早く申請されて、この工事と並行である程度、再工事になればそれだけの予算がまたかかるわけですけども、別物といえば別物なんだろうけども、その経費節減のための方策というのはできなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） t o t oの申請受付が今月1日からでございます、ということで今から始めるということで、今準備中でございます。

それと施設につきましては、芝生化、防球ネット、ナイター施設、それとトイレ、倉庫ですね。ただし、トイレ、倉庫については、t o t oではできませんので、そこをちょっと検討中でございます。

○7番（野崎幸洋君） トイレが、できない。

○教育課長（汐崎正喜君） トイレ、倉庫については、t o t oではできません。

一応t o t oで申請できるのが、芝生化、草刈機、ナイター施設、防球ネットということで、申請の準備をしております。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先程のトイレ、水道の件ですね、今、元々は東屋があったということで、ご指摘がっておりますけれども、今こちらのほうでは、t o t oのほうでは、トイレ等々ができないということでございますので、これについて、又、今後単費での検討をするということになるかと思えます。併せまして、単費で一応今回、この下の広場でございますけれども、遊具を、今年度中にある程度、予算が500万円程度で限られておりますけれども、その中で対応していく予定でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） トイレ等も今から設置を単費でされるわけでしょうけれども、今言いましたように、これもこのときにある程度計画されて、場所の設置とか、その辺も計画されて、ある程度のこれを、当然下水といいますか、それを入れないといけなんでしょうから、そういった工事もその時点で計画されてすれば、経費的なものは削減できるかと思うんですけれども、これから計画をされるわけでしょうから、その辺をもう1点お尋ねしときます。

それと、これは20台の駐車場を整備されるわけですが、これからの進入路は、どこになっているのか、そして又、公園のところ、公園が一段下がったところにあるわけですが、ここにも転落防止柵、これを計画されているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 下水道につきましても接続できるのは、下に武道館がありますので、そちらのほうからの接続になるかというふうに思いますが、まだ私のほうからは、詳細のところについてはちょっとまだお話しできない状況でございます。

それと、下の遊具についてでございますけれども、今ベンチとか最低限の物ぐらいしか置けない状況でございますが、この公園の中に配置をする予定であります。

それから公園の外周部でございますけれども、転落防止の柵は上と同じような形の中で設置をするようにいたしております。ですから、今公園に面しますところは、公園の北

側、それから平面上では下になりますけども、ここにも高さが5mほどの土手がつきますので、この上にも同じように転落防止のフェンスを付けていくということでございます。以上です。

○7番（野崎幸洋君） 駐車場の入口の侵入は。

○土木管理課長（山口仁人君） 駐車場の入口の進入につきましては、下から上がってきますこの道路をそのまま入って上がって左ということですね。

○7番（野崎幸洋君） 人間が、グラウンド内に入るときには。

○土木管理課長（山口仁人君） それは同じ高さですから、別にその。

○7番（野崎幸洋君） 柵は全くないんですか。

○土木管理課長（山口仁人君） 前に柵はありません。後ろにしかありません。

駐車します武道館側といいますか、車が仮に頭から上がってきてバックで付けたとしますけども、その前側、いわば転落防止柵ですから2mの高さがございますので、先程言いましたように、L型擁壁を付けて高低差が上と下か、グラウンドと武道館の高さが2mございます。その上に柵ができます。ですから、前に柵はございません。駐車場の前には柵はないということです。あくまでも、これは人が落ちないようにするという部分だけですので、車を停めた前にはございません。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） そうしますと、この駐車場とこの避難地ですね、まあゆくゆくは多目的グラウンドとの境は、これは将来的に芝生化をされるわけですけど、それだけしかないということ、もうフラットな状態になってくるわけですかね。

○議長（山本政人君） それでよろしいんですか。もう3回目でしょう。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） もう1点の質問が、今公園内にはベンチ程度しか置けない状況というお話をされたんですけども、以前は遊具がそれなりにあったわけですけども、そうしますと、ここにはほとんどベンチかなんか知りませんが、その程度の公園になってくるんですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、駐車場前のフェンスの件でございますが、将来的にここをサッカー場として利用する際には、防球ネットを立てて、当然こっちにボールが来ないようにする必要がありますから、今現在では駐車場前はフラットの状態でも何ら仕切りはございません。あくまでもここにありますが側溝との間が舗装されてくるだけでございます。

それと、公園でございますけども、以前この南側にありました遊具と同程度のものを探したわけでございますが、ブランコ、それからベンチ等々の部分で、ベンチは3基程

度になろうかと思えますけれども、滑り台とシーソー程度、それくらいしか今のところでは金額的なものがやはり高こうございます。以前あったような、屋根が付いたような木製のものがございましたけれども、探しますと1,000万円を超えます、1つですね。だから、組合せをしようとすれば、やはり相当な整備費用がいるということで、今回は、今言いましたように、シーソーとか滑り台、それにベンチ程度ということでございます。又改めて図面等が用意できれば、又改めて次の機会にでもお示しをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） まだありますか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今回の公園の話ですけれども、私は以前一般質問の中でも、唯一苓北町で公園と呼べるのはこの場所だから、公園はとにかくつくってくださいというお願いもしましたし、この計画の以前のときにもそういう話をしたんですけれども、今聞きますと、すごく規模的に小さくなってしまって、これは公園と言えるのかなと、今気がしてるわけですけれども、これは、今後町長が別の公園を、例えば計画があるとかいう話があれば別なんですけれども、このままの公園というのは町民の皆さんも公園と呼べるのかというぐらいに私は思っているんですけれども、その辺の考え方どうなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今回の説明からすると、今質問なさったとおりでと思いますが、400㎡あるんですよ。ただし、遊具を買うのに、最初思っていたより非常に高価なものになってしまうので、年々、年次的にそろえていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私の質問が不適切かもしれませんが、そんなときは、議長止めてください。

私は、そもそもこの造成目的は拠点避難地の造成というふうに聞いたんですよ。

ですから、それに関連した起債を、当然起債もそれになかった起債ではないかなと思うんです。過去において、西大田の避難地のときは民有地でしたから、私も実際その起債の借入れの担当者として熊本の財務局に行きまして、いろんな指摘事項を受けた経緯もございます。

今回の用地そのものは町だったわけですから、その規制はないと思うんですけれども、いつのまにかその避難拠点地域というよりも、むしろ、今のずっと答弁を聞いてるとサッカー場の建設に変わっていったみたいなんですけれども、本当に、今この本会議の席上でこういった討論をしていいのかどうか、私はちょっと疑問を感じたんですけれども、いかがですか。誰でも結構です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、これは避難地であっても、その後大きな災害があるまでの間、なければ幸いですけど、どっちにしろトイレは付けなきゃいけない。で、当然、緊急防災対策債には含まれますので、付けてあると思っておりました。

で、まだ、これは案を練り直さなければならないと考えます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今の高戸議員がご指摘のように、あくまでも私どもも土木管理課といたしましては、ここについては、あくまでも拠点避難地としての整備であると。ただ、町長からもありますように、あくまでもその有効利用の1つの中で考え方としては、そういうそのサッカー場としての整備もあり得るということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 本当私は、「不適切なら」何回も使いますけど、「不適切」という言葉を。ちょっと違和感を感じるんですよ。

で、今、外周にずっと1m50cmぐらいですかね、柵があります。その前に自由勾配側溝がずっと一周回っております。で、サッカーのときは、私はサッカーという言葉は余り使いたくなかったんですけども、昨日の全員協議会の説明の中であえてサッカーという言葉が出てきましたので、「ああ、それなら大手を振ってサッカーという言葉を使ってもいいんだな。」と思ったわけです。そうした場合に、ならばサッカー場にするとなら、自由勾配側溝じゃなく普通の側溝でも良かったっじゃかっかなと、私は今では思っています。で、宅地造成地だったからこそ調整池まで必要だったんじゃないのかなと。サッカー場ならば、私はその調整池も必要だったのかなと。今、ちょっと調整池に対し、私も賛成した議員でございますので、自分のその発言した言葉に、ちょっと今違和感を持っているわけですけども。

今後とも避難地造成であっても、確かにわかるんですよ、有効利用を考えると、他の目的に従ったことも考えておく必要があるというのはわかるんですけども、とにかく今は拠点避難地の造成がまずもって、第一の目的じゃないかと思うんです。そこで、あえてサッカー場とかいろんな芝生公園とかいうのを議論して良いのかなと思いますけども。

まあ、私もこれでやめますけれども、ちょっとやっぱり違和感を感じます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、先程からお答えしてますように、これは拠点避難地の整備です。只、その後はどがんすつかというような質問があった場合には、多目的な運動公園に、まあ本当にあってはならないんですけど、災害があるまでは、使わせていただくと。いろんな使い道がありますので、それは準備をしていかなければならないと。

当然、単独ではできない事業でございますので。

そういうことで、主目的は、只今のところは拠点避難地でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、今高戸議員のほうから、サッカー場だったら調整池がいらんとじゃないかというような、ちょっと極論みたいな意見をいただいたわけでございますが、事実ここは開発行為の中で、2.3haの区域の開発をしています。その2.3haの造成工事の中で、ほとんどをこの西原川のほうに水を集めて、その水が急激に流れ出ないようにということの中での調整池でございますので、上の面を仮に拠点避難地のままの状態においても芝生にしても、いずれにしてもこの調整池は排水の問題でございますから、自由勾配側溝を付けた中で、志岐川のほうにやるには距離が遠ございますので、一番近い方に水を集めて調整池で徐々に水を流していくという考え方については、上の部分がどうじゃなくて、あくまでももう開発行為そのものがこの調整池がいるんだということをつくったわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） その造成地は、あくまでも拠点避難地であるということを申し添えておきます。

他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 今、議長から改めて、ここは拠点避難地であるということを念を押していただきました。ありがとうございました。

今まで私も、今までの答弁を聞いておりますとサッカー場をつくるんだろかなと。来年じゃろ再来年じゃろ、もしかして違うとじゃなからうかなということでしたけれども、あえて質問をします。

土木管理課長のほうに、40cm嵩上げをした場合に、全体の土量はどのくらいなんですかね。それと、企画課のほうにお尋ねをしますが、今しきりにサッカー場とか避難所とか、私もまだ議員になって11ヶ月ぐらいしかありませんので、わかりません。おおよそ何年頃にサッカー場をつくるんだというようなことは、振興計画の中にちゃんと入っておると思いますので、ぜひそこら辺のご説明をお願いしたい。

これは、大事な町民の税金の中でいろんなことをせないかん。取って付けたような事業をしていちゃあ、我々は議員になった資格もなんもないです、そこら辺を許しておいたらですね。そこら辺、はっきりしたところで答弁をしていただいて、今後の対応にあたらせていただきますので、そこら辺のご説明をお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） マイクがありますので、もっと低い声でもいいのかなと私は思いましたけれども、とにかく主目的は拠点避難地ですが、その後、じゃあ有効活用とい

うことは、当然我々も考えなければならないと思うんですね。

で、そういった意味で、多目的な運動広場、そういうことを念頭に置いております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回の最終的な変更の中で図面にお示しをしておりますように、全体で約40cmの嵩上げをするということでございますが、ここにつきましては、当初見込んでおりましたよりも5,000m³ほどの残土が出ましたので、その土を場外に持ち出すということでは経費が掛かり過ぎるから、この敷地内にとどめるということの中で約5,000m³の盛土というのが、この40cm嵩上げした分でございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 教育委員会のほうから、現在t o t oの申請の準備をしているというようなこともありましたので、今の振興計画には入ってないと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、拠点避難地をつくるということで、有効活用をその後どうするかという課題。それと皆さん方も、今年入られた方は参加なさっておられませんでしたけれども、サッカー場をどこにつくるかという議論は相当なさったじゃないですか。だったら、拠点避難地が必要だから、拠点避難地をつくる中で有効活用も含めて、皆さんがご苦勞なされた志岐地区の一番真ん中、まさに真ん中じゃないですか。そういうことでございますので、これは当然、我々がt o t oに申込みをするわけですが、これ、来年すぐ採択されるかどうかというのは、これは相手さんがあることですから、私どもはしていただくように頑張りますが、いついつまでという話には、まだはっきり言えないような状況でございます。

○1番（松本良人君） 振興計画の中には、載っとらんですね、これは。

私も、うっかりしとった。

○議長（山本政人君） 振興計画には、載ってないと。

○企画政策課長（荒木広之君） 載っとらんです。

○議長（山本政人君） そういうことです。松本君。

○1番（松本良人君） 行政においては、私たちが「えらいすまんが、ここをしてくれんか。」と、「町道が崩れてどうもこうもならんが、どがんかならんか。」と言うたときに、断る第一声が「振興計画に載っとらんけん、されんすばい。」というのが第一声ですよ。そして、「どうせろば、よかつじゃろかい。」「振興計画に載せてからしますよ。」ということですね。今のルールとして。

それを、まさか相手があるからどうのこうのじゃあ、ちょっと私たちは困るんじやな

かろうかなと。町民自体を愚弄するように感じます。

まあ、私、口ん悪か、口ん悪かと、こうして言われるけれども、愚弄するような形になりますので、それはちゃんと振興計画審議員あたりもおいでになって、その中で討議して、そこが10万円、20万円、100万円程度ならば、今の言い方で良いだろうと思いますけれどもね。やっぱりそこら辺は、しっかりした対応でしていただきたいと思いますが、どうお考えですか。

それと、先程5,000 m³という額が出ました。これは、持ち出したら相当な金がかかります。それは当然ですね。それで、そこに引きならしましたということです。そういうことであれば、来年、再来年ぐらいにサッカー場をつくれますよと。それで、今40cmぐらいの嵩上げをしております。その後、そのグラウンドを今のままのところ、今のゲートボール程度できるところにそのまま芝は貼りますよと、それでいいですよとなれば、いいかもしれませんけれども。その土を取って、今既設に、多分縁石とか側溝とかいっぱい貼ってあると思うんですよ。それをかさ上げするか泥を取るのかというのは、仕事が二重三重になって、金も二重三重にいるわけですよ。

本来ならば、企画政策課あたりで振興計画の中に入れていただいて、そして教育委員会なんかと話をさせていただいて、土木管理課と話をさせていただいて、来年、再来年の計画はこうであるから、このくらいで仕上げてくれんかというのが常識ですよ。

それをやらずにして、いつかわからんからということでしたならば、5,000円の、仮に5,000 m³で100円にしたっちゃどがしこいりますかね、持ち出し。

それと、今回補正する分のならし手間とか転圧手間とかというのは、どうなつてですか。国民の税金の全くの無駄遣いなんですよ。

私は、すみません、地声が太かですけん、改めて今思い出したところですが、小さい声で言いますが、やはり行政というのは、そう簡単に我が金じゃなかつですから、あっちこっち動かしてもろうたっちゃ困っとじゃなかるかと思しますので、そこら辺、ちゃんとした対応をしていただきたい。

その5,000 m³についての今の運搬でイゲ林まで持って行って、金額がどれぐらいかかりますか、質問します。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、今回の工事で確かに5,000 m³ほどの残土が出たわけですが、その分の敷ならしという経費は、今回は計上はいたしておりません。土量の変化はさせておりません。高さが、逆に40cm高くなったことに伴いまして、1工区で予定をしておりました掘削押土量については630 m³減らしております。それと、今回みております整地工というのは、あくまでもブルドーザーで押してタイヤローラーで締め固めた部分ではデコボコの状態になるから、そこに水たまり等がで

きにくくするために、グレーダーによってならして、その上をマカダムで転圧し、なるべくデコボコがないような面につくりまして、グラウンドゴルフあたりでの利用に、スムーズに利用できるようなことと併せて仮設住宅あたりをつくる際にも支障がないようにということでの整備をしたところでございます。

それと、これを仮に持ち出しますと、私どもで試算をいたしました分であれば、公共工事間の流用ということで、志岐漁港まで運びまして、今後整備します臨港道路あたりに入れる土として置くとしても、約600万円を超える費用になるという試算をいたしましたところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今、600万円という試算が出てきたわけですがけれども、やはり600万円は、簡単に言えば、先程水道代あたりの、下水道代の値上げがしましたけれど、他にそっくりやっても全く同じような感じだから相当町民は助かるわけですよ。

そこら辺、ぜひ今後はそういった全体計画の中で事業は推し進めていただきたいです。

それで、今後の問題として、そのサッカー場とか、あるいは何でも結構ですよ。その野球場にするにしても、するとしたならば、れっきとして振興計画の審議委員会にかけていただいて、振興計画を変更していただく、そういったピシッとした手続の元に、やっぱりそういったことをしていただきたい、そう思っております。

そして、そこはもういいです。

それから、もう1つの提案です。今、2業者が1つの工区に入って一所懸命。

○議長（山本政人君） 松本君、今発言中ですが、今提案とおっしゃいましたね。

○1番（松本良人君） いや、提案じゃなくて、本当は共同企業体というような形を持ってやったほうが、本当にスムーズになる事業じゃなかったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、当初から、この1工区2工区に分けることなく、共同企業体で実施をしておれば、いろんなところでの不都合等々もなかったんじゃないかというようなご指摘でございます。確かに、私どもも、又今後工事を発注するにあたりましては、又検討をさせていただくことにさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） あくまでも拠点避難地だということをおっしゃいました。

と、するならば、いつ来るかわからない津波被害が来るわけですが、そうすると、芝生をちゃんと設置して防球ネットを立てたりして、サッカー場にするということ

になれば、避難所としての機能といたしますか、そこら辺が、即避難所で仮設住宅が建てられるという形にはなりにくいんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 芝生があっても、すぐ仮設住宅の材料がそろいさえすればできると思っております。

只、先程野崎議員から、下水道、水道の取付け口を早く決めて、ある程度のところは具体的な計画を立てるべきではないかという趣旨の意見がありましたが、そういう所は、本当にしっかり、すぐにでもつなげられるような計画を立てていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他にないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この事業の取り組みの当初、公園は復元するという話でしたが、単なる広場になってしまっております。

まだ今後、サッカー場に向けての芝生、ナイター設備を考えておられるようですが、これらは振興計画にも計上されておられません。この変更事業をOKすると、サッカー場へ一気に走り出します。今、サッカー場は、町の西側から九電、農村運動広場、それから今造成中のヘリポート、坂瀬川グラウンド、それから廃校した坂瀬川中学校グラウンド、都呂々中学校グラウンドがあります。これを上げると維持管理が求められる、いわゆる箱物事業になりますので、これに反対します。以上です。

○議長（山本政人君） 発言者をお願いをいたしておきますが、まず冒頭に賛成か反対かを申し上げて、それから意見を陳述ください。

次に、原案に賛成者の発言を許します。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は、あくまでも拠点避難地域の工事だということを前提に、賛成をいたしたいと思っております。

先程から、いろんな質問があり、又、私も質問をさせていただきました。その中で、いろんな、執行部からも回答を得た訳でございますけども、2、3、私自身も違和感を持つところはございます。しかしながら、とにかくこの工事は工事として、ちゃんとした請負契約を持ちながら、業者と町、発注者側が対等な立場で、何回も申しますけど、

対等な立場とか、私はいつも工事のときですね。対等な立場で事業を進めていくわけ
でございます。よって、今回の変更契約を、もう既にここまで来た以上は認めざるを得な
いと、私は思っているところでございます。

今後、いろんな場合において、発注者側である町のほうも、工事の中で当初は組み込
まれていなければいけなかった工事費を、作業に伴う工事費を抜かしていたんだとい
う、大きな反省点もございます。又、業者のほうも、いろんな工程を組んでいくわけ
ですから、その途中途中で気づいたといいますか、工事しながらこれはこがんしたいば
ってん、ちょっとここの抜けとっとじゃなかっただろかという、もう少し早め早めです
ね、やっぱ両者が話し合う機会、協議する機会を持っていていただきたいと思いま
す。よって、今回は、私は賛成の立場で、この工事請負の討論に参加をさせていただき
たいと思います。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。松本君。

○1番（松本良人君） 賛成の立場で申させていただきます。

いつも反対でございますけれども。今日は、ここで議長が、「これは避難地域だ。」と
いうようなことで、ここで立派に言っていただきました。その点、大いに私も議長の腹
に感激して賛成をします。

そして、今後とも、やはりルールの下にやっつけられるんだなということを痛感しま
したので、賛成の立場に立たせていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成する方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第77号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（1工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第78号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 次に、日程第19、議案第78号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第78号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結について。

平成26年9月8日、議案第322号により議決された苓北町拠点避難地造成工事（2工区）請負契約を、下記のとおり変更締結するものとする。

平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、工事名、苓北町拠点避難地造成工事（2工区）。2、当初契約金額、9,188万6,400円。3、第1回変更による増減額、1,969万7,267円です。これにつきましては、平成27年6月議会におきまして、1工区の際に話が出ました調整池の造成のための工事を追加したところでございます。

4、第2回変更による増減額、308万468円。これにつきましては、平成27年9月の議会において、増額変更の承認をいただいたところでございます。

5、第3回変更による増減額、112万6,870円。6、変更後契約額、1億1,579万1,005円でございます。

7、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由でございます。

地方自治法第96条1項第5号並びに議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

これについての補足の説明をさせていただきますので、まず、先程1工区に添付しておりました図面をご覧いただきたいというふうに思います。

今回の2工区におきましても、先程の1工区と同様、全体的に40cmの面的な仕上がりは、嵩上げというふうになっております。そのような中で、先程申し上げましたように、今回の工事箇所の土が粘性土混りで排水が良くない土であることから、この表面には0.7パーセントの勾配をきちんと確保し、排水する必要があると判断をいたしまして、グレーダーによる整地とマカダムローラーによるところの転圧を行い、整地面に岩

石や小石が飛び出さないようにするとともに、デコボコによる水たまり等ができにくいように整地をいたしまして、拠点避難地としての利用、それに加えて、今まで頻繁に利用されておりましたグラウンドゴルフ等の利活用にも支障がないように整地工を追加することといたしました。この整地工につきましては、面積が8,018㎡でございますので、直接工事費で72万9,638円の増額となります。

次に、擁壁工でACⅡの盛土量が精算で40㎡減となっております。これにつきましては、使用実績によるものでございまして、金額は単価500円でございますので、2万円の減額となります。

次に、調整池築造工で南西側になりますけども、埋め戻し部に洗堀防止のための張りコンクリート10㎡を追加をいたしました。この分が1万9,947円の増額です。

只今、説明を申し上げました分の合計が、直接工事費で72万9,538円の増額となります。最終的にこれらの総計額に諸経費を加えた中で、変更後の工事額は、1億1,707万8,480円となります。この額に2工区の請負率であります0.98900332を掛けまして、変更後の契約額は1億1,579万1,005円となり、変更前の請負額が1億1,466万4,135円ございましたので、今回112万6,870円の増額となるものでございます。

なお、工期につきましては、当初12月21日といたしておりましたけども、今回、更に延長いたしまして1月29日まで延長することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 只今、変更締結についての説明が終わりました。

ここで申し上げておきますが、この請負契約〔拠点避難地造成工事〕につきましては、先に議会で工事をするように決定をいたしております。それから第1回の変更による変更契約についても、議会で決定がなされております。そして又、第2回目の変更契約も、議会で決定がなされております。

今回の議案は、第3回目の変更による112万6,870円が妥当かどうかということとであります。

これから質疑を求めますが、質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、資料の添付ですが、1工区と2工区とありますので、当初1工区のとときに1工区の変更図面で1工区2工区入っているの、これで併用したいということでした。できますれば、1工区と2工区はコピーしてもしれたもんですので、それぞれに付けてほしいと思います。

それから、資料の横断面図の1、2、3の右側が2工区ですよ。ここが、幅2mで高さ40cmの段差をつくるということになります。これまでの事業の中で、ここは水が

多いから調整池もつくらなければならないということも、私たちはもういらんという話をしましたが、水が多いということです。それで2mで40cmの段差が、しかも地山じゃない、この盛土するわけですので、雨が降ったらそこから低いほうに流れていく可能性は非常に多いと思いますが、その心配はありませんか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回、ここの将来的な有効利用を含めたところの部分での検討もいたしたわけでございますが、先程も申し上げましたように、ここに工事の残土がこれだけ5,000m³出てくるというのが判明いたしましたのが、この温泉センター側はもう既に30mの高さで自由勾配側溝等の整備が、ほとんどといたしますか、ある程度進んでおりました。そういう中で、仮に全体を上げるとするならば、更にここで工事の手戻りが生じてまいります。そういう中で、ここの2mの区間の中で、まだこれも正直申し上げて40cmになるのか39cmになるのかというのは、本当に微妙なところであるんですが、余り違和感のない高さということの中で、今回この高さで調整をいたしました。そういう中で、元々グラウンド面にはなるべく水がたまらないというようなことの中で0.7パーセントの勾配を取っております。中で、例えば、グラウンドゴルフ等をされる場合でも、この外側の部分はなるべく広く有効利用できるというところの範囲を広くとるために、あえてここにこういう段差をつけました。そういう中で、おっしゃるように、ここだけの勾配がきついで、水が流れるスピードは確かに速くなりますので、おっしゃるような事態も想定されるかと思いますが、今回は、なるべくそういうことが起きにくいようにというようなことの中で、マカダムローラーでの転圧ということで、強く締め固めをして、この整地を仕上げたいというふうに考えたところでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 遊水池のほうに、かなりの土羽がありますね。多分これはグラウンドで降ったのをどこかで止めて、又一ヶ所に流すようなシステムは、グラウンドのほうにはあるかなかかは、ちょっと。ここに、なんか鉄止がありますけれども、これが有効に作動するか作動せんかはわからんわけですが、ここに降った雨が土羽に流れたときに、土羽の保全というのは考えてありますか。

それともう1点、これは企画政策課のほうに聞きたいと思います。企画政策課長よかですかね。これは、財政関係の会計検査あたりの場合の状況を聞きたいんですけども、例えば、ここ今、野崎議員がしきりに公園化とかなんかいろいろな話が出りました。そういったふうに、今後多目的で使う場合にその補助金の適化、これは補助金でもろうとれば補助金の適正化法とかなんかに触れると思いますが、財務あたりの借入金だけになれば財務の検査があると思いますが、そこら辺の会計検査あたりがどの程度まで

及ぶか、形状変更がどのくらいまでおおよそできるか、そこら辺をご説明をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今、このグラウンドからの水が勢い余ってその土羽のほうに流れ出す恐れはないのかということで、ご質問をいただいたところですが、この外周部には、これまでも説明をいたしておりますように、自由勾配側溝を敷設をいたしております。その自由勾配側溝については、蓋がかかっておるわけでございますが、10mのうちといたしますか、1本が2mもんでございますので、その内側に1m部分は50cm×50cmの蓋が入ります。その50cm×50cmの蓋というのが、10mあたりでいいますと、本来10枚ですけども、そのうちの1ヶ所はグレーチングをして水がそこに落ちていくというような仕組みでございます。併せまして、今現在、土羽のほうを、この内側につくっております自由勾配側溝よりも若干高めに つくって、なるべく水が落ちにくいような対応を、一応施工をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） この避難地の事業につきましては、緊急防災対策債で実施をしているところでございます。

で、将来的に、先の話がさっきから出ておりますが、それが具体的にどのような形になるのか、今のところはっきりわかりませんので、それがわからないと何とも答えようがないと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） かなりのフラットの面の水量も、これは大したもんだと思いますが、そこら辺は対策をとってあるということですね。

土羽のほうの面もかなりの水量になるんじゃないかなと思います。通常は、ここは何mですかね、6mくらいになるですかね、土羽の長さが。そういった場合は、もう1つのところの段のところあたりになんか、通常ならU字溝あたりが入れてですね、一旦そこで取って、又するということで、するのが当然だと思いますけれども、そこら辺は抜けとりますが。今後、模様を見てということでも、もう今ギリギリになっとりますからね、いいんじゃないかなと思います。今後は、そこら辺も検討していただきたいと思います。

それから、今の企画政策課の回答ですけれども、私、財務の会計検査あたりも受けた経緯がございますが、必要に応じてその会計検査があつて、形状変更とかなんかあつとれば、いろいろ指摘があつたりなんかする可能性があつとですね。

それで、そこら辺は何年間はこのまましときます、せんばんよ、とかいう決まりがあ

るんじゃないかなと思いますよ。そこら辺、形状変更を暗にしておかかなというのもありますので、もしそこら辺がまだ勉強不足であったならば、そこら辺も兼ねてひとつ調査をしていただきたい。そして、できれば教えてください。もう希望になればつまらんけん、私に教えてください。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） そういうことに指摘がありましたので、そこら辺は努力をして。町長。

○町長（田嶋章二君） 緊急防災対策事業でやった場合は、町がもろもろの施設、例えば、避難ビルとか、防災とかグラウンドとかつくるのであれば、それは認めるということを知っています。

○1番（松本良人君） 調べていただいて、町長の今の答弁が本当であれば、それで結構です。聞いておりますということでございましたので、はっきりした所をお願いします。

○議長（山本政人君） わかりました。では、そのようをお願いいたします。
他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許しますが、冒頭に反対か賛成かを述べてください。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 反対の立場で討論に参加します。

これは、やはり当初の設計が甘い、途中の設計が甘い、工事施工中のですね。

これは、断面見ていただければわかりますように、ACⅡをかなり使っています。その結果として5,000㎡が余ってきたんだということだろうと思います。具体的な数値はわかりませんが、このACⅡの土羽の下に敷かれている幅広いACⅡ。これを2段、3段、4段取ってしまえば、5,000㎡はこの中に入ってしまうわけです。

そうすれば、当初、土木管理課長が言われた600万円余分にいきますとか何とかちゅうのは、結果的に何もしなかったから今その対策に追われているわけです。ですから工事施工中に、やっぱり担当課、担当職員はそこら辺を注視すべきだったというふうに思います。

そういうことで非常に工事の施工が甘いと、設計も甘いということから、この変更契約に反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第78号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第79号 苓北町温泉プールの指定管理者の指定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第20、議案第79号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議案第79号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

平成27年12月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町温泉プール。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草市本渡町本渡614番地1、名称、合同会社りんせん、代表者、代表社員、金子純二。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の決議を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉プールの指定管理につきましては、現在の指定が平成28年3月31日ま

での指定期間となっております。このため、平成28年度から平成31年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、1つの団体から申請がありました。

応募者の合同会社りんせんの代表社員金子さんは、現在の苓北町温泉プール指定管理者である有限会社クアールトの設立から携わり、長年苓北町温泉プールの管理運営をされてこられました。今回独立され、これまでの経験を生かして、苓北町温泉プールの管理を行いたいと指定管理者の申請をされました。申請を受け、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例、苓北町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針等に基づき公の施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、事業計画書等についてのヒアリングを行い、審査した結果、評価点がガイドラインに規定する8割以上となり、合同会社りんせんが指定管理者候補として選定されましたので、今回提案するものでございます。

なお、審査項目、内容、委員5人による合計評価点は、次ページの評価項目総括表のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今の説明の中で独立されて今回指定管理者ということで名乗りをあげられたわけですけども、社員さんは何名ほど雇っておられるのかをまずお聞きします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 社員ですね。社員5名とパート5名、計10名程度で運営するというところでございます。

○7番（野崎幸洋君） 今まで、クアールトさんが、されておったわけですけども、そのときも、この人数ぐらいで営業をこちらの温泉センターの場合はされとったんでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 同程度の人数でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 町外の方から、ちょっと話を聞いたんですけども、他にも旧本渡市内には、こういった温水プールというのがあるんですけども、「他がほとんどなくて、苓北町にあるから大変重宝します。」という貴重な意見をいただいております。

で、そういった中で、できれば町内にも当然、宣伝、コマーシャルはされてると思うんですけども、町外の方にも、近隣、例えば天草町とか五和町とか、そういったところにもぜひ利用を広げるためにも、そういった呼びかけ、そして金額的な提示のPRをしてはどうかと思うんですけども、その辺のお考えはあるのかをお尋ねをします。

○議長（山本政人君） そういう指示をしてくださいということですか、お願いをして

くださいということですか。

○7番（野崎幸洋君） 質問ですから、意志があるのかをお聞きします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 第一義的には、町内の町民の皆さまの健康増進の施設でございますけども、運営上増収になりますので、そういうことも検討してまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） もう既に、実際その努力はしているところでございまして、熊本県の市町村共済組合の健康増進施設として指定を受けましたので、天草市の職員、そして苓北町の職員、県内の地方職員であれば、これは無料でできるように、そしてその金は共済組合から払っていただけるということです。

これはもっと、私もしょっちゅう行きますけれども、役場職員あたり大いに利用していただければ、本当に自分の健康にも役立つし、財政の健康にもつながっていくと。で、最近日曜日の昼間ぐらいに行きますと、見知らない子連れの方たちが何組か来ておられます。いちいち聞きませんが、どうも隣の町の職員の方たちじゃないかなという気もいたしておりますから、これをしっかり、みんなで宣伝して更に利用者が増えてくれるように頑張っていきたいと思っておりますし、他にも、町内でも、今やっぱり歩いておられる方が相当折られます。中には、もう相当足腰に負担がかかるからということで、坂瀬川グラウンドの芝生を使っておられて、非常に良いと聞いております。プールも、歩くだけでも非常に良いわけでございますので、そのことも含めて、教育委員会、そして我々一丸となってよく宣伝をしていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） クアーオルトにおられた方が独立されてということでお話ですので、この類似施設の運営の実績というのは、そういう意味で、これは20点、まあ本来ならば、初めてならば0点、前に実績があれば20点というような評価になるかと思うんですけども。独立されて、前におられたクアーオルトにおられて独立されたからというような点数で、これになってるんですかというのが1つと。

それと収支計画内容の計画性及び実績の可能性というのが、ちょっと低いような感じがするんですけども、それとその下の段の安定的な運営の可能性の事務的な能力、これについてもちょっと低いような感じがするんですけども、ここら辺は前におられた方も入って管理をされるか、新しく採用されてされるのか、低かった理由というのを、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） まず、類似施設という点では、一応クアーオルトでの経験

を加味して運営ができていたということで、得点を入れております。

クアーオルトですね、クアーオルトをしているということです。それと、安定的な運営の可能性の部分でございます。

○11番（錦戸俊春君）　ここら辺が、低っかけんですね。

何か理由があつとですか。

○教育課長（汐崎正喜君）　まあ、合同会社でございまして、金融機関からの借入れ等についての部分でやはり低くなったのかなという、そこがですね、資産とかいうのが、まだ始まったばかりでございますので、そこで低くなっております。いわゆる今までの実績というか、それがありませんのでちょっと低くなったということでございます。その金額的にはですね。そういうことでございます。

○議長（山本政人君）　他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君）　勉強不足で申し訳ございませんが、委託料の算定方法を教えていただけますか。

○議長（山本政人君）　教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君）　委託料の算定につきましては、電気水道料とそれと今までの町が直営でしてきた場合の人件費等を加味しまして、委託料を算定しております。

○議長（山本政人君）　松本君。

○1番（松本良人君）　努力されて、会員が、使用者が多くなったら、それだけ委託者の方に手元に残るという方法なんですか。それとも、マイナスになった場合は、もうマイナスですよということなんですかね。

○議長（山本政人君）　教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君）　自主事業を通して事業者が利益を得られた場合は、その事業者の利益ということでしております。

○議長（山本政人君）　松本議員、3回目の質問ですから。

○1番（松本良人君）　お尋ねの3回目です。

今、平成26年、前年度の委託料を見ますと1,671万3,000円、おおよそ1日74人というような平均でございます。多分固定客が50名ぐらいおられるんじゃないかなということでもあります。私の推測です、これは。

それで、単純に日数を割っても740円ぐらいの町費の負担金です。1回あたりですね。要するに50名ぐらいの方が、これは回数券です、年会費ですね、50名の方が常時おいでになるので、その方の分を300日ぐらいは行かっとならぬかなということ引いた場合、7,530人ぐらい。その7,530人ぐらいとプラスの50人を足して1日1人あたりどんくらいいっとだろかなと、今ざあつと算定してみたんですが、おおよそ2,200円ぐらいですよ。それだけ今、先程町長さん、大変な貴重な指

導方法を教えていただいたんですが、結構、やっぱり健康にはそんな良いと思うとですとですけども、案外利用の方が少ないんじゃないかなと思います。

そこら辺、事業所の方と一緒に、ぜひPRなんかは、今どういった形でなさつとらっとですかね。ぜひ、そこら辺をお願いします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 利用者増のための方策として自主事業等をするとともに、PRについては町の広報等を通じてPRするように、管理者と今後計画を立ててまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） ぜひ利用者が増えるように、教育課長、いろいろ協議をしてください。

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 閉会中の継続（審査）調査の件

○議長（山本政人君） 次に、日程第21、閉会中の継続（審査）調査の件についてを議題とします。

このことについては、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化等検討特別委員長、議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続（審査）調査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続（審査）調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続（審査）調査とすること

に決定しました。

-----○-----

日程第 2 2 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 次に、日程第 2 2、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 2 7 年第 6 回 荅北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でございました。

閉会 午後 4 時 2 7 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員